

みりょく
壬力いっぱい みんなが主役
ずーっと住みたい わくわく壬生町

壬生町

第7次総合振興計画 前期基本計画

令和8年3月

栃木県 壬生町





町長挨拶

第7次総合振興計画・前期基本計画策定にあたって

はじめに、第7次総合振興計画策定にあたり、多くの皆様にご協力いただきましたことを深く感謝申し上げます。

壬生町は、先人の高い志と町民一人ひとりのたゆまぬ努力により、豊かな自然と文化が息づくまちとして発展を遂げてまいりました。

また、充実した医療環境、交通利便性の高さ、「おもちゃのまち」という唯一無二の地名など全国に誇れる地域資源により、「住みやすいまち」、「訪れたいまち」として注目をいただく機会が増えてまいりました。

その一方、地方を取り巻く環境には依然として厳しい課題が山積しており、壬生町も例外ではありません。そして、その最たるものが人口減少問題であると考えています。出生率の低下や地域のつながりの希薄化に対応するためには、これまで以上に多角的な視点で施策を計画、推進していくことが必要不可欠です。同時に、物価高騰や気候変動など、町民の皆様の生活に直結する課題への対応も急務です。今まさに、壬生町の未来をいかに築き上げていくか、行政の真価が問われる時代に突入しています。

第7次総合振興計画では、「壬力いっぱいみんなが主役 ずっと住みたいわくわく壬生町」という新たな将来都市像を掲げ、より魅力的で住みやすいまちづくりに向けた挑戦をスタートさせます。子育て支援や健康福祉施策の充実はもちろんのこと、環境負荷低減に向けた取り組み、生活利便性や地域経済のさらなる向上、歴史ある文化と地域資源を活かしたまちづくりを着実に進めていくことで、一人ひとりが自分らしい幸せを実感できる町を目指してまいります。

また、壬生町の「壬力」*をよりいっそう発信していくことで、「ここに住みたい」と思っただけの人をさらに増やし、人口減少という大きな課題にも立ち向かっていきたいと考えています。町民の皆様とともに歩みを進めることが、これからの壬生町にとって何より重要です。これからの10年が、町民の皆様にとって「壬生町に住んでいて良かった」と心から思えるものになるよう、全力で取り組んでまいります。皆様の温かいご支援、ご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月

壬生町長 小菅一弥

*壬力：医療環境や子育て環境など壬生町の持つ魅力や、活力、創造力など、地域や住民が持つ様々な力を表現した造語です。

I	計画策定にあたって	7
I-1	計画策定の目的及び趣旨	8
I-2	計画の構成と期間	9
I-3	「総合計画」と「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の統合	10
I-4	壬生町の概要	11
1	位置・地勢	11
2	沿革	12
3	人口・産業等	12
4	地図	17
5	地域資源	18
I-5	住民ニーズの動向	20
1	住民意識調査の概要	20
2	みぶ“まちづくり”住民会議の概要	25
3	懇談会の概要	27
I-6	第6次総合振興計画後期基本計画の達成状況	29
1	協働・行政経営	29
2	安全・安心	30
3	子育て・健康増進	30
4	都市基盤	31
5	自然環境・生活環境	31
6	教育・文化	32
7	産業振興	33
I-7	社会動向からみた壬生町の分野別課題	34
1	少子高齢化に伴う社会構造の変化	34
2	社会の変革	35
3	暮らしの変化	36
4	地方自治の変革	36
II	人口ビジョン（人口見通し）	37
II-1	人口に関する本町の現状	38
1	合計特殊出生率の推移	38
2	人口動態の推移	38
II-2	人口の将来展望	39
III	基本構想	41
III-1	将来都市像	42
III-2	まちづくりの基本姿勢	43
1	安心して子どもを産み育て人を育むまち	43
2	豊かな自然と人が共生する持続可能なまち	43
3	いくつになっても健康に暮らせるまち	43
4	地域の特性を活かした住みやすいまち	44
5	安全で安心して暮らせるまち	44
6	壬力のある産業で活気に満ちたまち	44
7	互いに支え合い自分らしく暮らせるまち	44
III-3	施策の体系	46
III-4	土地利用構想	47
1	土地利用の基本的な考え方	47
2	土地利用の構成	47

IV	前期基本計画	51
IV-1	壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略	53
IV-1-1	壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ	54
IV-1-2	壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略の展開	54
	基本目標1 壬生町における安定した雇用を創出する	55
	基本目標2 壬生町への新しいひとの流れをつくる	57
	基本目標3 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる	60
	基本目標4 新たな技術を活用して壬生町で安心して暮らし続ける	62
IV-2	分野別計画	65
	基本姿勢 1 安心して子どもを産み育て人を育むまち	67
	基本姿勢 2 豊かな自然と人が共生する持続可能なまち	77
	基本姿勢 3 いくつになっても健康に暮らせるまち	85
	基本姿勢 4 地域の特性を活かした住みやすいまち	99
	基本姿勢 5 安全で安心して暮らせるまち	111
	基本姿勢 6 壬力のある産業で活気に満ちたまち	117
	基本姿勢 7 互いに支え合い自分らしく暮らせるまち	129
V	行政改革大綱	139
V-1	策定の趣旨	140
1-1	策定の目的	140
1-2	これまでの取組み	141
V-2	行政改革大綱の位置づけ	142
V-3	基本目標と方向性	143
1	住民と行政の協働によるまちづくり	143
2	時代の変化に対応したデジタル技術を活用するまちづくり	143
3	持続可能な行政経営によるまちづくり	143
V-4	基本方針	144
基本方針1	住民や地域との協働の推進	144
基本方針2	効率的で質の高い行政サービスの推進	144
基本方針3	持続可能な行政経営の推進	144
V-5	行政改革の進め方	145
1	推進方策	145
2	推進体制	145
VI	資料編	147
VI-1	策定の体制	148
VI-2	壬生町議会の議決すべき事件を定める条例	149
VI-3	壬生町総合振興計画の策定（改定）に関する要綱	150
VI-4	壬生町企画委員会条例	154
VI-5	壬生町企画委員会規程	156
VI-6	壬生町分野別懇談会 参加者名簿	160
VI-7	壬生町みぶ“まちづくり”住民会議設置要綱	162
VI-8	計画策定の経緯	164

I

計画策定にあたって

II

人ロビジョン

III

基本構想

IV

前期基本計画

V

行政改革大綱

VI

資料編

I

計画策定にあたって

- I-1 計画策定の目的及び趣旨
- I-2 計画の構成と期間
- I-3 「総合計画」と
「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の統合
- I-4 壬生町の概要
- I-5 住民ニーズの動向
- I-6 第6次総合振興計画後期基本計画の達成状況
- I-7 社会動向からみた壬生町の分野別課題

壬生町(以下「本町」という。)では、平成28年に「子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”」を町の将来都市像とした「壬生町第6次総合振興計画」を策定し、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その間、人口減少・少子高齢化、地震や豪雨、台風等の災害への不安の高まり、新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式の実践やデジタル化の加速等、社会経済情勢は変化しており、町民ニーズや行政に求められる役割も大きく変化してきました。

また、国においては、令和42年の総人口を1億人に維持することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が継続されています。目標人口達成のため、出生率等の改善や東京圏への人口一極集中を是正するさらなる取り組みが必要となっています。出生率等の改善には、雇用の確保、子育て環境の充実、地域特性に応じた環境整備、ワーク・ライフ・バランス*等の課題に早急に対応し、東京圏に先行して地方が活性化する地方創生が求められています。本町においても、「第2期壬生町人口ビジョン壬生町創生総合戦略」により、壬生創生プロジェクトを推進しているところです。

こうした状況変化を踏まえ、新たな課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが、行政には求められています。

「まちの将来都市像」の実現に向けて、本町の地域特性や地域資源を十分に活かし、町民と行政の協働により各種まちづくりを進めることで、地域課題を解決し、次代を担う世代に「夢と希望」を引き継げるよう、令和8年度から令和17年度までの壬生町第7次総合振興計画基本構想及び令和8年度から令和12年度までの前期基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

あわせて本計画を効果的に推進するため、「第2期壬生町人口ビジョン壬生町創生総合戦略」を改訂した「壬生町人口ビジョン・壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を前期基本計画と一体的に策定します。

*ワーク・ライフ・バランス：男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

I-2 計画の構成と期間

計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階で構成します。

基本構想

- 本町における「まちづくり」の基本的な理念を示すとともに、目指す将来都市像とこれを実現するための施策の基本姿勢を明らかにしたものです。
- 「まちづくり」に関する施策や活動に関しては、本町が主体となって行うもの以外についても対象とします。
- 期間は、令和8年度を初年度とし、令和17年度までの10年間とします。

基本計画

- 基本構想における基本姿勢に沿って、本町の将来都市像を実現するために必要な基本的施策を明らかにしたものです。
- 本町が主体となって実施する施策と、これらを効果的に推進するための方策を定めたもので、実施計画の基本となる計画です。
- 期間は、基本構想の10か年のうち、令和8年度～令和12年度までの5か年を前期基本計画とし、令和13年度～令和17年度までの5か年を後期基本計画とします。

実施計画

- 基本計画に示された諸施策を年度ごとに具体化し、実際の行財政運営の中での取り組みを明らかにした計画です。
- 期間は2か年とし、毎年見直しを行うローリング方式をとっており、予算編成や事務事業の執行の具体的な指針となるものです。

▶ 本計画の計画期間

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
基本構想	10年間									
基本計画	前期計画 5年間					後期計画 5年間				
実施計画	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間
		2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間

I-3

「総合計画」と「デジタル田園都市 国家構想総合戦略」の統合

国においては、「地方創生」を10年前に開始して以降、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国各地で地方創生の取組が行われましたが、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至りませんでした。

そこで、地方創生をより加速させていくために、これまでの地方創生の取組成果と課題を活かし、一人ひとりの豊かな暮らしと実感につながる「地方創生2.0」の考え方が示されています。

本町では、平成27年に「壬生町人口ビジョン・壬生町創生総合戦略」、令和2年に「第2期壬生町人口ビジョン・壬生町創生総合戦略」を策定し、人口減少対策と地域活性化を核とする本町独自のまち・ひと・しごと創生に取り組んできました。

こうした経緯を踏まえ、引き続き次の5年においても、人口減少対策と地域活性化に取り組むため、本計画と「壬生町人口ビジョン・壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を一体的に策定し、施策の推進及び評価・改善を統合させることで、本町の持続的な発展を目指します。

【本計画と壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略の統合イメージ】



2 沿革

本町では、恵まれた自然を背景に、原始・古代から多くの人々が暮らしていたことから、当時の遺跡が数多く確認されており、「毛野国」の中心地であったことを現在に伝えています。

室町時代になると寛正3(1462)年 壬生氏によって壬生城が築かれ、江戸時代を経て明治維新を迎えた最後の城主が鳥居氏でした。この間、壬生城の城下町、日光街道の宿場町として、また黒川を利用した河川交通の要衝として栄えました。

明治になると廃藩置県で壬生県が誕生し、後に町村制施行を経て壬生町となり、昭和29年には壬生町と稲葉村が合併、翌30年には南犬飼村を編入し、新たな壬生町が生まれました。

昭和30年代からおもちゃ団地や獨協医科大学の誘致を進め、平成以降は北関東自動車道及び壬生インターチェンジ、県道宇都宮栃木線等が整備されるとともに、壬生総合公園、東雲公園をはじめとした公園や緑地が充実した、便利で快適な「緑園都市」として発展しました。

また、平成28年には世界的工作機械メーカーの進出、令和4年には大型会員制スーパーの出店など、産業面での発展も進み、近年では、「住みよい 住み続けたい」と思う町民が8割を超え、さらなる「住みたい 住み続けたい町」としての歩みを進めています。

3 人口・産業等

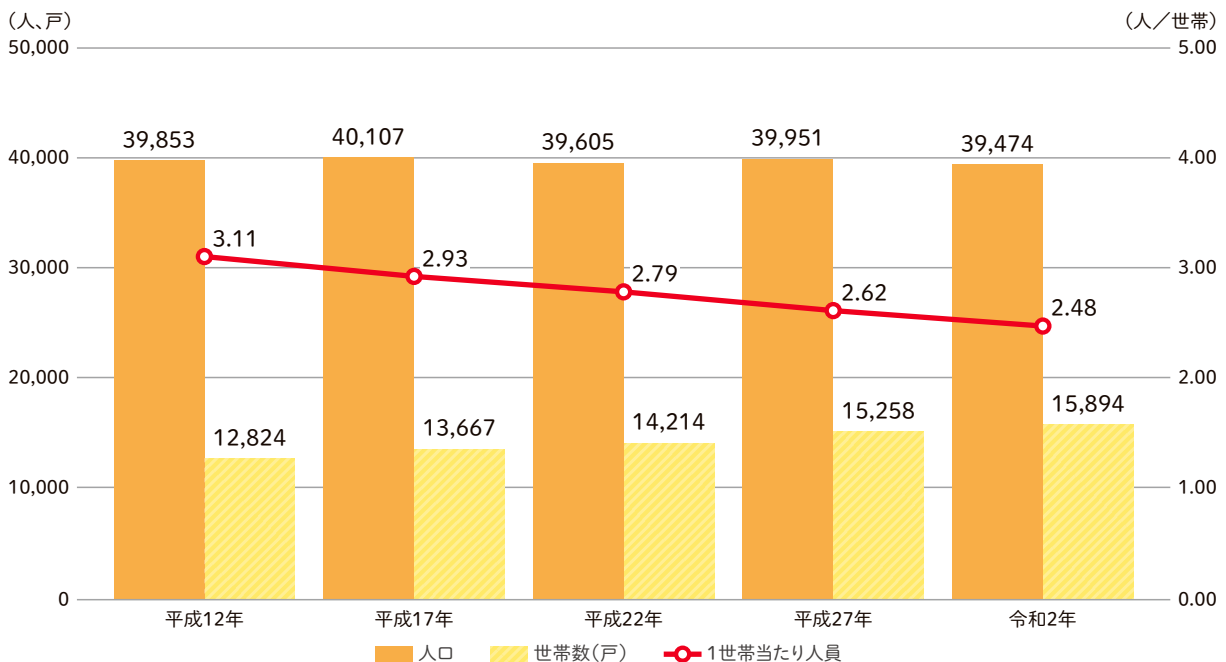
① 人口・世帯数の推移

本町の人口は、令和2年が39,474人で、平成12年から令和2年までは増減はあるものの減少傾向にあり、平成12年と比較すると、379人減少しています。

世帯数は、令和2年が15,894世帯で、増加傾向にあり、平成12年と比較すると、3,070世帯の増加となります。

一世帯当たり人員では、令和2年が2.48人/世帯で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると0.63人/世帯の減少となります。核家族化が進んでいます。

◆◆◆ 人口・世帯・1世帯当たり人員の推移 ◆◆◆

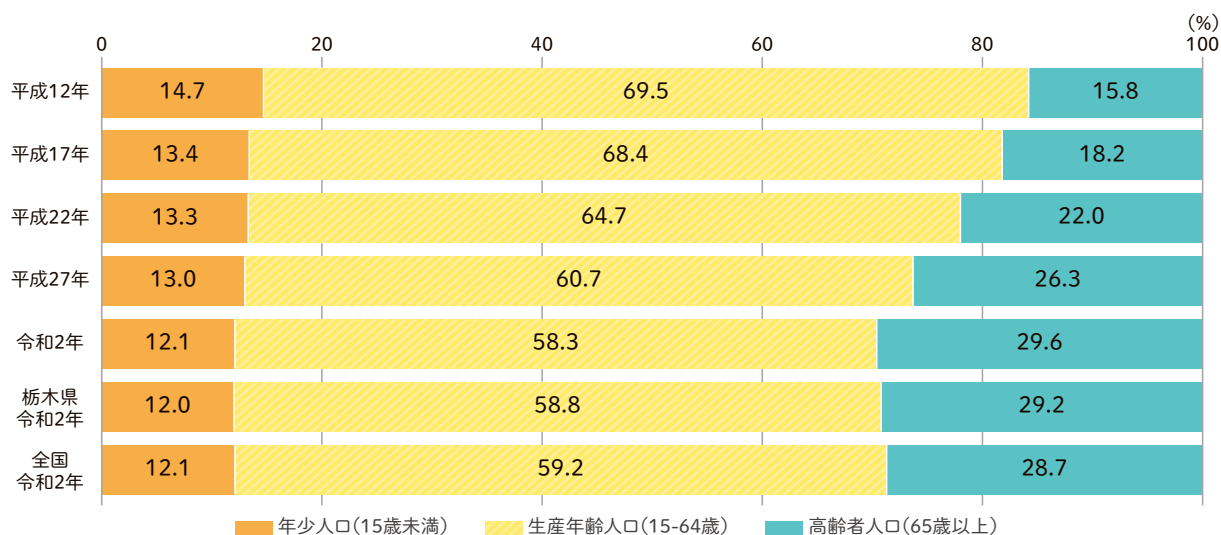


資料：国勢調査(各年10月1日)

② 年齢別人口の推移

本町の年齢別人口構成は、年少人口では、令和2年が12.1%で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると、2.6ポイントの減少となります。生産年齢人口では、令和2年が58.3%で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると、11.2ポイントの減少となります。高齢者人口では、令和2年が29.6%で、増加傾向にあり、平成12年と比較すると、13.8ポイントの増加となります。また、県の年少人口(12.0%)、生産年齢人口(58.8%)、高齢者人口(29.2%)と比較すると、県平均に近い水準で、少子高齢化が進行しています。

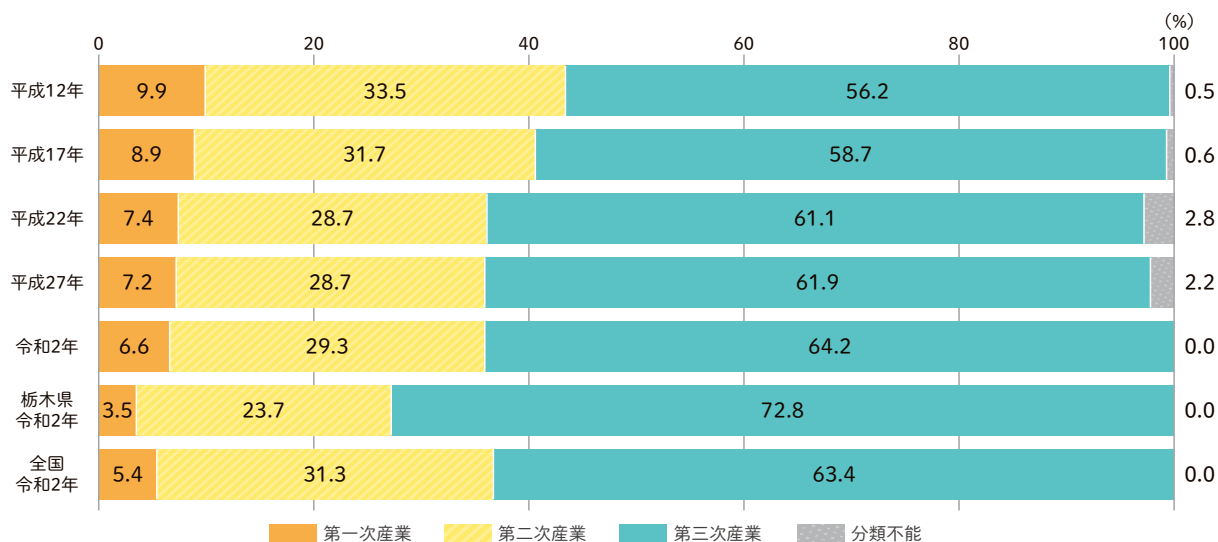
◆◆◆ 年齢3区分別人口割合の推移 ◆◆◆



③ 就業人口構成の推移

本町の就業人口構成は、第一次産業では、令和2年が6.6%で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると、3.3ポイントの減少となります。第二次産業では、令和2年が29.3%で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると、4.2ポイントの減少となります。第三次産業では、令和2年が64.2%で、増加傾向にあり、平成12年と比較すると、8.0ポイントの増加となります。全国的傾向と同様に、農業や製造業の就業者が減少しています。

◆◆◆ 産業別就業人口割合の推移 ◆◆◆



※端数処理の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

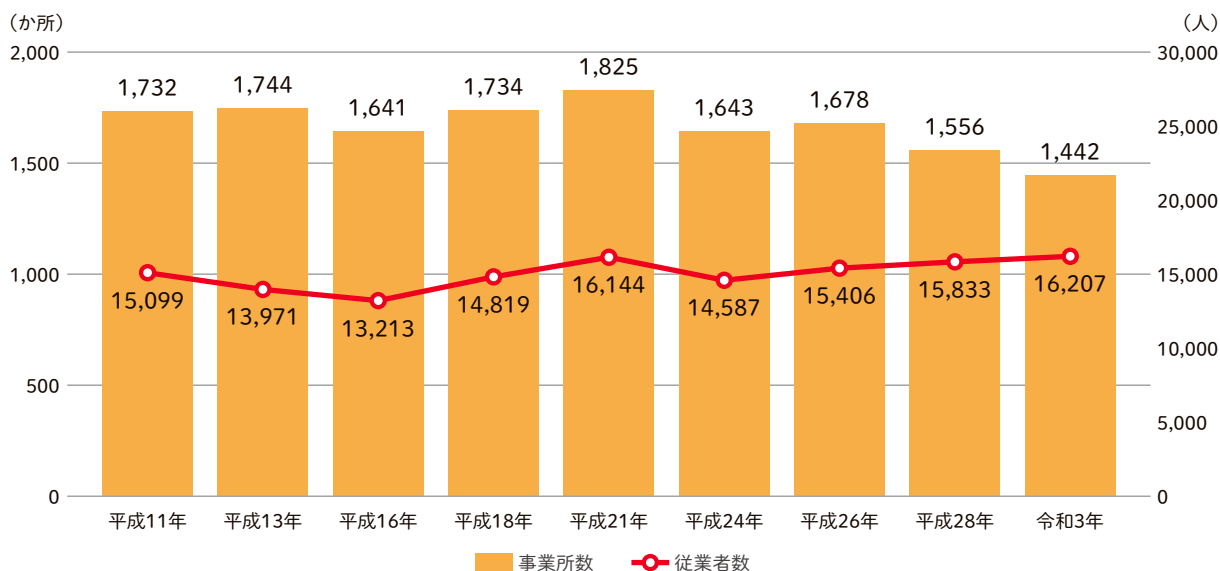
資料：国勢調査(各年10月1日)

4 事業所・従業者数の推移

本町の事業所数は、1,442～1,825か所で推移しており、令和3年は1,442か所と前年より減少し、平成11年と比較すると290か所減少しています。

従業者数は、13,213～16,207人で推移しており、令和3年は16,207人と前年より増加し、平成11年と比較すると1,108人増加しています。

◆◆◆ 事業所・従業者数の推移 ◆◆◆



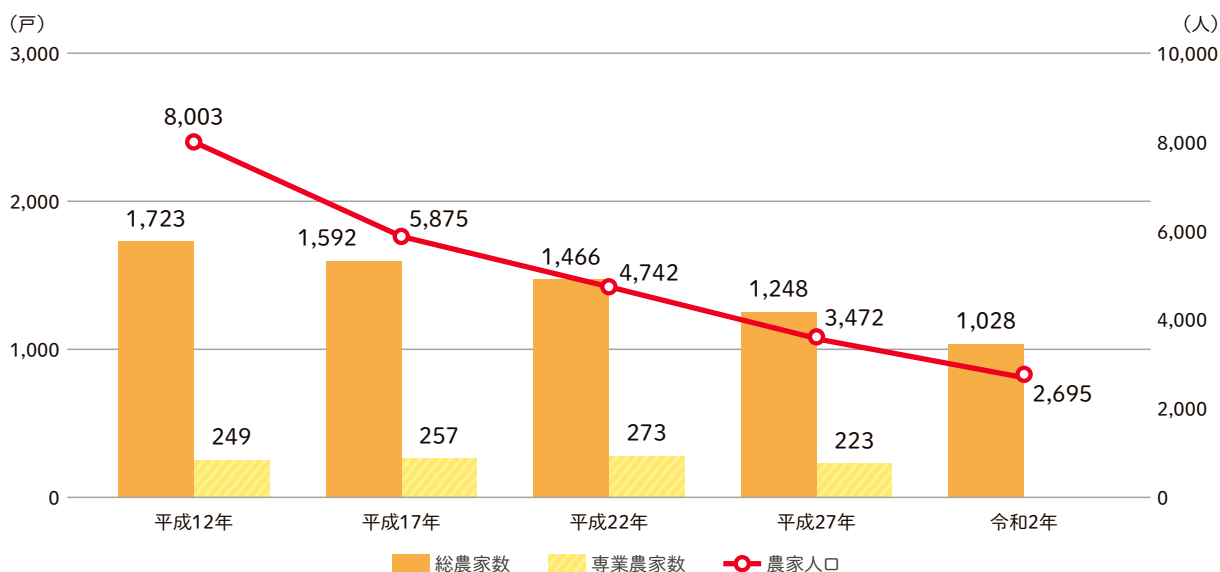
資料:事業所・企業統計調査

5 農業の状況

本町の総農家数は、令和2年が1,028戸で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると総農家数で695戸減少しています。

農家人口は、令和2年が2,695人で、減少傾向にあり、平成12年と比較すると5,308人減少しています。

◆◆◆ 農家数・農家人口の推移 ◆◆◆



※令和2年の専業農家数はデータなし

資料:農林業センサス

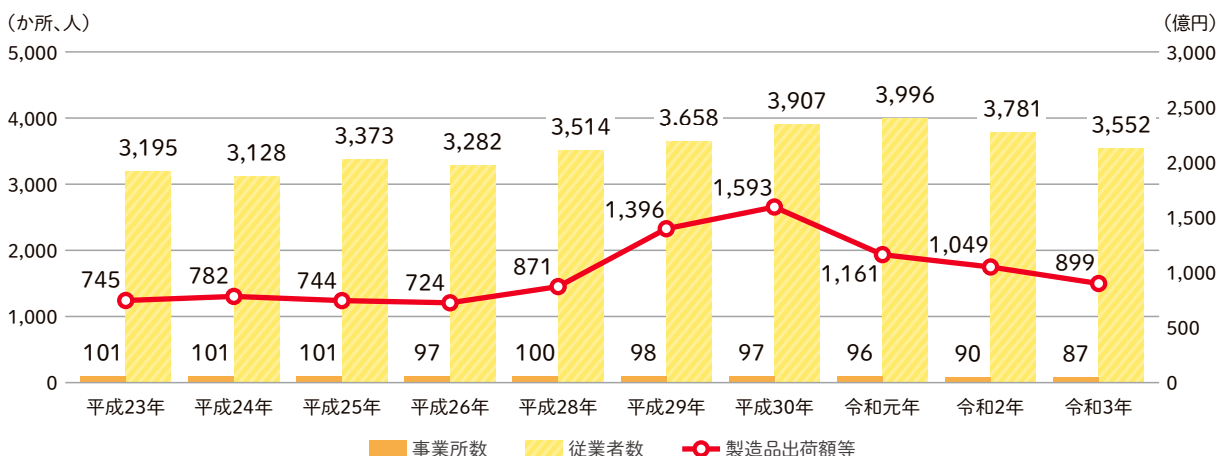
6 工業の状況

本町の事業所数は、87～101か所で推移しており、令和3年が87か所と前年より減少し、平成23年と比較すると14か所減少しています。

従業者数は、3,128人～3,996人で推移しており、令和3年が3,552人と前年より減少していますが、平成23年と比較すると357人増加しています。

製造品出荷額等は、724～1,593億円で推移し、令和3年が899億円と前年より減少していますが、平成23年と比較すると154億円増加しています。

◆◆◆ 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 ◆◆◆



資料:工業統計調査

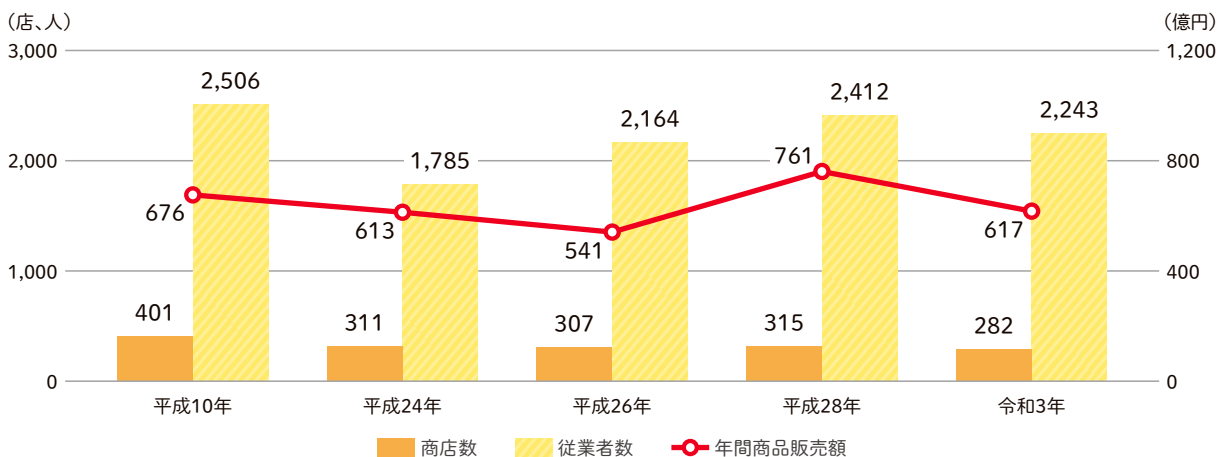
7 商業の状況

本町の商店数は、282～401店で推移しており、令和3年が282店と前年より減少し、平成10年と比較すると、119店減少しています。

従業者数は、1,785～2,506人で推移しており、令和3年が2,243人と前年より減少し、平成10年と比較すると、263人減少しています。

年間商品販売額は、541～761億円で推移しており、令和3年が617億円と前年より減少し、平成10年と比較すると、59億円減少しています。

◆◆◆ 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移 ◆◆◆



資料:商業統計調査

4 地図



5 地域資源

本町には、その立地する地理・地形的特性や歴史、築き上げられてきたまちづくりの実績など、まちづくりに活用できる豊富な地域資源があります。

これらは、町の財産であり、壬生の大切な宝(地域資源)です。これからは、地域資源を活かした壬生らしい個性あるまちづくりを目指していくことになります。

誇れる
歴史的遺産を
次代につなげるまち
「みぶ」



国指定の5基の古墳



壬生一里塚



伝統的な祭事・芸能

豊かな自然に
恵まれたまち
「みぶ」



獨協いちよう並木



北っ子の森

特色ある
産業のあるまち
「みぶ」



おもちゃ団地



みぶ羽生田産業団地



みぶブランド



みぶの妖精



総合公園



東雲公園



城址公園



獨協医科大学病院



総合運動場



水処理センター



清掃センター

ゆとりある生活と
安心を支えるまち
「みぶ」

魅力あふれる
観光資源を
発信するまち
「みぶ」



ふるさとまつり

利便性の高い
広域交通環境が
整備されたまち
「みぶ」

みぶハイウェイパーク
みらい館

32（みぶ）の日



県道宇都宮栃木線



東武宇都宮線



バンダイミュージアム



おもちゃ博物館

北関東自動車道・
壬生IC

ゆうがおバス

デマンドタクシー
“みぶまる”町コミュニティバス
“みぶーぶ”

I-5

住民ニーズの動向

1 住民意識調査の概要

① 調査の概要

▶ 調査の目的

壬生町第7次総合振興計画策定のための基礎調査として、住民の生活環境や行政に関する意見や意向を把握することを目的としています。

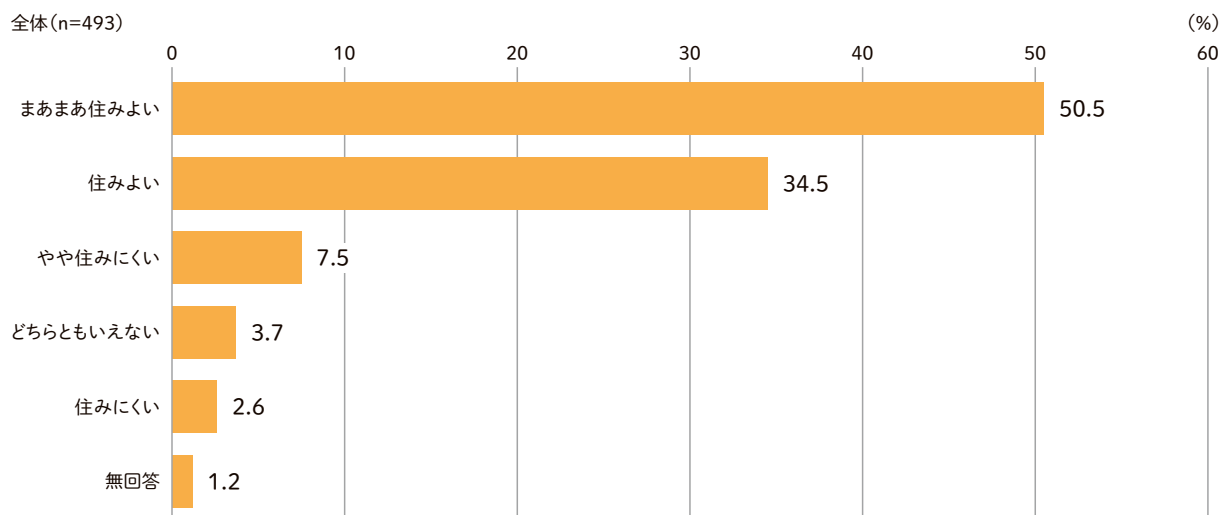
▶ 実施の概要

調査対象	1,500人（壬生町に在住する15歳以上の町民）
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収またはWEBによる回答
調査時期	令和6年9月13日（金）～9月24日（火）
配付数	1,500票
回収数	493票
回収率	32.9%

② 調査結果の概要

▶ 住みやすさについて

住みやすさについては、「まあまあ住みよい」が50.5%と最も高く、次いで「住みよい」が34.5%、「やや住みにくい」が7.5%となっています。

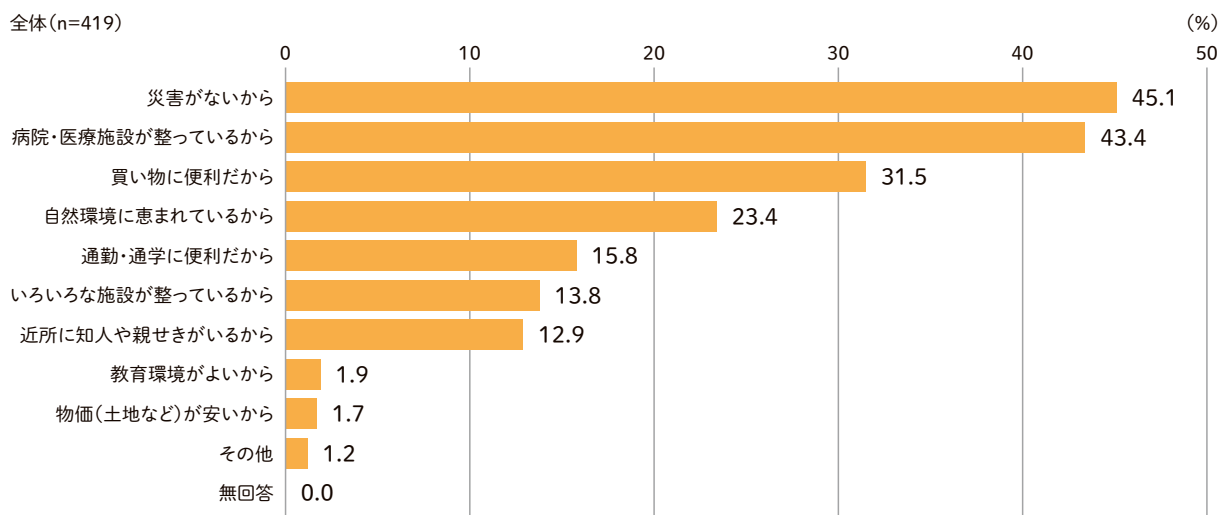


◆◆◆ 前回調査との比較 ◆◆◆

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上が網掛け	R 6 (A)	R 1 (B)	H 25 (C)	比率変化 (A - C)
住みよい	34.5	34.6	38.4	-3.9
まあまあ住みよい	50.5	50.9	49.6	0.9
やや住みにくい	7.5	6.9	7.0	0.5
住みにくい	2.6	2.0	1.4	1.2
どちらともいえない	3.7	3.9	3.5	0.2

▶ 「住みよい」理由について

「住みよい」の主な理由については、「災害がないから」が45.1%と最も高く、次いで「病院・医療施設が整っているから」が43.4%、「買い物に便利だから」が31.5%となっています。

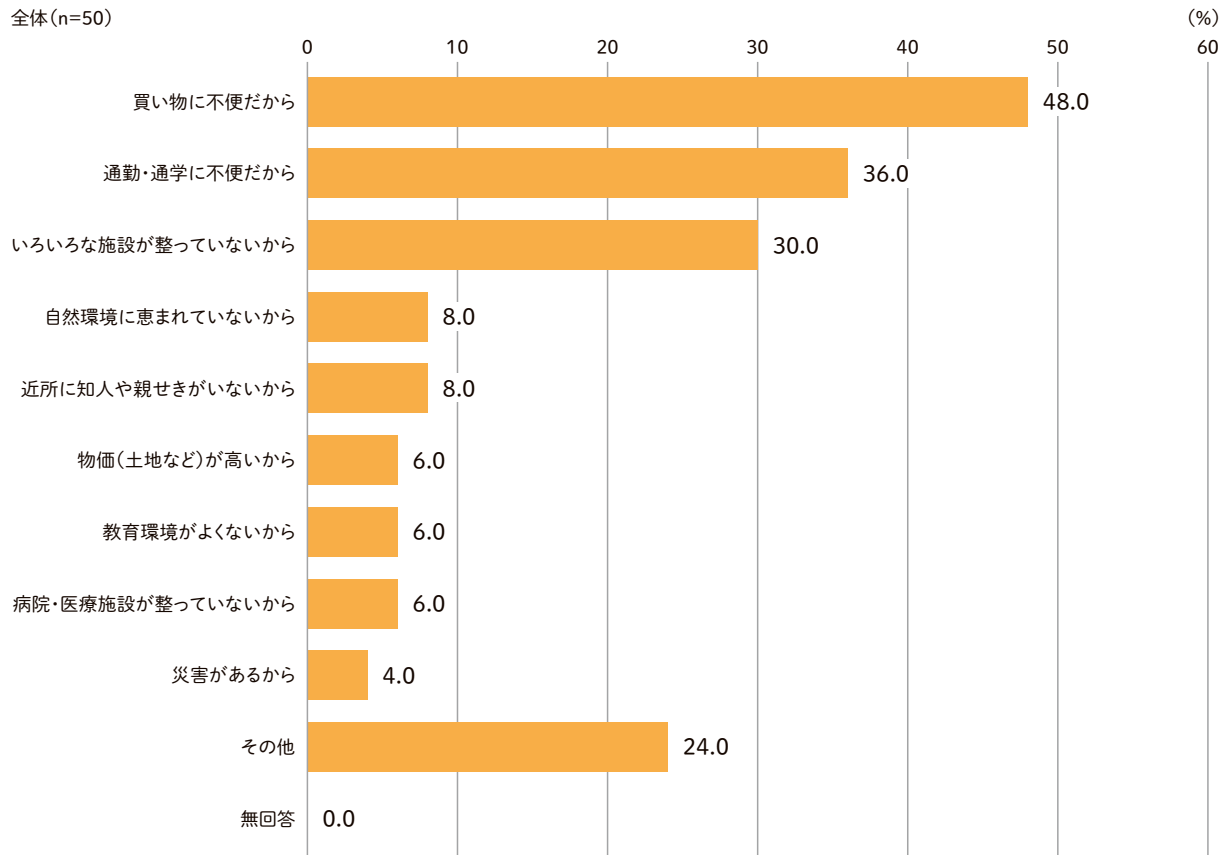


◆◆◆ 前回調査との比較 ◆◆◆

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上が網掛け 上位5項目	R 6 (A)	R 1 (B)	H 25 (C)	比率変化 (A - C)
災害がないから	45.1	43.8	58.1	-13.0
病院・医療施設が整っているから	43.4	50.6	48.7	-5.3
買い物に便利だから	31.5	24.1	20.6	10.9
自然環境に恵まれているから	23.4	24.6	28.1	-4.7
通勤・通学に便利だから	15.8	15.6	15.0	0.8

▶ 「住みにくい」理由について

「住みにくい」の主な理由については、「買い物に不便だから」が48.0%と最も高く、次いで「通勤・通学に不便だから」が36.0%、「いろいろな施設が整っていないから」が30.0%となっています。



◆◆◆ 前回調査との比較 ◆◆◆

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上が網掛け 上位5項目	R 6 (A)	R 1 (B)	H 25 (C)	比率変化 (A - C)
買い物に不便だから	48.0	62.7	56.0	-8.0
通勤・通学に不便だから	36.0	17.9	28.0	8.0
いろいろな施設が整っていないから	30.0	35.8	34.0	-4.0
自然環境に恵まれていないから	8.0	3.0	4.0	4.0
近所に知人や親せきがないから	8.0	1.5	8.0	0.0

▶ 生活環境や各種施策についての満足度、不満度について

生活環境や各種施策の満足度（「満足である」と「どちらかといえば満足である」の合計）では、「病院などの医療設備や医療水準」が55.8%と最も高く、次いで「広報みぶなどの広報広聴活動」が37.0%、「夜間・休日などの救急医療」が35.9%となっています。

不満度（「どちらかといえば不満である」と「不満である」の合計）では、「身近な生活道路の整備」が38.4%と最も高く、次いで「鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通」が31.6%、「歩道やガードレールの設置、交通安全教育の推進など交通安全」が22.1%となっています。

分野		満足度	不満度
1 行財政	1位	広報みぶなどの広報広聴活動(37.0%)	公共施設(スポーツ・レクリエーション施設や文化施設など)の広域的な利用(16.1%)
	2位	都市計画税の廃止など住民負担の軽減(30.3%)	地域の集会施設(自治会集会所)(13.8%)
2 保健福祉	1位	病院などの医療設備や医療水準(55.8%)	児童館や身近な遊び場などの施設(17.4%)
	2位	夜間・休日などの救急医療(35.9%)	寝たきり高齢者や障がい者のための在宅サービス(13.2%)
3 基盤整備	1位	鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通(24.0%)	身近な生活道路の整備(38.4%)
	2位	土地区画整理事業などの都市基盤整備(22.3%)	鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通(31.6%)
4 生活環境	1位	身近な公園や大規模な総合公園など公園緑地の整備(33.6%)	歩道やガードレールの設置、交通安全教育の推進など交通安全(22.1%)
	2位	ごみの収集や減量化の推進などごみ処理対策(31.5%)	交番や防犯灯の設置など防犯対策(21.5%)
5 教育文化	1位	公民館等で開催される講演会や音楽会などの文化事業の内容(24.3%)	体育館や運動場などのスポーツ・レクリエーション施設(14.6%)
	2位	図書館の整備や管理運営(22.1%)	図書館の整備や管理運営(10.7%)

▶ 生活環境や各種施策について特に力を入れるべきことについて

生活環境や各種施策について特に力を入れるべきことでは、「身近な生活道路の整備」が40.8%と最も高く、次いで「鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通」が33.1%、「公共施設（スポーツレクリエーション施設や文化施設など）の広域的な利用」が26.0%となっています。

分野		重要度
1 行財政	1位	公共施設（スポーツレクリエーション施設や文化施設など）の広域的な利用（26.0%）
	2位	都市計画税の廃止（課税0）など住民負担の軽減（19.5%）
	3位	経費や人員の削減など健全な行財政運営（18.5%）
2 保健福祉	1位	地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者支援体制（20.3%）
	2位	デイサービスや介護老人福祉施設などの整備（19.1%）
	3位	寝たきり高齢者や障がい者のための在宅サービス（13.8%）
3 基盤整備	1位	身近な生活道路の整備（40.8%）
	2位	鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通（33.1%）
	3位	県道など主要道路の整備（16.0%）
4 生活環境	1位	歩道やガードレールの設置、交通安全教育の推進など交通安全対策（17.8%）
	2位	交番や防犯灯の設置など防犯対策（15.8%）
	3位	雨水排水や汚水処理など下水道の整備（13.0%）
5 教育文化	1位	小・中学校などの学校教育施設（14.8%）
	2位	体育館や運動場などのスポーツレクリエーション施設（14.8%）
	3位	図書館の整備や管理運営（11.4%）

2 みぶ“まちづくり”住民会議の概要

1 住民会議の目的

住民の日ごろの町に対する課題観や10年後を見据えた取り組みのアイデア等を伺い、計画の検討材料を得ることを目的として住民会議を行いました。

2 開催数及び実施日時等

回数	日時	場所	参加人数
第1回	令和6年10月30日(水) 18:00～20:00	壬生町役場 大会議室	9名
第2回	令和6年11月19日(火) 18:00～20:00	壬生町総合運動場管理棟 2階会議室	8名
第3回	令和6年12月6日(金) 18:00～20:00	壬生町役場 大会議室	8名

3 プログラムの内容

回数	プログラム内容
第1回	①「総合振興計画」と「まちづくり住民会議」とは？ ② 自己紹介 ③ 壬生の壬力（みりよく）を探そう！ ④ 壬生のみらいビジョン案を考えよう！
第2回	① 壬生のミライ予測 ② レクチャー「今の壬生町」・「ミライのできごと」 ③ ミニグループワーク「説明を聞いての感想の共有」 ④ グループワーク「壬生の課題を考えよう！」
第3回	① レクリエーション：思考の準備体操 ② 前半グループワーク：「取り組みを考えよう」 ③ 後半グループワーク：「将来都市像の検討」 ④ 発表準備＆発表

4 各グループの検討結果

【A グループ】 将来都市像 住民参加でつくる 安心・健康・笑顔あふれる豊かな壬生町

取り組みアイデア

ビジョン	自分たちでできること	行政(町)にお願いしたいこと
みんなの「安心」を守るまち	○ 健康に関心を持つ	○ 健康増進のために行きたくなる企画・施設を設置
暮らしの「便利」と「安全」を守るまち		○ コンパクトシティについて住民がもっと意見を語り合える住民会議の場をつくろう
子育てを応援するまち	○ 自治会活動に子どもを呼ぶ行事を多く計画する	○ 地域と子どもをつなぐコーディネーターの役割を置く
みんなでつくる 壬力あるまち	○ 中学生・高校生・大学生・専門学校生の地域貢献の機会とタイアップする ○ 自治会員でない住民でも気軽に参加できるような仕組みづくり(子どもや外国人が参加しやすい企画)	

【B グループ】 将来都市像 老若男女が手を取り合える いい和 壬生町

取り組みアイデア

ビジョン	自分たちでできること	行政(町)にお願いしたいこと
若者が集まり 活みなぎるまち	○ オンラインコミュニティでもいいから、同世代で関わる	○ 町公式LINE等に世代別コミュニティをつくる(町情報係が治安を守る)
みんなの「安心」を守るまち	○ (地域)見守り、ごみ拾いの継続(任せきりはダメだけど) ○ (企業)(福祉・厚生)従業員の活動に寛容になる	○ ニーズ調査(危険箇所等)やれることはやる
暮らしの「便利」と「安全」を守るまち	○ 自治会ごとで役場等の情報を把握、共有	○ 危険エリア等の情報をリアルタイムに反映、周知の継続。「危険な時はどうするの?」までを示す
子育てを応援するまち	○ 地域が協力的になる ○ 寛容になる ○ 一定ラインで叱りつつ ○ 地域に対する安心感がそもそもないので、それを回復	○ 町立学校と地元企業のマッチング(授業の時間内で) ○ 公園の自由度を上げる ○ 住民アンケート(子育て世代と子どもへのニーズ調査)
みんなでつくる壬力あるまち	○ 自治会⇔コミュニティの距離を近くする ○ 町民の町への関心を高める	○ 行政→町民(コミュニティ)への情報周知(小難しい) →ワンペーパーで →子どもでも分かる →言葉ではなく絵・図で →万人が理解できる

3 懇談会の概要

1 懇談会の目的

壬生町第7次総合振興計画の策定にあたって、住民の意見を幅広く反映するため、各分野の代表の方や各地域の方による懇談会を開催しました。

2 実施の概要

	日時	場所
分野別懇談会	令和7年6月17日～19日	子育て教育部会 環境衛生部会 健康福祉文化部会 基盤整備部会 生活安全部会 産業振興部会 協働経営部会
地区別懇談会	令和7年6月23日～25日	壬生地区 稲葉地区 南犬飼地区

3 懇談会の主な意見

【分野別懇談会】

部会名	主な意見
産業振興部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の工業団地には空いている用地がないので、規模を拡大したい企業は隣の市町などに移転してしまうという問題があるので、おもちゃ団地の北側に新しく工業団地を整備する計画は進めてもらいたい。 ○ 農業は大規模化すると効率もよくなるが、機械にかかる費用も増える。また、農業を支援する、農協と連携するというが、具体的な連携体制が示されていない。
健康福祉文化部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ協会で障がい者スポーツを企画しているが、なかなか障がい者にコンタクトをとることができない。 ○ 高齢者で、検診後の診療を受ける際に金銭的な負担が障害になっている人がいる。 ○ 自治会や文化協会などの団体に任せきりで、町として具体的な支援がない。
基盤整備部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリーに関して、比較的整備が進んでいるおもちゃのまちではなく、整備の遅れている城下町壬生エリアに注力してもらいたい。 ○ バスの路線を増やすことは考えているのか。現在「みぶーぶ」を利用しているが本数は少なく、またそもそも表町地区や稲葉地区では運行しておらず、利便性は低いと感じる。 ○ 市街地では、店舗併用住宅が多く、空き店舗の活用が難しいので、それを打開する施策を検討してもらいたい。
環境衛生部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「衛生的」という言葉は、現状が衛生的でないというイメージがあるので、変更したほうがいいのか。 ○ SDGsについて、現在世界的にはSDGsを見直す動きが出ている。温室効果ガスの排出規制に関しても先進国と後進国で議論が紛糾している中、10年後にSDGsがどうなっているかは分からない。

【分野別懇談会 続き】

部会名	主な意見
子育て教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と家庭が密着したまちづくりの実現に向けて、どう取り組んでいくかは課題だと思う。 ○ ボランティア活動への意欲のあるこどもはたくさんいるが、それを話し合う場所、きっかけとなる場所がない。 ○ 放課後に、こどもたちがこども同士で遊んだりする機会も貴重であるので、そのような施設の整備を進めてもらいたい。
生活安全部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯が少なく、暗い。農村地区では防犯灯の間隔が広く不安である。 ○ 城下町は特有の道路の複雑さがあるため、避難所への経路の周知を徹底したほうがいいのではないか。
協働経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の広報紙が少し見づらく、分かりづらい。 ○ 人権を尊重するということを教えるのはとても大事なことで、それを進めてほしい。 ○ 町民活動支援センター“みぶりん”[*]の登録団体数は現在340団体くらいで、実際に活動しているのは一部にすぎない。また、利用者は高齢者が多いにもかかわらずバリアフリー環境が整備されていないなどの課題もある。

【地区別懇談会】

地区名	主な意見
壬生地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通を充実させてほしい。バスを15分に1本ほしい。 ○ 子育て世代にとっては、こどもを外で遊ばせるのは危ない。 ○ 交通弱者の対策について、デマンドタクシーとみぶーぶは聞かすが、アピールが足りないと感じる。
稲葉地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ みぶーぶ、デマンドタクシー、公共交通を国道352号に通してもらいたい。 ○ いちご農家に外国の人が就業している。異文化交流ができるとよい。
南犬飼地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来像では「住みたい」を強調していたが、7つの中で、「住む」という言葉があるのは「住環境」の部分だけである。住環境も漠然としていて「住む」の内容もよく分からない。 ○ 稲葉、安塚は、まちの中心から離れていて疎外感がある。損をしているのではという印象がある。バスも通っていない。

^{*}町民活動支援センター“みぶりん”：ボランティア活動など各種町民活動に既に取り組んでいる町内の団体や個人、また、これから取り組みたいと考えている団体、個人を支援する基幹的組織。

I-6

第6次総合振興計画後期基本計画の
達成状況

第6次総合振興計画後期基本計画の施策において、計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

1 協働・行政経営

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新庁舎建設事業 ○ 新庁舎第2駐車場整備事業 ○ 企業版ふるさと納税受け入れ開始 ○ ログフォーム導入 ○ 第2次壬生町男女共同参画プラン中間見直し
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新庁舎開庁 ○ 電子入札導入 ○ かんたん窓口システム導入 ○ 公共施設予約システム導入 ○ 自治会グループウェア導入支援 ○ 東京サテライトオフィス*開設 ○ 男女共同参画講演会「木久蔵流 頑張らない子育て&落語」
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧庁舎解体事業 ○ 睦地区コミュニティセンター建設 ○ 公式ウェブサイトリニューアル ○ 暮らしの便利帳発行
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気自動車導入 ○ 旧庁舎跡地利活用工事
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の定める基幹系業務の標準準拠システム(ガバメントクラウド)への移行 ○ 町民活動支援センター“みぶりん”移転 ○ ふらっと壬生テラス供用開始 ○ 壬生町合併70周年記念式典

*サテライトオフィス：企業の本社や本拠地から離れた場所に設置された小規模なオフィスのこと。

2 安全・安心

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	○ 壬生町建築物耐震改修促進計画(三期計画)の開始
令和4年度	○ 消防団魅力アップ事業
令和5年度	○ 「高齢者見守りネットワーク」を活用した消費者安全確保地域協議会の設置 ○ 住宅耐震診断士派遣事業の開始
令和6年度	○ 消防団員自動車運転免許取得支援事業 ○ 通学路ブロック塀等実態調査の実施
令和7年度	○ 消防団用IP無線配備事業 ○ 壬生町建築物耐震改修促進計画(四期計画)の策定

3 子育て・健康増進

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	○ 相談支援包括化推進員の配置 ○ 放課後児童健全育成事業 ○ 発達支援児保育補助事業
令和4年度	○ 子ども家庭総合支援拠点運営事業開始 ○ 入学準備子育て応援券配布事業 ○ こども医療費助成事業の拡充
令和5年度	○ 高齢者見守りと消費者安全確保事業の連携開始 ○ みぶまち・獨協健康大学の推進 ○ 不妊・不育等サポート事業の拡充 ○ 子育て支援アプリ「ミコナ」導入 ○ 結婚新生活支援事業
令和6年度	○ 重層的支援体制整備事業の開始 ○ 帯状疱疹ワクチンの任意接種助成開始 ○ 第2子以降保育料等免除事業 ○ こども家庭センター*運営事業 ○ 後期高齢者集団歯科健康診査の開始
令和7年度	○ 地域・職域連携推進事業 ○ 歯周疾患検診事業の拡充 ○ 児童館運営事業 ○ 子どもの居場所づくり事業 ○ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業の拡充

*こども家庭センター：全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報共有をしながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を実施。

4 都市基盤

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	○ 壬生町地域公共交通計画の策定
令和4年度	○ 南部配水場改修工事 ○ 都市計画道路3・5・904六美東通り一部供用開始(六美町北部土地区画整理事業) ○ 一級町道9号(南犬飼中学校の通学路)整備
令和5年度	○ おもちゃのまち駅バリアフリー化整備事業 ○ (仮称)壬生PAスマートインターチェンジ整備事業に着手 ○ みぶ中泉産業団地地区計画の策定 ○ 町道2-279号(重要物流道路)の整備
令和6年度	○ 農業集落排水処理施設(旭町・星の宮地区)供用開始 ○ コミュニティバス“みぶーぶ”本格運行開始
令和7年度	○ 国谷駅前広場工事着手 ○ 北部配水場第2配水池耐震補強工事着手 ○ 都市計画道路3・5・905六美吾妻線及び都市計画道路3・5・904六美東通り供用開始(六美町北部土地区画整理事業) ○ 江川河川管理事業

5 自然環境・生活環境

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	○ 清掃センター 基幹的設備改良工事(継続)
令和4年度	○ 清掃センター 基幹的設備改良工事(竣工) ○ 一般廃棄物処理計画 改定
令和5年度	○ 総合公園 複合遊具更新工事
令和6年度	○ 環境基本計画策定
令和7年度	○ 聖地公園 第3工区整備 着手

6 教育・文化

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第18回全国藩校サミット壬生大会開催 ○ 町指定文化財指定(桃花原古墳、亀の子塚古墳)
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画展「大名の献立」開催 ○ 第1回壬生藩校学習館祭り開催 ○ 第1回みぶ城址フェスティバル開催 ○ 総合運動場トレーニングルーム改修 ○ 栃木シティフットボールクラブとのホームタウン連携協定 ○ 中学生オンライン英会話事業 ○ いちご一会とちぎ国体開催(スポーツクライミング、銃剣道、ターゲット・バードゴルフ)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画展「家康と元忠」開催 ○ シンポジウム「家康への熱き忠義心」開催 ○ 南犬飼中夜間照明LED化改修工事 ○ 町指定文化財指定(藤井12号墳) ○ 壬生町子ども読書活動推進計画(第三期)策定
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画展「壬生のサムライと日光ブランド」開催 ○ 副読本「壬生論語古義抄」4版発行 ○ いちご一会とちぎ国体レガシー事業(ボルダリングチャレンジ!)開催 ○ 休日部活動地域移行 実証事業(町内中学校にて各1種目)
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画展「子爵 鳥居忠文とハワイ王国」開催 ○ アバターロボットによる大阪万博会場見学

7 産業振興

年度	後期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食かんぴょう活用推進事業補助金の創設による地産地消支援 ○ 担い手農地集積奨励金の創設による農地中間管理機構の利用の促進 ○ 壬生藩烏居家三万石の「お姫様料理」等認定
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農者定住奨励金の創設による新規就農者の定住支援 ○ 立地企業雇用確保移住支援事業
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ お姫様料理プロモーション事業「サビかんプロジェクト」開始 ○ NHK大河ドラマ「光る君へ」の撮影誘致に成功 ○ みぶ中泉産業団地の事業開始 ○ 壬生町有害鳥獣対策協議会発足
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ かんぴょうスタートアップ事業補助金の創設による担い手育成・確保の促進 ○ (仮称)おもちゃ団地北地区新産業団地整備事業 ○ 町民主体WGによる各種イベントの開催(レディライクマルシェ等) ○ 第三セクター(株)La chic mibuの設立 ○ 「道の駅みぶ」第一期リニューアル工事 ○ おもちゃのまち駅エレベーターラッピング
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上稲葉地区圃場整備事業開始 ○ 改正産業振興奨励金制度の運用開始 ○ 「道の駅みぶ」(「おもちゃ博物館」,「総合公園」)の指定管理委託開始 ○ 大阪関西万博で「日光社参巻」の1つとして「かんぴょう」にわさびを一味加えた『みぶのサビかん』をPR ○ 「道の駅みぶ」第二期リニューアル工事 ○ おもちゃのまち駅ラッピング

1 少子高齢化に伴う社会構造の変化

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、あわせて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により、高齢者の割合は急速に増加しています。人口減少、少子高齢化は、社会保障費の増加や労働人口の減少による経済の縮小、地域活動等の担い手不足、地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えています。本町においても令和2年(国勢調査)における総人口は、39,474人であり、平成17年の40,107人から減少傾向となっています。

日本の人口減少の大きな要因は出生数の減少です。合計特殊出生率は令和3年から令和5年まで1.30から1.20で推移し、人口維持に必要な人口置換水準2.07に遠く及びません。一方、日本の平均寿命は男女ともに80歳を超えており、世界でも高い水準にあります。

本町においても、人口減少が進む中、地域資源を活かした活力の創造と持続可能なまちづくりを計画的に実現するために取組みを進めてきました。今後も、合計特殊出生率の向上など、人口減少・少子高齢化に伴う諸課題の解決を図るため、本計画と一体的に策定する「壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、各種施策を進めることが求められています。

2 社会の変革

1 環境問題への取組み

地球規模で環境問題が深刻化する中、国においては、再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー政策の推進と、それに基づく新たな温室効果ガスの削減目標、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策などが打ち出されています。また、脱炭素型のまちづくりなど、持続可能な社会を実現するための取組みの重要性が一層高まっています。

本町においても、環境は様々な分野と密接に関連していることから、住民・事業者・行政が環境パートナーシップのもとに協働し、自然と共生した環境負荷の少ない脱炭素型のまちづくりを進めることが求められています。

2 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年、持続可能な世界の実現に向けて、令和12年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs、エスディーズ)」が国連サミットで採択されました。日本でも国民・政府・自治体・企業・地域等による主体的な取組みが求められています。

本町においても、SDGsの推進に向けて、現場での実践と学びを循環させる取組みや、SDGsの理念に賛同した企業や団体等と協力した取組みによって、様々な課題解決を進めてきました。今後においても持続可能な地域社会の実現に向け、SDGsの理念を踏まえた積極的な取組みが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 暮らしの変化

1 人生100年時代の到来

健康寿命の延伸に伴い、地域や社会で意欲的に活躍する高齢者が増えています。将来、「高齢者」の概念が見直されることも十分に考えられます。

本町においても、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康で自立的な生活を保持しながら、生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要となっています。また、超高齢社会を迎えた中で、持続可能な地域運営や福祉サービスの提供体制づくりが求められています。

2 新型感染症や自然災害など住民生活リスクの拡大

新型コロナウイルス感染症の発生は、地域経済と日々の住民生活に大きな影響を与えました。また、近年、台風や地震、ゲリラ豪雨などによる自然災害が激甚化しています。住民の日常生活においては、特殊詐欺手口の巧妙化やSNSにおける誹謗中傷、ネットワーク上でのなりすましや個人情報の漏えいなど様々なリスクが拡大しています。

本町においても、多様化する住民生活における諸課題に対し、住民の生命、財産を守り、住民が健康に安心して暮らせるよう、住民、地域、行政などが、それぞれ主体となり、相互に連携、協力しながら、課題解決に取り組むことが求められています。

4 地方自治の変革

1 DXの推進による行政のデジタル化

令和2年、国は「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というビジョンを示しました。

本町においても、デジタル技術を最大限に活用しながら、まちづくりを進めることで、業務の生産性や住民生活の利便性向上などを図り、持続可能で活力のある未来社会の実現を目指す必要があります。

2 住民ニーズの多様化

住民生活における個人主義やプライバシー重視の傾向は益々拡大しており、住民の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進んでいます。このことは、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化を招き、それらを基盤として成り立つ地域活動や、地域コミュニティの維持を難しくする一つの要因とも考えられます。

本町においては、町民一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重しながら、社会における様々なつながりの中で、まちづくりを担う意識を持ち、地域の課題解決のために自ら参画することが求められます。

Ⅱ

人口ビジョン (人口見通し)

Ⅱ－１ 人口に関する本町の現状

Ⅱ－２ 人口の将来展望

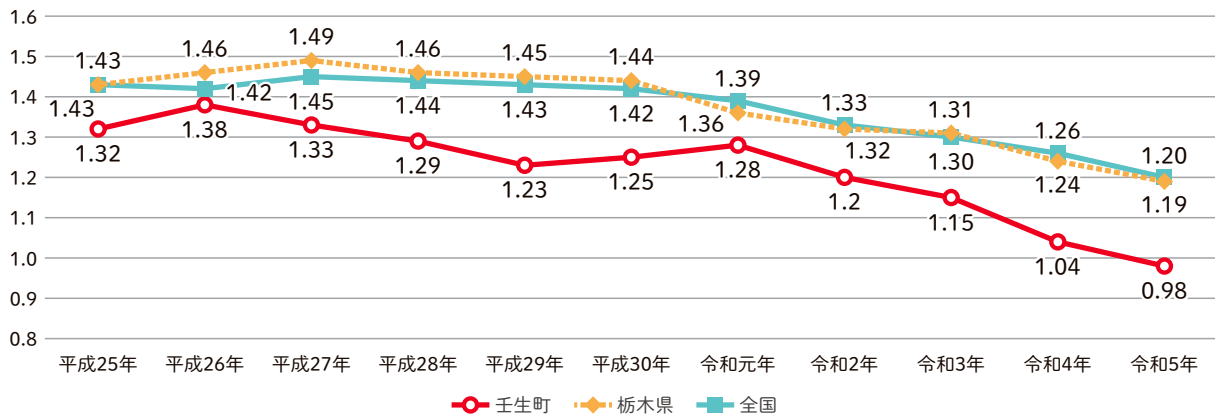
II-1

人口に関する本町の現状

1 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率*は、国や栃木県の平均と比べて低く推移し、令和5年の合計特殊出生率は、国が1.20、栃木県が1.19であるのに対し、本町は0.98となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年鑑

2 人口動態の推移

自然動態は、死亡が出生を上回る自然減で推移し、減少数は拡大の傾向にあります。社会動態は、令和元年度から転出超過の社会減で推移していましたが、令和4年度は転入超過に転じています。人口は、令和2年度以降、年間で200人程度の減少が続いています。

人口動態の推移

単位：人

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成26年度	322	419	△97	1,445	1,302	143	46
平成27年度	295	376	△81	1,375	1,328	47	△34
平成28年度	273	403	△130	1,321	1,214	107	△23
平成29年度	263	424	△161	1,319	1,270	49	△112
平成30年度	260	424	△164	1,381	1,313	68	△96
令和元年度	257	400	△143	1,299	1,346	△47	△190
令和2年度	215	412	△197	1,198	1,213	△15	△212
令和3年度	204	430	△226	1,179	1,207	△28	△254
令和4年度	180	505	△325	1,426	1,318	108	△217
令和5年度	173	522	△349	1,376	1,265	111	△238

資料：住民基本台帳

*合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当。

Ⅱ-2

人口の将来展望

社人研推計では、令和47(2065)年の人口は、26,686人とされ、令和2(2020)年の39,474人から、12,788人(減少率32.4%)減少すると見込まれています。

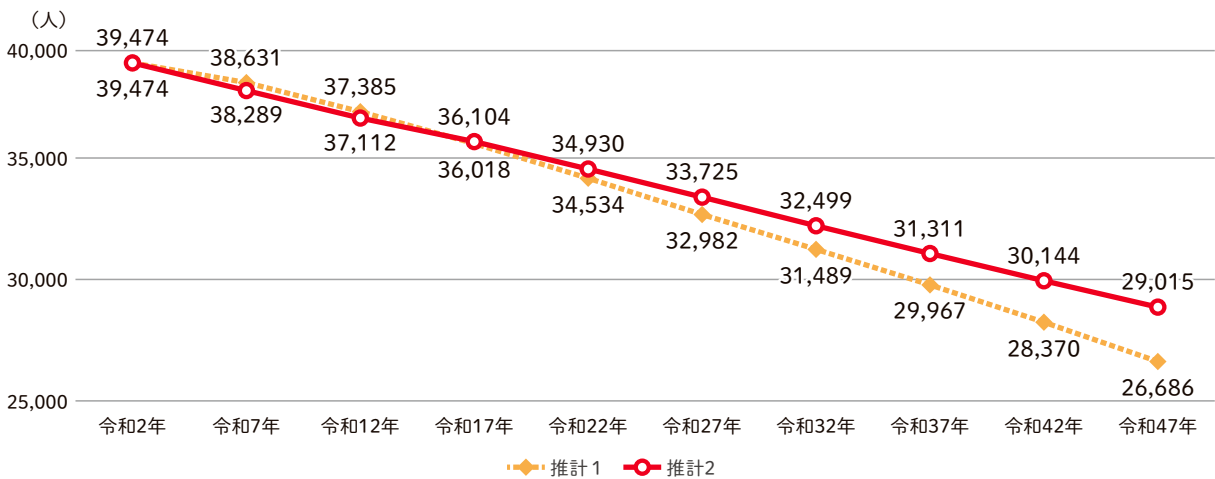
その中で、目指す将来の方向を踏まえ、本町における施策の効果が着実に反映され、合計特殊出生率が栃木県の目標と同水準(令和17(2035)年に1.90、令和27(2045)年に2.07に向上)に改善することにより、第7次総合振興計画の目標年次である令和17(2035)年に36,000人、人口ビジョンの目標年次である令和47(2065)年に29,000人の人口を確保します。

推計1	・国立社会保障・人口問題研究所(社人研)準拠(令和6年の推計)とします。
推計2	・合計特殊出生率は2025年1.20、2030年1.50、2035年1.90(県民希望出生率)、2045年以降2.07(人口置換水準)、移動人口は社人研準拠とします。

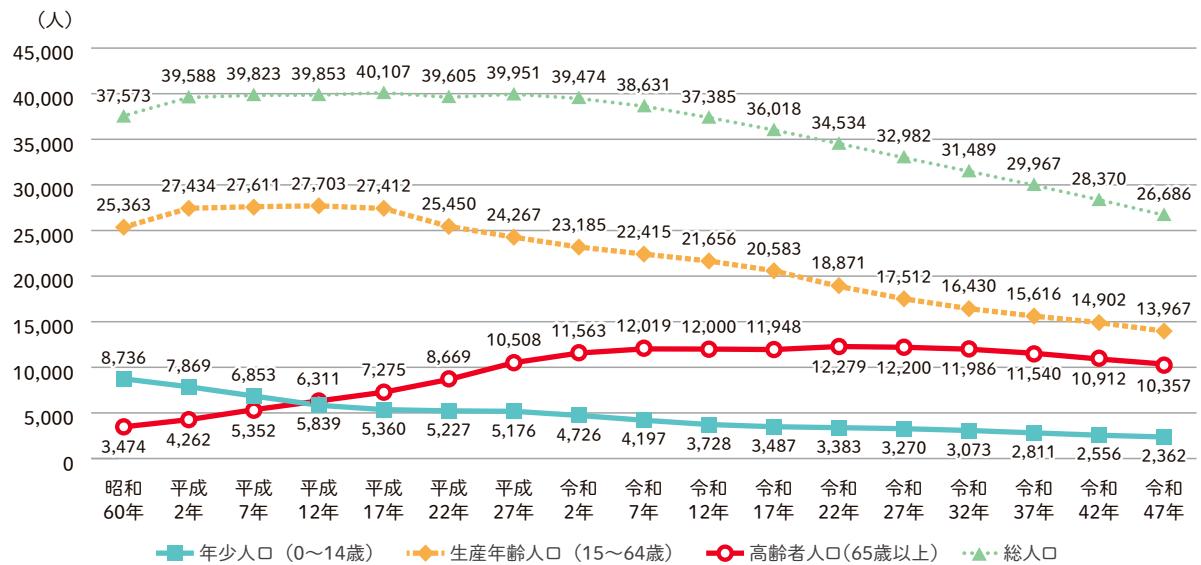
◆◆◆ 将来の人口推計 ◆◆◆

単位：人

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
推計1	39,474	38,631	37,385	36,018	34,534	32,982	31,489	29,967	28,370	26,686
推計2	39,474	38,289	37,112	36,104	34,930	33,725	32,499	31,311	30,144	29,015



◆◆◆ 年齢階層（3区分）別人口の推移 ◆◆◆



※総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査(各年10月1日)、社人研推計

Ⅲ

基本構想

- Ⅲ-1 将来都市像
- Ⅲ-2 まちづくりの基本姿勢
- Ⅲ-3 施策の体系
- Ⅲ-4 土地利用構想

10年後の壬生町絵画 最優秀賞



渡辺菜月（睦小5年）

Ⅲ-1

将来都市像

本町の地域特性や町民のニーズを踏まえ、本町がこれまで積み重ねてきた壬力*をさらに向上させることで、誰もが「ずーっと住みたい」と思える壬生町の実現を目指します。そこで、将来都市像(10年後の目指すべきまちの姿)を「壬力いっぱい みんなが主役 ずーっと住みたい わくわく壬生町」とします。



この将来都市像では、本町の医療環境や子育て環境、歴史・文化などの壬力をより一層充実させ、こどもから高齢者までみんながこの町の主役として多様な幸せを実感しながら、楽しく長く住み続けている姿を町の将来像として描いています。また、「おもちゃのまち」といった地名があり大人もこどもも楽しめるまちであることや、未来に向かってチャレンジし選ばれる町として進んでいくという意味を込めて、わくわく壬生町と表現しています。

さらに、「住みよさ」やこどもにやさしいまちをPRし、交流や移住の促進を図り定住者の増加に努めます。

*壬力：医療環境や子育て環境など壬生町の持つ魅力や、活力、創造力など、地域や住民が持つ様々な力を表現した造語です。

Ⅲ- 2

まちづくりの基本姿勢

将来都市像を構成する、7つのまちづくりの基本姿勢を示します。

1 安心して子どもを産み育て人を育むまち 【子育て、教育】

- ◇ 妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援することで、地域の中で安心して出産し、子育てを楽しめるまちを目指します。
- ◇ 少子化等の社会状況の変化に対応した学校施設の適正な規模やあり方を検討し、子どもたちに最適な学びの環境を提供します。
- ◇ 家庭や地域、学校が連携し、子どもたちが健やかな心と体を育める環境を整えるとともに、郷土を愛し、未来に向かって夢と志を持ってたくましく生きる青少年の育成を目指します。

2 豊かな自然と人が共生する持続可能なまち 【自然環境、生活環境】

- ◇ 豊かな自然環境を次世代に継承するために、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、環境負荷の低減、資源の循環、自然環境の保全に向けた活動に連携・協働して取り組み、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。
- ◇ 憩いや余暇活動の拠点となる公園・緑地などの利活用を図りながら、人と自然が共生する快適なまちづくりを進めます。

3 いくつになっても健康に暮らせるまち 【健康、福祉、生涯学習、スポーツ】

- ◇ こどもから高齢者まで町民一人ひとりが、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心した生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療の連携による総合的なサービス体制を強化します。
- ◇ 文化・芸術・スポーツ等の多様な地域資源の活用や組織団体の活動を通じて、町民一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりを進めます。スポーツ施設をはじめとした各施設については、利用状況、将来の人口推計などを踏まえ、ゾーン構想なども視野に時代のニーズに合った改修や整備を推進します。

10年後の
壬生町絵画
優秀賞



篠原快知（壬生東小3年）



篠原椿紗（羽生田小2年）



中嶋杏実（壬生中3年）



澤田真由（壬生東小5年）

4 地域の特性を活かした住みやすいまち 【住環境】

- ◇ 自然との調和を目指し地域特性を活かした計画的な社会基盤の整備・向上を図ることで、便利で住みやすい生活環境づくりを推進します。
- ◇ 高齢者等の交通弱者を含む誰もが安全で円滑に移動できる、道路・交通環境が整った人に優しく住みやすいまちを目指します。

5 安全で安心して暮らせるまち 【防災、防犯】

- ◇ 障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、平常時から町民一人ひとりが地域の災害リスクを意識できるよう促し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◇ 「交通事故がないまち」を目指し、町民の交通安全意識の啓発や危険個所の改善などを推進します。
- ◇ 多様化・複雑化する犯罪などから町民の安全な暮らしを守るため、防犯に対する意識啓発や安心な消費生活を送るための知識の習得及び地域における防犯活動の充実を図ります。

6 壬力のある産業で活気に満ちたまち 【産業、雇用】

- ◇ 既存の産業の活性化を図りつつ、女性、若者、シニア等による地域に根ざした創業・起業を支援し、新たな産業による地域経済の活性化、持続可能な発展する「まち」を目指します。
- ◇ 競争力のある農業の振興や、本町の壬力を活かした観光の振興を図りながら、活気に満ちたまちづくりを進めます。
- ◇ 本町ならではの特産や地域資源を最大限に活用、PRすることで「壬生らしさ」の発信を推進します。

7 互いに支え合い自分らしく暮らせるまち 【住民協働、行財政】

- ◇ 町民一人ひとりが互いの多様性を認め合い、誰もが主役となって自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指します。
- ◇ 住民主体の健全な行政経営を維持・推進するため、住民と行政が協力して地域活動に取り組みます。
- ◇ まちづくりに関する情報提供に努め、自治会をはじめとするコミュニティの充実や住民参加・参画機会の拡充を図りながら、活気のある住民協働のまちづくりを進めます。

10年後の
壬生町絵画
優秀賞



根本和（睦小6年）



山中綾乃（安塚小4年）



内藤堂（壬生東小1年）

基本構想の構成



まちづくりの基本姿勢

- 1 安心して子どもを産み育て人を育むまち
- 2 豊かな自然と人が共生する持続可能なまち
- 3 いくつになっても健康に暮らせるまち
- 4 地域の特性を活かした住みやすいまち
- 5 安全で安心して暮らせるまち
- 6 壬力のある産業で活気に満ちたまち
- 7 互いに支え合い自分らしく暮らせるまち

Ⅲ- 3

施策の体系

基本姿勢	基本施策
<p>1 安心して子どもを産み 育て人を育むまち</p>	<p>A 子育てを楽しめるまちづくり B 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり C 家庭と地域の絆を育むまちづくり D 国際性豊かに人を育むまちづくり</p>
<p>2 豊かな自然と人が 共生する持続可能なまち</p>	<p>A 自然環境を大切にする緑あふれるまちづくり B 資源を大切にするまちづくり C きれいで快適に暮らせるまちづくり</p>
<p>3 いくつになっても 健康に暮らせるまち</p>	<p>A みんなが健康に暮らせるまちづくり B ともに支え合う福祉のまちづくり C 学び合い、文化が薫るまちづくり D 誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり E 明るく元気なスポーツのまちづくり</p>
<p>4 地域の特性を活かした 住みやすいまち</p>	<p>A 地域の特性を活かした壬力あるまちづくり B 円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり C おいしい壬生の水を安定供給するまちづくり D 生活排水と雨水の適正処理で住みやすいまちづくり E 快適で多様な住環境のまちづくり</p>
<p>5 安全で安心して 暮らせるまち</p>	<p>A 災害に強いまちづくり B 犯罪のないまちづくり C 交通事故のないまちづくり D 安心して消費生活が送れるまちづくり</p>
<p>6 壬力のある産業で 活気に満ちたまち</p>	<p>A 特色ある商業のまちづくり B 活力ある工業のまちづくり C 持続可能で競争力のある農業のまちづくり D みんなが集まり賑わう観光のまちづくり E みんなが働きやすいまちづくり</p>
<p>7 互いに支え合い 自分らしく暮らせるまち</p>	<p>A 住民と進める協働のまちづくり B すべての人の人権が尊重されるまちづくり C 知りたい情報と便利な行政サービスがあるまちづくり D 健全な行政経営のまちづくり</p>

1 土地利用の基本的な考え方

土地利用の基本的な考え方として、以下の3点を踏まえた土地利用を進めます。

- 1 自然と都市が調和した緑園都市の形成
- 2 時代のニーズに対応した都市機能の再編・強化
- 3 地域特性を活かした魅力あるまちづくりの推進

2 土地利用の構成

本町の土地利用は、大きく2つの骨格-「都市機能エリア」、「都市間及び地域間の連携軸」から構成します。

① 都市機能エリア

都市機能エリアとして、壬生駅を中心とする「緑と文化の都市ゾーン」、国谷、おもちゃのまち及び安塚の3駅間を中心とする「緑と健康の都市ゾーン」、また、この2つのゾーンを結ぶエリアとして「緑のブリッジ」、産業団地が立地するエリアとして「緑と産業の調和ゾーン」を設けます。さらに、各都市機能エリアの既成市街地周辺で幹線道路沿道地域のうち、都市的土地利用に係る需要が見込まれ、調整・誘導の必要性・優先性が高いと考えられる地域を「土地利用調整地区」として位置づけます。

《 緑と文化の都市ゾーン 》

本町の古い歴史と伝統を象徴する地域です。

旧庁舎跡地を交流創出の拠点とし、中心市街地の活性化を図るとともに、歴史と文化を活かした景観形成等により、風格と歴史の厚みを感じられる地域づくりを進めます。

《 緑と健康の都市ゾーン 》

「獨協医科大学病院」、「おもちゃ団地」等が位置し、本町を象徴する地域です。充実した医療環境を活かしたまちづくりや、本エリアの産業基盤の充実を図り、活力を創出する地域づくりを進めます。

《 緑と産業の調和ゾーン 》

「緑園都市」をイメージさせる緑豊かな田園景観を形成する地域と、産業エリアとが調和するようすみ分けを行い、緑の空間の維持・保全を図る地域です。

また、地産地消の取り組みを通じた交流を促進するとともに、自然が豊かな住み良い農村環境の形成を図っていきます。

《 緑のブリッジ 》

「緑と文化の都市ゾーン」と「緑と健康の都市ゾーン」を結ぶ位置にあり、新庁舎を中心とし、総合運動場などの運動施設や、保健福祉センターなどの公共施設が集約されています。また、2基の国指定古墳等の歴史文化施設が自然と調和した地域でもあります。今後も、緑地の保全・活用等、自然との共生を考えた土地利用を図っていきます。

《 土地利用調整地区 》

市街化調整区域でありながら、既成市街地の隣接・近接地であったり、幹線道路沿いであったり、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区となります。民間活力等の活用も含め、新たな土地利用を中長期的に計画していきます。

② 都市間及び地域間の連携軸

本町と周辺市町との連携や交流を図る軸、町内各地域間の連携・交流を図る軸として、主要道路や公共交通網を位置づけ、連携・交流の充実を図っていきます。

《 広域連携・交流軸 》

産業、経済が連携・交流する軸として、主要地方道宇都宮栃木線及び東武鉄道宇都宮線を位置づけます。

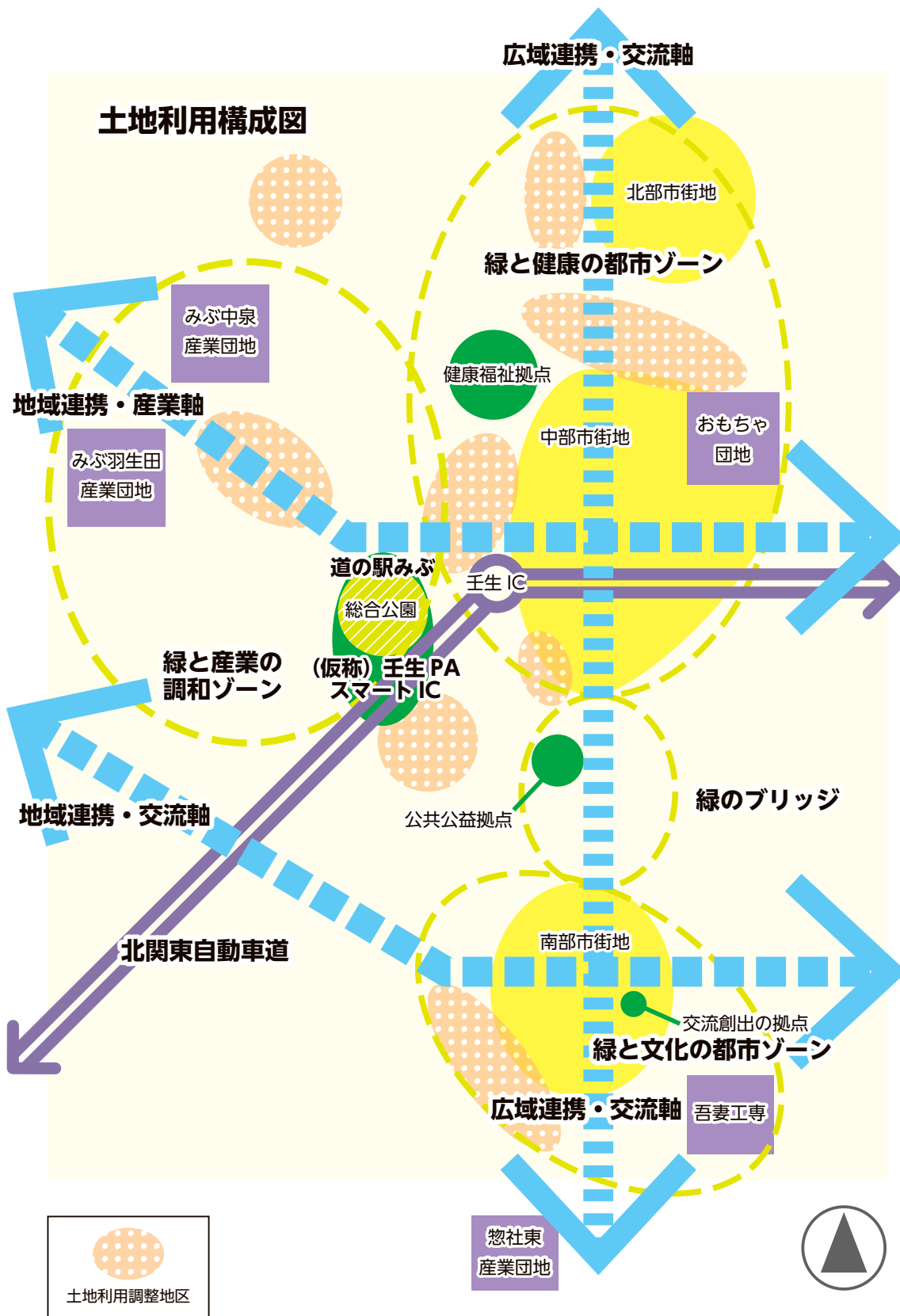
産業や交流等の機能及びその拠点を軸沿いに配置し、本町の都市を形成する中心軸として、活性化及び都市機能の強化を図ります。

《 地域連携・産業軸 》

壬生IC及び(仮称)壬生PAスマートICを中心に各産業団地を連結する軸として、主要地方道羽生田上蒲生線を位置づけ、町内の産業の活性化を図ります。

《 地域連携・交流軸 》

都市地域と農村地域の多彩な交流を促進する軸として、一般国道352号を位置づけます。豊かな自然や歴史、文化に触れ親しみながら、魅力ある農村地域との心安らぐ交流の展開を図ります。



IV

前期基本計画

IV-1 壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略

IV-2 分野別計画

IV-1

壬生町 デジタル田園都市国家 構想総合戦略

- IV-1-1 壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ
- IV-1-2 壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略の展開

IV-1-1

壬生町デジタル田園都市国家構想 総合戦略の位置づけ

本町では、令和元年度に「第2期壬生町人口ビジョン」を策定し、予想される人口減少に歯止めをかけるべく、「第2期壬生町創生総合戦略」を策定しました。この「第2期壬生町創生総合戦略」では、基本目標や各戦略プロジェクトの実現に向けて、「壬生町第6次総合振興計画」と相互連携し、本町の経営資源を最大限に活用しながら推進してきました。今回策定する壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略は、「第3期壬生町創生総合戦略」を一体的に策定したもので、「壬生町第7次総合振興計画前期基本計画」と連動しながら地域の個性を活かした取り組みを通じて、地方の社会課題解決や魅力向上を図り、人口減少対策や地域活性化を推進することを目的としています。

IV-1-2

壬生町デジタル田園都市国家構想 総合戦略の展開

壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略では、4つの基本目標と戦略プロジェクトを設定し、町民との協働で推進します。

基本目標	戦略プロジェクト
1 壬生町における安定した雇用を創出する	1 産業の振興と雇用の創出 2 農商工業連携による町の活性化 3 地域産業を守る後継者の育成
2 壬生町への新しいひとの流れをつくる	1 タウンプロモーション*による移住定住促進 2 壬力ある観光・交流の促進 3 郷土愛の醸成と壬力発信によるU I ターン促進
3 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 すくすく安心の子育て支援 2 素敵な出会い支援と結婚観の向上 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
4 新たな技術を活用して壬生町で安心して暮らし続ける	1 安全で利便性の高いまちづくり 2 生き活きと町民が躍動するまちづくり 3 健康長寿のまちづくり 4 デジタル基盤の活用によるまちづくり

*タウンプロモーション：地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

基本目標 1



壬生町における安定した雇用を創出する

▶▶▶ 基本方針

- 人材、人手不足が深刻な問題となる中、中小企業の労働力の確保や安定した事業継続が行えるよう、関係機関と連携した各種支援を推進します。
- 町内経済の活性化のため、魅力ある「雇用の機会の創出」を図り、働く意欲のある誰もが活躍できる環境づくりを推進します。
- 農業従事者の減少や高齢化の進展による後継者不足などにより、耕作放棄地の増加や地域社会の活力の衰退が生じています。青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新たに農業を始める方への支援や効率的な農業経営、他産業との連携を推進します。
- 経営者の高齢化や後継者不足等により、町内でも空き店舗が増加しています。まちなかの賑わいを創出するため、空き店舗等の有効活用を推進します。

戦略プロジェクト	1-① 産業の振興と雇用の創出
	1-② 農商工業連携による町の活性化
	1-③ 地域産業を守る後継者の育成

数値目標	指標名	現状	目標
	就業者数（国勢調査）	20,136人（R2）▶▶▶	20,577人（R12）

戦略プロジェクト 1-① 産業の振興と雇用の創出

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ みぶ羽生田産業団地へ立地した世界有数の工作機械メーカーをはじめ、町内に新たに立地する企業も増えてきています。新たな企業と町内既立地企業の連携などにより町内産業の活性化を図ります。 ○ 本町への進出、または事業拡大や拠点再編を検討している町内既立地企業のニーズに対応できる新たな産業用地の開発に努めます。 ○ 商工会や金融機関と連携し、商工業者の事業活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。 ○ 労働人口が減少している中、企業の人材確保に向けて、栃木県、ハローワーク等との連携を強化し、求職者とのマッチング支援など労働力の確保に努めます。 ○ 外国人材の受け入れについて、とちぎ外国人材受入センターとの連携や、地域社会において外国人が安心して働ける環境整備、企業のグローバル化の推進に努めます。 		
	重要業績評価指標（KPI）	指標名	現状
	産業振興奨励金交付企業数	4社（R5）▶▶▶	22社（R8～R12の累計）
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業振興奨励事業 ○ 中小企業融資制度事業 ○ 新産業団地整備事業 		

戦略プロジェクト1 - ② 農商工業連携による町の活性化

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会と連携し、地域コミュニティの再生を図るため、商店の活性化を目指します。 ○ 本町の基盤産業である農業を商工業と連携させることにより、双方の活性化を図ります。 ○ 本町の特色ある農産物ブランドの認知度向上を図り、販路拡大を推進します。 ○ 生産から開発、販売、PRを一体的に進める農業の6次産業化を推進し、みぶブランドの認知度向上を図ります。 		
重要業績評価指標(KPI)	指標名	現状	目標
	6次産業事業者数	8事業者 (R5) ▶▶▶	10事業者 (R12)
	ふるさと応援寄附件数	3,591件 (R5) ▶▶▶	5,000件 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブランド推進事業 ○ 壬生まちなか創生事業 ○ おもちゃのまち活性化事業 ○ 地域特産物推進事業 ○ 農業の6次産業化推進事業 ○ ふるさと応援寄附金推進事業 		

戦略プロジェクト1 - ③ 地域産業を守る後継者の育成

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域産業の継続・発展を図るため、後継者の育成や事業承継等、経営強化のための支援を推進します。 ○ 耕作放棄地を優良農地へと転換するため、農業の企業化（法人化）や農地集積を計画的に推進します。 ○ まちなかの空き店舗を活用した起業を支援し、賑わいづくりを推進します。 ○ 町内における経済の活性化を図るため、町内で起業を目指す方に対して商工会や関係機関と連携した支援メニューを提供し、開業のバックアップを推進します。 		
重要業績評価指標(KPI)	指標名	現状	目標
	認定新規就農者数	3人 (R5) ▶▶▶	20人 (R8～R12の累計)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗の活用事業 ○ 創業資金融資制度事業 ○ 担い手規模拡大推進事業 ○ 新規就農者支援事業 		

基本目標 2



壬生町への新しいひとの流れをつくる

▶▶▶ 基本方針

- 人口ビジョンの将来予測では、少子高齢化に伴う人口減少が予想され、継続的に対策を講じる必要があります。
- 本町へ新たな人の流れを創出するため、町民の8割以上が住みよと感じている町の魅力を、タウンプロモーションとして情報発信し、計画的な宅地開発等により定住促進を推進します。
- 本町には年間約200万人が来訪する「みぶハイウェーパークみらい館」、こどもから大人まで楽しめる「おもちゃ博物館」、「とちぎわんぱく公園」や「おもちゃのまちバンダイミュージアム」、全国に誇る古墳群など、世代を問わず楽しめる地域資源が豊富にあり、これらの地域資源を活用した観光プロモーションを推進します。
- こどもたちが進学の際、町外へ転出し、その後町外で就職、定住するケースが多い状況となっています。こどもの頃から“まちづくり活動”に参加し、本町の誇るべき資源を地域住民とともに学ぶことで、「いつかは帰り 壬生町に住みたい」という郷土愛を育み、Uターン促進に寄与します。

戦略プロジェクト

- 2-① タウンプロモーションによる移住定住促進
- 2-② 壬力ある観光・交流の促進
- 2-③ 郷土愛の醸成と壬力発信によるUターン促進

	指標名	現状	目標
数値目標	観光客入込数	320万人 (R5) ▶▶▶	336万人 ※5%増加 (R12)
	社会増減数 (住民基本台帳)	107人 (R5) ▶▶▶	113人 ※5%増加 (R12)

戦略プロジェクト2-① タウンプロモーションによる移住定住促進

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 充実した医療、公園や緑、交通、産業とバランスのとれた住みよさをPRするとともに、町の歴史、風土の中で築かれた豊富な地域資源を活用したタウンプロモーションを展開し、全国へ情報発信します。 ○ ふるさと納税制度が国の指定制度に移行し、返礼品の基準が厳格化される中、本町の魅力をPRできる返礼品を発掘することで、寄附者一人ひとりとのつながりを築いていきます。 ○ ウェブサイトやSNSを活用し、町の魅力を発信します。 ○ 住宅需要に応じた宅地開発を推進します。 ○ 空家の状況を把握し、利活用等を推進します。 ○ 移住者ニーズを把握、分析し、安心して本町に住めるような移住者支援を推進します。 		
<p>重要業績評価指標 (KPI)</p>	<p>指標名</p>	<p>現状</p>	<p>目標</p>
<p>移住支援金による移住者数</p>		<p>5人 (R6) ▶▶▶</p>	<p>40人 (R8～R12 延べ人数)</p>
<p>移住フェア相談件数</p>		<p>12件 (R6) ▶▶▶</p>	<p>20件 (R12)</p>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ タウンプロモーション推進事業 ○ ふるさと応援寄附金推進事業 ○ 六美町北部土地区画整理事業 ○ 空家バンク事業 ○ 下稲葉住宅団地整備事業 		



オールとちぎ移住 & しごとフェア

戦略プロジェクト2-② 壬力ある観光・交流の促進

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「道の駅みぶ」を中心とした観光交流を促進し、周辺施設との連携を充実させ、北関東道・一般道の両道からの来訪者の増加を図ります。 ○ 道の駅みぶのリニューアルや新商品の開発により、さらなる来訪者数の増加を図り、壬生らしさを発信します。 ○ 住民参加型のイベント等を積極的に開催することで、“人と人”との交流を促進します。 ○ 観光ボランティアを活用した地域資源のPRを推進します。 ○ ユニークな地名「おもちゃのまち」を活かした魅力アップ事業を推進します。 ○ 首都圏在住者の中で、本町との二地域居住やサテライトオフィスの開設などにより、継続的な関わりを有する「関係人口」を創出・拡大します。 ○ 旧庁舎跡地を地域住民、観光客等が集う『まちなか創生の拠点』として活用します。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	「みぶハイウェーパークみらい館」来訪者数	192万 (R5) ▶▶▶	230万人 (R12)
主な事業	指標名	現状	目標
	おもちゃ博物館年間入館者数	246,379人 (R5) ▶▶▶	284,000人 (R12)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧庁舎跡地利活用事業 ○ おもちゃのまち魅力アップ推進事業 ○ 観光プロモーション推進事業 ○ 観光ボランティア活用事業 ○ 国際観光推進事業 ○ 道の駅みぶリニューアル整備事業 			

戦略プロジェクト2-③ 郷土愛の醸成と壬力発信によるUIターン促進

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもたちが地域活動に参加し地域住民とともにまちづくりに取り組み地域資源を学ぶことで、まちや人を愛する郷土愛の醸成を促します。 ○ こどもたちの「いつかは帰り 壬生町に住みたい」という郷土愛を育み、UIターン促進に寄与します。 ○ 本町が誇る多くの魅力について、町民の認知度向上を図り、町民による魅力の情報発信を促進します。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	中学生等地域活動参加人数 (延べ人数)	457人 (R5) ▶▶▶	450人 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学生及び青少年地域参画推進事業 ○ 郷土愛醸成推進事業 		

基本目標 3



壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

▶▶▶ 基本方針

- 本町の合計特殊出生率0.98(令和5(2023)年)は、全国1.20、栃木県1.19を下回っています。子育て世代や次代を担う世代が希望する子育て環境整備や支援を一層充実することで、出生率の向上を目指します。
- アンケートによると、40歳代以下では「結婚したい人 約88%」であることから、男女の出会い創出や支援を推進します。また、「結婚するつもりはない人 約34%」という結果を踏まえ、結婚に対してよいイメージが持てるようなPRを推進します。
- 子育てしながら働くためには、職場や家庭などの理解が必要不可欠です。働く人すべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践するための意識改革が求められていることから、働き方改革等の啓発を推進します。

戦略プロジェクト	3-① すくすく安心の子育て支援 3-② 素敵な出会い支援と結婚観の向上 3-③ ワーク・ライフ・バランスの推進
----------	--

数値目標	指標名	現状	目標
	合計特殊出生率	0.98 (R5) ▶▶▶	1.40 (R12)

戦略プロジェクト3-① すくすく安心の子育て支援

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠から出産、育児まで、切れ目のないこども・子育て支援を実施します。 ○ 子育て世代が安心して働けるよう、保育ニーズに応じた保育園や認定子ども園等の整備、学童保育の充実を図ります。 ○ 子育て支援センターを中心に、『元気に育つ みぶっこ』を応援します。 ○ 子育て情報を集約した子育て支援アプリ「ミコナ」により、スマートフォンやパソコンなどで簡単・手軽に情報を得られる環境を整備します。 			
	重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
		放課後児童クラブの利用率	38% (R5) ▶▶▶	44% (R12)
		保育園等の利用率	75.6% (R5) ▶▶▶	80.9% (R12)
	子育て支援アプリ「ミコナ」の会員数	300人 (R5) ▶▶▶	1,150人 (R12)	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心な子育て環境推進事業 ○ 放課後児童クラブ環境整備事業 			

戦略プロジェクト3-② 素敵な出会い支援と結婚観の向上

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者の結婚をかなえるため、男女の出会い創出や婚活支援を行います。 ○ 結婚や家庭の素晴らしさ、子どもと過ごす時間の大切さなど“結婚による幸せ”をPRし、結婚に対するイメージの向上を図ります。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	婚姻数 (人口動態調査)	118件 (R5) ▶▶▶	120件 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚観向上啓発事業 ○ 婚活イベント支援事業 		

戦略プロジェクト3-③ ワーク・ライフ・バランスの推進

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中の人々が安心して働ける職場環境を目指し、事業者等への意識啓発を推進します。 ○ 仕事と生活の両立を目指し、元気に働き、健康に生活する習慣をPRします。 ○ 働く人すべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践する社会の実現を目指します。 ○ 女性の社会進出を応援し、男女がお互いを認め合い協力し合う社会の実現を目指します。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」宣言企業・事業者数	17社 (R6) ▶▶▶	25社 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画推進事業 ○ ワーク・ライフ・バランス推進事業 		

基本目標 4



新たな技術を活用して壬生町で安心して暮らし続ける

▶▶▶ 基本方針

- 本町は、災害が少なく、医療環境に恵まれ、交通網が整備された「住みよいまち」と評価されています。今後も、地域特性を活かした安全で利便性の高いまちづくりを推進します。
- これまで自治会の活動が主なコミュニティ活動となっていましたが、平成26年に町民活動支援センター“みぶりん”が開設され、町民による様々な活動が展開されるようになりました。また、誰もが地域の中で生きがい・役割を持って生活ができるよう、壬生町社会福祉協議会や地域包括支援センター等とも連携しながら、今後も町民活動を支援し、町民主体のまちづくりを推進します。
- 町民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組める環境を整え健康長寿のまちづくりを目指し、町民、地域、行政の協働のもと、自助、互助、共助、公助の連携によって地域生活課題を解決し、あらゆる世代の町民が安心して元気に暮らせるまちづくりを着実に推進します。
- デジタル技術は、産業における担い手不足、交通弱者の増加、医療や教育などの地域間格差など、様々な社会課題の解決につながるものと期待されていることから、企業活動や町民生活など、あらゆる分野でのデジタル基盤の整備を進めます。

戦略プロジェクト

- 4-① 安全で利便性の高いまちづくり
- 4-② 生き活きと町民が躍動するまちづくり
- 4-③ 健康長寿のまちづくり
- 4-④ デジタル基盤の活用によるまちづくり

数値目標	指標名	現状	目標
	デジタルデバインド対策講座の実施回数	4回 (R6) ▶▶▶	8回 (R12)

戦略プロジェクト4-① 安全で利便性の高いまちづくり

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の安全・安心を高めるため、自主防災組織の設置促進や町全体の避難訓練等を行います。 ○ 多種多様化する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、防犯機能を備えた電話用機器等の活用を推進し、犯罪に強いまちづくりを目指します。 ○ 近隣市町との連携により運行を開始した広域連携バスについて、地域に定着させることで、運行を継続していきます。 ○ 本町のまちづくりとも連携した効果的、効率的な公共交通ネットワークを構築していきます。 ○ 総合的な交通体系の確立を図るため、幹線道路及び補助幹線道路を計画的に整備します。 		
	指標名	現状	目標
重要業績評価指標 (KPI)	自主防災組織数	39 団体 (R6) ▶▶▶	49 団体 (R12)
	デマンドタクシー「みぶまる」の年間利用者数	7,048 人 (R5) ▶▶▶	10,000 人 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 ○ 幹線町道整備事業 ○ デマンドタクシー「みぶまる」運行事業 ○ コミュニティバス「みぶーぶ」運行事業 ○ 広域連携ゆうがおバス運行事業 ○ 自主防災組織等活性化推進事業 		

戦略プロジェクト4-② 生き活きと町民が躍動するまちづくり

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民活動支援センター“みぶりん”を中心に町民の多様な活動を支援し、各団体間のコーディネートを行うことで、活性化を図ります。 ○ 本町の地域資源の発掘や情報発信を行い、「地域おこし」を担う人材の発掘・育成を進めます。 ○ 「地区別町政懇談会（地域力UPスマイルトーク）」を効果的に活用し、住民参画のまちづくりを推進します。 ○ 地域ごとにこどもから大人までが気楽に集まる「小さな拠点形成」を図り、地域で支え、地域で暮らす仕組みを構築します。 		
	指標名	現状	目標
重要業績評価指標 (KPI)	町民活動支援センター“みぶりん”登録団体数	334 団体 (R5) ▶▶▶	400 団体 (R12)
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民活動支援センター“みぶりん”による町民活動支援 ○ 地域活動応援推進事業 	

戦略プロジェクト4-③ 健康長寿のまちづくり

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康長寿のまちづくりに向け、関係各課と連携しながら、町民の健康づくりを支援し、健康意識の向上を図ります。 ○ 獨協医科大学との連携、健康リーダーの育成・活用、地域包括ケアシステム*の構築などを重点的に推進します。 ○ 特定健康診査などを受診しやすい環境を整え、未受診者には個別に受診勧奨を送付するなど、受診率向上に取り組みます。 ○ 健康診査結果などの本町の健康データを分析し、糖尿病重症化予防をはじめとした、分析結果に基づいた対策等を行います。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	特定健診受診率	35.6% (R5) ▶▶▶	52.5% (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進事業 ○ 健康長寿のまちづくり推進事業 ○ 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査事業 ○ 糖尿病性腎症重症化予防事業 		

戦略プロジェクト4-④ デジタル基盤の活用によるまちづくり

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な分野におけるデジタル技術の活用により、地域課題の解決を進め、利便性や生活の質の向上を図ります。 ○ キャッシュレス基盤の構築による地域経済等の活性化を図ります。 ○ 外部デジタル人材を活用し、職員自らがDX*を推進する能力を育成します。 ○ デジタル技術の活用について、町民へのきめ細やかな支援に取り組むことで、すべての町民がデジタル化の恩恵を享受できるようにします。 ○ 先進的デジタル技術を活用した行財政運営を進めます。 		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状	目標
	マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付件数	8,522件 (R6) ▶▶▶	9,000件 (R12)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証明書コンビニ交付システム管理事業 ○ 申請手続き等DX推進事業 		

*地域包括ケアシステム：可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供をすること。

*DX：Digital Transformationの略、企業がAI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を活用し、業務プロセスやビジネスモデル、組織文化を変革することで、競争上の優位性を確立することを指します。

IV-2

分野別計画

- 基本姿勢 1 安心して子どもを産み育て人を育むまち
- 基本姿勢 2 豊かな自然と人が共生する持続可能なまち
- 基本姿勢 3 いくつになっても健康に暮らせるまち
- 基本姿勢 4 地域の特性を活かした住みやすいまち
- 基本姿勢 5 安全で安心して暮らせるまち
- 基本姿勢 6 壬力のある産業で活気に満ちたまち
- 基本姿勢 7 互いに支え合い自分らしく暮らせるまち

基本姿勢

1

安心してこどもを産み育て人を育むまち



- 1-A 子育てを楽しめるまちづくり
- 1-B 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 1-C 家庭と地域の絆を育むまちづくり
- 1-D 国際性豊かに人を育むまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs (持続可能な開発目標)



1-A

子育てを楽しめるまちづくり

基本方針

- ◆ こどもや若者が将来に希望を持ったライフプランを描けるような施策を実施します。
- ◆ 結婚支援や子育て支援に取り組む社会の気運醸成を図ります。
- ◆ 安心してこどもを生き育てられる環境を整備し、出生率向上につながる支援を実施します。
- ◆ 妊娠から子育てまで切れ目のない伴走型のこども・子育て支援を実施します。

現状と課題

- ◇ 婚姻率及び合計特殊出生率が低下し続けているため、原因の分析に努め、子育て分野に限らない多角的な視点で施策を検討する必要があります。
- ◇ 家庭における男女共同参画が進んでおらず、家事育児負担から結婚を躊躇する傾向が見受けられます。
- ◇ こども医療費助成及び児童手当が高校生年代まで拡大され、子育て世帯の経済的負担軽減に一定水準寄与していますが、今後も安心してこどもを生き育てることができるよう、さらなる経済的負担の軽減を図る施策が必要とされています。
- ◇ 社会環境の変化により、小学生の放課後の居場所確保の需要が高まっています。
- ◇ 発達に不安があるこどもやサポートが必要な家庭等、様々な問題を抱えたこどもと家族に対し、関係機関との連携を円滑に進め、支援体制の充実を図ることが必要となっています。
- ◇ 児童虐待の発生予防に、相談体制の充実と地域や関係機関での見守り体制の強化が必要とされています。
- ◇ 出産や育児の不安解消を図るため、こども家庭センターを中心とした妊娠から出産、子育てまで切れ目ない伴走型支援体制を整備し、関係機関との連携による相談、情報提供、支援等が求められています。



子育て支援センターつばめ

施策の展開

施策1-A-1 子育て支援の充実

方向性

- ▶ 妊娠から子育てまで切れ目のない伴走型のこども・子育て支援を実施します。
- ▶ こども医療費等の助成により、保護者を経済的に支援し、安心して子育てできる環境を整えます。
- ▶ 子育ての節目をお祝いする入学準備子育て応援券を配布し、子育て世帯を応援します。
- ▶ 定期予防接種の実施と、任意予防接種の一部助成を実施し保護者への経済的支援を行い、感染症の予防を推進します。
- ▶ 第2子以降の保育料と第3子以降の副食費を免除し、子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

- ▷ 母子健康支援事業
- ▷ 産後ケア事業
- ▷ こども医療費助成事業
- ▷ 予防接種事業
- ▷ 第2子以降保育料等（保育料及び副食費）免除事業

施策1-A-2 子育て環境の充実

方向性

- ▶ 安全安心な小学生の放課後の居場所を整備します。
- ▶ 壬生町こども計画に基づき、乳幼児期の教育・保育環境を整備するとともに、量と質の両面で親子ともに満足のできる教育・保育の体制を整えます。
- ▶ 児童館事業において、こどもたちの豊かな感性を育て親子で楽しめる、利用者のニーズに応じた様々な事業を実施します。
- ▶ 子育て支援センターひよこ・つばめにおいて、子育て世帯が気軽に相談できる場を提供し、家庭の交流と情報提供を図り、子育ての孤立防止を強化します。

主な事業

- ▷ 乳幼児期の教育・保育サービス事業
- ▷ 安全・安心な子育て環境推進事業
- ▷ 子育て相談・指導・情報提供事業
- ▷ 放課後児童健全育成事業
- ▷ 児童館運営事業
- ▷ ファミリー・サポート・センター運営事業
- ▷ 利用者支援事業
- ▷ 子育て支援アプリ運営事業
- ▷ 子育て支援センター「ひよこ」及び「つばめ」運営事業
- ▷ 子どもの居場所づくり事業

IV

施策1-A-3

支援が必要な家庭へのサポートの充実

方向性

- ▶ 不妊及び不育治療費の一部を助成し、子どもを望む夫婦への経済的負担軽減を図ります。
- ▶ 子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を整えるため、専門職を配置し、相談機能の強化を図ります。
- ▶ 児童虐待の防止と早期発見に努め、地域や関係機関と連携し適切な支援を提供できる体制強化を図ります。
- ▶ 発達に不安がある子どもたちが、集団教育・保育を受ける際に、保育士・幼稚園教諭等の加配を補助し、保育園・幼稚園等で早期に適切な支援を受けられる環境を整えます。

主な事業

- ▶ 発達支援児保育補助事業
- ▶ 不妊・不育等サポート事業
- ▶ 児童虐待対策事業
- ▶ 子ども家庭センター運営事業
- ▶ 子育て世帯訪問支援事業

施策1-A-4

少子化対策の推進

方向性

- ▶ 継続して結婚のきっかけ作り事業の支援をしていきます。

主な事業

- ▶ 結婚観向上啓発事業
- ▶ 婚活イベント支援事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
子育て支援センター(つばめ・ひよこ)利用者数	10,650人 (令和5年)	▶▶▶ 13,011人
婚活イベント支援回数	1回 (令和5年)	▶▶▶ 3回

関連計画

計画名	計画期間
壬生町子ども計画	令和7年度～令和11年度

基本方針

- ◆ 学習面・生活面において支援を要する子どもたちへ、よりきめ細やかな指導を実現するとともに、一人ひとりの学習指導における基礎基本の確実な定着を図ります。
- ◆ 個別の支援を実施することで、効果的な学習指導を目指します。
- ◆ 教職員がお互いに高め合うための研修の場の設定、多様な教育活動を可能にするための人員配置、就学指導を含めた相談体制の充実を図ります。
- ◆ 学校施設の計画的な修繕を行い、安全安心な教育環境の実現を図ります。
- ◆ 夢と志のある人づくりを推進します。
- ◆ G I G Aスクール構想*を軸とした教育のICT化*を推進します。

現状と課題

- ◇ 大きく変化する社会環境に対応するため、誰ひとり取り残さない個別最適な学びと協働的な学びを実現する必要があります。
- ◇ 就学前機関と学校、家庭、地域などが相互に連携を図れる環境づくりが求められています。
- ◇ 少子化が著しく進行している現状を踏まえて、今後の学校施設の適正な規模やあり方を検討していく必要があります。
- ◇ 老朽化が進行している小中学校の施設の修繕を計画的に実施する必要があります。



オンライン英会話

* G I G Aスクール構想：一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境のこと。

*教育のICT化：情報通信技術（ICT）を教育現場に導入し、学習内容の理解度や学習効果を高め、情報活用能力を育成すること。

施策の展開

施策1-B-1 教育内容の充実

方向性

- ▶ 一人ひとりのこどもの力を大切に伸ばしていくために、就学前機関、小学校、中学校、家庭や地域などのそれぞれの教育力の連携を図ります。
- ▶ 情報教育の推進による現場の教職員の負担を軽減するため、ICT支援員による支援を推進します。
- ▶ 夢と志のある人づくりを推進するため、研修や講演会を実施します。

主な事業

- ▷ 学力向上支援事業
- ▷ 英語力向上推進事業
- ▷ 教師力向上支援事業
- ▷ 情報教育推進事業
- ▷ 社会体験活動推進事業
- ▷ 子どもの体力向上支援事業
- ▷ 夢と志のある人づくり推進事業

施策1-B-2 教育環境の充実

方向性

- ▶ 学校給食における地産地消の推進によって、地元産農産物の利用拡大を図ります。
- ▶ 安全で安心な学校給食を効果的・効率的に提供することに努めます。
- ▶ 老朽化する学校施設の修繕を計画的に進めていきます。
- ▶ GIGAスクール構想次期計画に基づき、GIGA端末の利用環境の充実を図ります。
- ▶ 児童生徒にとっての最適な学校施設のあり方について、学校及び附帯施設（給食室・プールなど）の機能の最適化も含めて検討していきます。

主な事業

- ▷ 学校施設改修事業
- ▷ 学校教育のICT化推進事業
- ▷ 学校給食及び食育充実事業
- ▷ 学校給食委託事業
- ▷ 小規模校地域活性化推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
中学3年生英語検定3級以上の保有者数	76人 (令和6年)	94人

関連計画

計画名	計画期間
壬生町教育大綱	令和8年度～令和12年度

基本方針

- ◆ 家庭の教育力の向上を目指し、学校、地域、行政、企業等が協働して子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- ◆ 子どもたちがボランティアとして地域等と関わる機会を提供することで自己有用感を高め、郷土愛を醸成するよう努めます。

現状と課題

- ◇ あらゆる機会を通じて保護者の教育力を高め、悩みを抱える保護者に対し保護者同士のゆるやかなつながりを持てるよう、交流の場を設けることが必要となっています。
- ◇ 地域・学校・行政・企業等が協力して健やかな子どもの成長を見守り、手助けしていく体制をつくる必要があります。
- ◇ 地域の高齢者等が学校その他と協力し、積極的に子どもたちと関われるような機会を設けるなど、未来をつくる子どもたちの豊かな心を育む場の提供が求められます。

施策の展開

施策 1-C-1

家庭教育の推進

方向性

- ▶ あらゆる機会を利用して家庭の教育力の向上を図るための講座や、保護者同士のゆるやかなつながりを構築するための講座を開催します。
- ▶ 過度なゲームやインターネットの依存は子どもの育成に悪影響を及ぼすことから、使用方法を学ぶこと、親子で触れ合う時間を設けること等により、引きこもり防止につなげます。

主な事業

- ▷ 家庭教育推進事業
- ▷ 子育て・親育ち講座開催事業
- ▷ 「家庭の日」（毎月第三日曜日）の啓発事業



放課後子ども教室

施策1-C-2

青少年教育の推進

方向性

- ▶ 社会全体について考えられる青少年を育むために、自然や文化などに触れる幅広い体験や様々な価値観を持つ人との交流の場を提供します。
- ▶ 様々な体験活動や交流活動を通して、他者を理解する優しさや思いやりを育むとともに、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会との関わり等を考えることで、心の成長を促すよう努めます。

主な事業

- ▷ 青少年活動推進事業
- ▷ 青少年健全育成事業

施策1-C-3

地域と連携した教育の推進

方向性

- ▶ 地域、学校、行政、企業等の連携を図り、学校の教育活動や地域行事等の中で子どもたちの成長に関わる諸活動を展開します。
- ▶ 子どもたちの地域行事での活動や地域貢献活動を通じて、自己有用感が育めるよう支援します。
- ▶ 子どもたちが様々な価値観や人生観を有する地域住民との関わりを通して自己肯定感や郷土愛を高め、人の役に立つ経験を通して自己有用感を育めるよう支援します。
- ▶ 地域の高齢者が、これまで培った経験等を活かし、ボランティアとして自らの教育力を発揮しながら、子どもたちの育ちに関わる諸活動を展開できるよう支援します。

主な事業

- ▷ 中学生及び青少年による地域活動参画推進事業
- ▷ 地域学校協働活動推進事業
- ▷ 放課後子ども教室事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
子育て・親育ち講座の保護者の参加率	63.70% (令和5年)	▶▶▶ 70%
学校地域支援ボランティア登録人数	468人 (令和5年)	▶▶▶ 600人

基本方針

- ◆ これからのグローバル社会を生きるこども達にとって、国際理解を深める教育は必要不可欠であるため、より充実を図ります。
- ◆ 地域、団体、企業等が積極的に国際交流活動に取り組める環境づくりを進めます。
- ◆ 外国人が安心して生活できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- ◇ 国際理解や国際交流の推進に向けて、A L T*を活用し就学前からネイティブな英語に触れる機会を多く提供しています。就学後は各授業において、A L Tを活用し、さらに中学生海外派遣やオンライン英会話等を通し異文化理解・語学力の向上を図っています。
- ◇ 民間のボランティア団体等との連携強化など推進体制の整備が必要です。
- ◇ 外国人の身近な相談等、支援体制を強化する必要があります。
- ◇ コミュニケーションツールとなる「やさしい日本語」をさらに普及させる必要があります。

施策の展開

施策 1-D-1

国際理解の促進

方向性

- ▶ 今後もA L Tを活用して低年齢層からネイティブな英語に触れる機会を多く取り入れ、国際理解教育を推進していきます。
- ▶ A L Tを活用したイングリッシュプログラム事業を小学校中高学年を対象に実施し、ゲームや歌等を通して異文化体験をすることで、抵抗感なく英語に親しめるよう工夫していきます。

主な事業

- ▷ 外国語指導助手配置事業

* A L T：外国語指導助手のこと、日本の学校の授業、特に英語の授業で補助教員（専門職補佐の教師）として勤務する外国籍者のこと。

国際交流活動の推進

方向性

- ▶ 中学生海外派遣やオンライン英会話等の国際交流を通して、広い視野と国際感覚を備えた人材の育成を図ります。
- ▶ 外国人と日本人のコミュニケーションツールとなる「やさしい日本語」について、企業、団体等とも連携し、住民への普及促進を図ります。
- ▶ 外国人住民が安全で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、日本語教室の実施、相談体制の充実を図ります。

主な事業

- ▷ 中学生国際交流推進事業
- ▷ 外国人のための日本語教室

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
国際交流に関するイベント・事業等への参加者数(学校教育課)	136人 (令和5年)	200人



オーストラリアへの中学生海外派遣

基本姿勢

2

豊かな自然と人が共生する持続可能なまち



- 2-A 自然環境を大切にする緑あふれるまちづくり
- 2-B 資源を大切にするまちづくり
- 2-C きれいで快適に暮らせるまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs (持続可能な開発目標)



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

基本方針

- ◆ 恵まれた自然環境を保全するため、平地林や河川環境の活用・保全・再生に努めます。
- ◆ 道路沿線の緑化を推進し、花と緑にあふれた快適なまちづくりを目指します。
- ◆ 令和6年度に策定した環境基本計画に基づき温室効果ガス排出削減の取組みを進めるとともに、住民意識の高揚を図ります。
- ◆ 公園や花壇など、身近な緑を住民自らが慈しみ育てることで、自然を大切にする心を醸成します。
- ◆ 老朽化が進む公園施設について、計画的・継続的に更新や修繕を行い、住民が安全に使える公園を維持します。
- ◆ 公園の老木化した樹木を剪定・伐採し、安全な環境を整備します。

現状と課題

- ◇ 平地林は、地元の憩いの場、また学習の場など様々な形で町民に利用されており、保全に努める必要があります。
- ◇ 花や緑に関する住民意識の高揚と、地域の緑化を推進することが必要となっています。
- ◇ 住宅用太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減への取組みは徐々に進んでいますが、2050年カーボンニュートラル*の実現に向け、さらに住民の意識関心を高める必要があります。
- ◇ 公園を地元住民自らの手で管理することは、愛着心の醸成につながりますが、現在、参加を希望する自治会等の団体は多くないため、公園周辺の自治会等への周知・働きかけを行う必要があります。
- ◇ 老朽化が進む公園施設は多数あり、計画的・継続的に更新・修繕していく必要があります。
- ◇ 公園の老木化した樹木は、落枝や倒木の危険性があり、必要に応じて剪定や伐採を実施していく必要があります。

*カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出量を「実質ゼロ」にすること。

施策の展開

施策 2 - A - 1 豊かな自然環境の保全と活用

方向性

- ▶ 整備した森林を中心に、地権者や地元住民の協力を得ながら保全に努めるとともに自然環境を学ぶ場である学習林の活用を推進します。

主な事業

- ▷ 自然環境保全対策事業

施策 2 - A - 2 地域に優しいまちづくりの推進

方向性

- ▶ 環境基本計画に基づき温室効果ガス排出削減の取組みを進めるとともに、住民意識の高揚を図ります。
- ▶ 環境美化活動を引き続き実施し、住民自ら地域の生活環境を維持向上する取組みを継続します。

主な事業

- ▷ 脱炭素化推進事業
- ▷ 環境教育事業

施策 2 - A - 3 公園・緑地空間の充実

方向性

- ▶ 公園周辺の自治会等への周知・働きかけを行い、地元住民による公園管理の普及を継続します。
- ▶ 計画的・継続的に、公園施設長寿命化対策事業を行い、公園施設の更新を継続します。
- ▶ 公園の老木化した樹木の剪定・伐採を必要に応じて実施します。

主な事業

- ▷ 花のまちづくり推進事業
- ▷ 公園維持管理事業
- ▷ 住民による小中規模公園維持管理事業
- ▷ 公園施設長寿命化対策事業

緑化の推進

方向性

- ▶ 地域や沿道の緑化を推進し、花や緑に対する住民意識の高揚を図ります。
- ▶ 地域環境の美化活動を推進させるため、緑化活動のPRを実施します。
- ▶ メルヘンロードフラワー事業により、緑化の推進を支援します。

主な事業

- ▶ メルヘンロードフラワー事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
環境美化運動の参加人数	6,073人 (令和5年)	▶▶▶ 6,500人
地元住民管理の公園数	12か所 (令和6年)	▶▶▶ 15か所

関連計画

計画名	計画期間
壬生町環境基本計画	令和7年度～令和12年度
壬生町公園施設長寿命化計画	令和3年度～令和12年度



ゼロカーボンシティプレゼン大会

2-B

資源を大切にすまちづくり

基本方針

- ◆ 基幹改良工事後の適切な維持管理により焼却施設を安定的に稼働します。
- ◆ 家庭用ごみ処理機補助金や資源ごみ回収報奨金事業等により町内で発生する廃棄物内の可燃ごみを削減します。
- ◆ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）の施行に伴い、これまで以上にごみの分別が求められるため、より一層の分別回収を推進します。

現状と課題

- ◇ 基幹改良工事を行った焼却施設について、延命化予定時期の令和14年度まで、安定的に稼働できるよう適切にメンテナンスや更新を行います。
- ◇ 可燃ごみの中にも資源物が混入していることがあるため、ごみの分別について周知徹底します。
- ◇ 焼却施設については、老朽化のため施設のあり方について検討します。

施策の展開

施策2-B-1 　　ごみ減量化の推進

方向性

- ▶ 家庭用ごみ処理機設置の補助金を交付することで清掃センターへ搬入される廃棄物内の生ごみの減量化を推進します。
- ▶ 定期的に広報紙やHPを利用し、新たに本町へ転入した方にも協力いただけるよう広く周知します。

主な事業

- ▶ 家庭用ごみ処理機設置補助事業

IV

前期基本計画

基本姿勢2

施策 2 - B - 2

ごみの再利用・資源化の推進

方向性

- ▶ 回収団体へ回収量に応じた報奨金、協力業者へ協力回数に応じた手数料を支払うことで積極的に集団回収を行ってもらい清掃センターへ搬入される廃棄物の削減及び再利用・資源化を推進します。
- ▶ プラスチック資源循環法対応のため、プラスチック回収の見直しと新たな分別基準の周知徹底を図ります。

主な事業

- ▶ 資源ごみ回収関係報償事業

施策 2 - B - 3

廃棄物の適正処理の強化

方向性

- ▶ 施設の長寿命化計画に基づき基幹改良工事後も適切な更新等を行うことで施設の延命化を推進します。
- ▶ 廃棄物の処理について、効果的、衛生的に実施するため、収集、運搬及び焼却施設の運転管理について、引き続き民間業者を活用します。

主な事業

- ▶ 廃棄物・土砂等埋立監視員設置事業
- ▶ 小型家電回収事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和 12 年）
資源化率	11.06% (令和 5 年)	▶▶▶ 16.8%

関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和 4 年度～令和 13 年度

基本方針

- ◆ 水質、大気、土壌等の汚染を未然に防止するため、監視活動を行います。
- ◆ 快適で衛生的な生活環境の維持のため、あき地の適正管理指導を実施します。
- ◆ ペットの適正飼養を推進し、犬・猫が増えすぎないよう不妊手術費補助金交付事業の周知を図ります。

現状と課題

- ◇ 水質、大気、土壌等の汚染防止のため継続して監視活動が必要となっています。
- ◇ あき地の管理について、費用面から所有者の理解、協力を得ることが難しい場合もありますが、条例に基づき指導監督を実施する必要があります。
- ◇ 猫へのエサやりなど苦情相談があるため、マナーに関する周知が必要となっています。
- ◇ 外来生物（カミキリムシ）は、バラ科樹木に寄生し、幼虫が樹の内部を食べて枯らしてしまうため、緑地や果樹園に被害をもたらしており、全国的に被害が拡大していることから対策が必要となっています。

施策の展開

施策 2-C-1 快適な生活環境の確保

方向性

- ▶ 河川水、工場排水、地下水等の水質検査を継続して実施します。
- ▶ 騒音やごみの野外焼却等の生活型公害に関し、発生源への適切な指導を行います。
- ▶ 不法投棄防止のため、看板の設置や監視パトロールを引き続き実施します。

主な事業

- ▷ 環境保全対策事業
- ▷ 不法投棄防止活動事業
- ▷ 外来カミキリムシ類被害木伐採費補助事業

施策 2 - C - 2

生活における衛生の確保

方向性

- ▶ 犬及び猫不妊手術費補助事業の周知により、過剰な繁殖による不適切な放棄を抑制し、野良犬、野良猫の増加防止を図ります。
- ▶ ペット飼主への適正飼養、野良猫へのエサやり禁止などのマナーの向上について周知を図ります。
- ▶ あき地の適正管理について指導を行います。

主な事業

- ▷ 犬及び猫不妊手術費補助事業
- ▷ あき地保全対策事業

施策 2 - C - 3

衛生的な墓地の確保

方向性

- ▶ 聖地公園の計画的な整備を図ります。
- ▶ 適正な維持管理により、聖地公園の清潔で良好な環境を維持します。

主な事業

- ▷ 墓園整備事業
- ▷ 墓園維持管理事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
狂犬病予防接種率	65.10% (令和5年)	70.00%

基本姿勢

3

いくつになっても健康に暮らせるまち



- 3-A みんなが健康に暮らせるまちづくり
- 3-B とともに支え合う福祉のまちづくり
- 3-C 学び合い、文化が薫るまちづくり
- 3-D 誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり
- 3-E 明るく元気なスポーツのまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs(持続可能な開発目標)



3-A

みんなが健康に暮らせるまちづくり

▶ 基本方針

- ◆ 各種検（健）診において、被保険者の受診機会の拡大のため、多様な受診形態の整備を進めます。
- ◆ 特定健診の受診結果について、本町全体の健康増進に活用できるよう、関係部署間との緊密な連携を図ります。
- ◆ 健康みぶ21計画に基づき、町民一人ひとりが心身ともに健康に暮らせるよう、ライフコースアプローチ*を踏まえた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図ります。

▶ 現状と課題

- ◇ 受診率は向上していますが、その伸び率は鈍化傾向にあります。受診率の高い市町村の施策を取り入れるなど、新たな工夫によりさらなる受診率の向上が求められます。
- ◇ 検（健）診の目的・効果・必要性について町民が理解するための取組みが必要です。自身の身体に向き合い日々の生活習慣や健康について考え、健康づくりに関心を持ち取り組むことが、将来の生活習慣病予防や介護予防につながっていきます。
- ◇ 夜間、休日の救急医療体制の整備により、急な病気やけがの際、安心して医療を受けることができ、町民の安心を確保していますが、二次・三次救急を担う病院における救急外来の適正利用のための体制整備が必要とされます。



獨協医科大学病院

*ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

施策の展開

施策3-A-1 日頃の健康維持と健康増進

方向性

- ▶ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組みます。
- ▶ 地域と連携し、誰もが自然に健康になれる環境づくりに努めます。
- ▶ 獨協医科大学や職域と連携し、産官学を含めた多様な主体による健康づくりに取り組み、健康に関心の薄い人を含め多くの町民が無理なく健康な行動がとれる環境づくりを推進します。
- ▶ 町民一人ひとりが健康に関心を持ち、地域の課題に自ら取り組むほか、住民組織やボランティアとの連携・協働による住民主体の健康づくりを促進します。
- ▶ 健康診査や生活習慣病予防についての啓発事業を継続します。

主な事業

- ▷ 健康増進事業
- ▷ 健康長寿のまちづくり推進事業
- ▷ 健康ふくしまつり事業

施策3-A-2 保健医療の充実

方向性

- ▶ 特定健診の受診勧奨について、被保険者の傾向に合わせた効果的なアプローチを図ります。
- ▶ 医師会との協力を進め、個別健診の受診率を向上させます。
- ▶ 受診しやすい環境づくりに努め、特定健康診査・後期高齢者健康診査・がん検診・歯周疾患検診の受診率向上を図ります。
- ▶ 健診・医療情報等のデータ分析により健康課題を捉え、効果的な保健事業を展開するデータヘルスの推進を図ります。
- ▶ 感染症対策として、予防対策や感染拡大防止の啓発に努め、新たな感染症の発生の際は、国・県・医師会等と連携し、予防接種等を実施するなど、感染のまん延防止施策を遂行します。
- ▶ 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、心身の健康に関する相談の充実や予防啓発に努めます。
- ▶ 保健福祉センターは、今後も健康づくりと福祉事業の拠点として、安全に利用できるよう施設管理を行います。

主な事業

- ▷ 予防接種事業
- ▷ 歯科保健推進事業
- ▷ 感染症等対策事業
- ▷ がん検診等事業
- ▷ 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査事業
- ▷ 精神保健事業
- ▷ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ▷ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業
- ▷ 特定健康診査等情報提供（みなし健診）
- ▷ がん患者支援事業

方向性

- ▶ 必要な医療を適切に受けられるよう、関係機関と連携し救急医療体制の整備を図るとともに、医療制度や救急医療について、町民に分かりやすい情報提供や普及啓発に努めます。

主な事業

- ▷ 救急医療対策推進事業
- ▷ 救急医療施設運営事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
特定健康診査受診率	35.6% (令和5年)	▶▶▶ 52.5%
健康寿命	男 79.11 歳 女 82.64 歳 (令和4年)	▶▶▶ 男 81 歳 女 84 歳

関連計画

計画名	計画期間
健康みぶ21計画	令和8年度～令和19年度
壬生町食育推進計画	令和6年度～令和10年度
特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度
壬生町健康アップ計画	令和6年度～令和11年度

基本方針

- ◆ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、複雑化した地域生活課題の解決のため、重層的支援体制*整備事業を実施します。
- ◆ 町民が日常生活の中で助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会を実現するため、地域福祉のネットワーク化を進めるとともに、福祉を支えるボランティアの支援に努めます。
- ◆ 高齢者が身近で気軽に集える場所で生きがいを持って元気で自立した生活を送ることができるよう、お達者サロン活動の普及・啓発を図り、閉じこもり予防と介護予防に努めます。
- ◆ 高齢者が地域で孤立せず安心して暮らし続けられるよう、自治会で結成した地域見守りチームや協力事業者とともに、見守りネットワークの活動を推進します。

現状と課題

- ◇ 近年、人口減少、高齢化の進展に加え、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が変化する中で、住民の福祉ニーズは複雑かつ多様化しており、制度・分野ごとの「縦割り」の福祉サービスでは対応が困難であるため、包括的な支援体制の整備が必要となっています。
- ◇ 近年、地域での交流が少なくなっているため、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、互いを支え合える関係づくりが難しい状況にあります。そのため、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを進める必要があります。
- ◇ 地域福祉を推進するうえで、地域住民同士のふれあいや交流、地域活動等による支え合いや助け合いを基盤とした地域づくりは必要不可欠です。そのためにも、高齢者、障がい者、こどもなど誰もが地域の担い手として主体的に活動し、交流できる環境づくりが求められています。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係組織との連携を充実し、地域福祉のネットワークによる見守り体制が求められています。
- ◇ 保健・医療・福祉に関するニーズは複雑化・多様化しているため、町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実が求められています。また、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等、支援を必要とする人に対しては、自立に向けた様々なサポートが必要になっています。
- ◇ お達者サロンは、活動の継続が課題となっており、運営に関する支援が必要となっています。
- ◇ 高齢者見守りネットワーク事業は、自治会単位で見守りチームを結成し活動する仕組みですが、自治会内のチーム員確保や自治会役員の交代に伴う活動の周知方法が課題となっています。
- ◇ サロン活動や見守り活動を通し、地域単位での見守りや、高齢者の自立した生活を継続するための活動、地域の活性化へつないでいくことが求められています。自治会内の事業協力者等が毎年交代するなどの影響から、地域のつながりの希薄化が進んでおり、地域活動への支援方法が課題となっています。

*重層的支援体制：地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的に包括的な支援を行うための体制。

施策の展開

施策 3 - B - 1 地域福祉力の向上

方向性

- ▶ 地域住民の複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らすあらゆる世代の人たちの地域福祉の意識の醸成を図るとともに、ボランティアやリーダーを含め、福祉の担い手となる人材の育成を進めます。
- ▶ 日常的な集まりや地域の見守り活動へ、町民の積極的な参加を促し、交流を促進することで、高齢者や障がい者の社会参加や生きがいづくりを支援し、地域全体で福祉の向上を目指します。
- ▶ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体などとの連携を強化し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

主な事業

- ▷ 社会福祉協議会育成事業
- ▷ 地域介護予防活動支援事業
- ▷ 重層的支援体制整備事業

施策 3 - B - 2 高齢者福祉の充実

方向性

- ▶ 介護予防については、住民主体の活動にリハビリ専門職や介護専門職が積極的に関与する仕組みづくりに取り組みます。
- ▶ 地域住民が有償ボランティア等の支援の担い手として参加できるよう、生活支援体制の整備を推進します。
- ▶ 認知症高齢者の意思が尊重され、当人やその家族が、住み慣れた環境で暮らし続けられるような施策に取り組みます。

主な事業

- ▷ 高齢者地域見守り支援事業
- ▷ 在宅医療・介護連携推進事業
- ▷ 介護予防・生活支援サービス事業
- ▷ 生活支援体制整備事業
- ▷ 一般介護予防事業
- ▷ 認知症総合支援事業
- ▷ 包括的支援事業
- ▷ 介護サポート 24*サービス事業

*介護サポート 24：在宅で介護している家族が急に介護できなくなった場合に、緊急の宿泊サービスを提供。

障がい児者福祉の向上

方向性

- ▶ 障がい児者が、個人としての尊厳を尊重される日常生活または社会生活を営むための助けとなるよう、時代の流れに合わせた制度の活用に取り組みます。
- ▶ 多様化するニーズに合わせ適切な支援を行えるよう、関係機関や事業所との連携を密にし、サービスが利用しやすい環境を引き続き整備します。

主な事業

- ▷ 地域生活支援事業
- ▷ 重度心身障害者医療費助成事業
- ▷ 難病患者等福祉手当扶助事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
地域づくり勉強会*のべ参加人数	157人/年 (令和6年)	▶▶▶ 240人/年
介護保険標準給付費 過去4カ年平均伸び率	3.2% (令和6年)	▶▶▶ 2.3%

関連計画

計画名	計画期間
壬生町地域福祉計画	令和6年度～令和10年度
壬生町障がい者基本計画	令和6年度～令和11年度
壬生町障がい福祉計画	令和6年度～令和11年度
壬生町障がい児福祉計画	令和6年度～令和11年度
壬生町高齢者保健福祉計画	令和6年度～令和11年度

*地域づくり勉強会：地域の課題解決や魅力発信のための勉強会で、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加の機会の確保を目的とします。

基本方針

- ◆ 市民の多様な学習活動を支援するため、特色ある講座等の開催や図書・視聴覚資料等の収集を行います。
- ◆ 経年劣化が進む社会教育施設の利便性向上のため、計画的な改修や修繕を行います。
- ◆ 生涯学習社会の実現を目指し、学習機会の提供、内容の充実、学習成果の活用を推進します。
- ◆ 市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう、文化鑑賞や活動を身近にできる環境の整備を図り、人材や団体の育成支援を行います。

現状と課題

- ◇ 各公民館や生涯学習館、図書館などの社会教育施設は、文化・芸術活動などによるまちづくりの拠点として幅広い市民に利用されています。その多くは、建設から40年以上経過しており、今後も継続的な利用を可能にするための対策が必要です。
- ◇ 主催講座、自主講座とも、シニア世代の活動が主体となっていることから、現役世代の参加促進が求められています。
- ◇ 社会教育施設では、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援するという役割に加え、市民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、市民の学習と活動を支援する機能を一層強化する必要があります。
- ◇ 図書館の貸出冊数が減少し、インターネット等の普及による紙の本離れ、活字離れが指摘されています。こどもの読書活動は豊かな心を育むものであることから、読書の楽しさや質のよい本に触れる環境をつくる必要があります。

施策の展開

施策3-C-1 学習環境の充実

方向性

- ▶ 市民のニーズに合った主催講座を開設し、日常の課題や地域課題解決のための学習及び市民の自主学習などへの支援を継続的に実施します。
- ▶ 読書人口の減少傾向を踏まえ、市民ニーズに合った利用しやすい図書館運営に努めます。
- ▶ 施設の老朽化に対応するため、施設の長寿命化計画を策定して計画的な改修を実施します。
- ▶ 市民が生涯にわたって学び、その成果を個人の生活や地域、職場等での活動や日常の問題解決に活かせるような学習への支援を図ります。
- ▶ 学びの多様化に対応するため、横断的・総合的な視点で学校教育と社会教育との連携・融合を図ります。

主な事業

- ▶ 図書館指定管理運営事業
- ▶ 子ども読書活動推進事業
- ▶ まちかど文庫管理運営事業
- ▶ 各種講座等開催事業
- ▶ 社会教育施設改修等事業

方向性

- ▶ 音楽をはじめ様々な一流の文化に触れる機会となる鑑賞会等を引き続き開催します。
- ▶ 壬生少年少女合唱団、みぶ吹奏楽団に対して、引き続き活動の支援を図ります。
- ▶ 町民の文化・芸術に対する意識の高揚を図るため、文化協会に対して引き続き活動の支援を実施します。
- ▶ 町の文化振興を図るべく、他自治体との文化交流に取り組みます。

主な事業

- ▷ 音楽によるまちづくり推進事業
- ▷ 文化祭等の芸術文化推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
社会教育施設延べ利用者数 (3公民館、生涯学習館)	76,672人 (令和5年)	▶▶▶ 100,000人
図書館利用貸出人数	32,301人 (令和5年)	▶▶▶ 35,000人

関連計画

計画名	計画期間
壬生町子どもの読書活動推進計画	令和6年度～令和10年度



壬生町立図書館

3-D

誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり

基本方針

- ◆ 文化財について調査研究を行うとともに、後世に残すために必要な保護・整備に努めます。
- ◆ 古墳などの史跡の適正な保護・管理に努めるとともに、保存活用計画を定めた国指定史跡を中心に史跡の有効活用を進めます。
- ◆ 新たに郷土から輩出した人物や壬生の歴史・文化遺産の発見と活用に努めます。
- ◆ 資料館の事業及び文化財事業については様々な広報媒体を通じて幅広い世代への周知を図ります。

現状と課題

- ◇ 園芸用土採取や太陽光発電等の開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地を発掘する際の申請件数が増加しており、埋蔵文化財保護に向けてより一層の体制整備が必要となっています。
- ◇ 史跡の保護について、計画的に国史跡の確認調査を進めることが必要となっています。
- ◇ 歴史のある祭りや伝統芸能について文化財として保護を図るとともに、祭りの記録保存が必要となっています。
- ◇ 幅広い世代から愛される資料館づくりを行い、利用が少ないこどもたちや若い世代の入館者を増やすことが必要です。
- ◇ 第18回全国藩校サミット壬生大会のレガシー事業として「壬生藩校学習館祭り」を行うことで「論語学習の町」としてより一層の論語の普及・浸透が期待されます。

施策の展開

施策 3-D-1 文化遺産の保護・活用

方向性

- ▶ 民間開発への効果的な対策を進めるとともに、文化遺産の調査保護に努めます。
- ▶ 5基の国指定史跡古墳の活用や解説ボランティアの育成を推進します。
- ▶ 未指定文化財を含む地域文化財の保護・活用を積極的に進めます。

主な事業

- ▷ 民間・公共事業開発に伴う埋蔵文化財の指導・調査
- ▷ みぶ古墳群解説ボランティア育成事業
- ▷ 文化財保存・活用事業
- ▷ 近年の発掘調査により出土した資料の町民への周知

地域伝統・歴史の再興・継承

方向性

- ▶ 無形民俗文化財の継承・公開の場を整え、お囃子保存会等 13 団体の連絡協議会との連携を図りながら、後継者の育成に努めます。

主な事業

- ▷ 保存会伝承に伴う補助事業
- ▷ 無形民俗文化財公開事業
- ▷ 無形民俗文化財連絡協議会設置事業

地域の歴史の再発見・発信

方向性

- ▶ 郷土の歴史を調査・研究し、その成果を展示や講座を通して発表し、町民が地元へ愛着と誇りを持つよう啓発に努めます。
- ▶ 町民の誰もが町の歴史を気軽に調べ、興味を持ってもらえるよう収蔵物や歴史等のデジタルコンテンツ化を進め、活用します。
- ▶ 町独自の論語検定を実施し、「壬生の郷土教育＝論語」をさらに浸透させるとともに、指導者の育成に努めます。
- ▶ こどもたちをはじめ幅広い世代が参加できる体験や講座の実施など、地元へ愛される身近な資料館づくりに努めます。

主な事業

- ▷ 企画展開催事業
- ▷ 蘭学のまち旧壬生城下町活性化事業
- ▷ 情報発信事業
- ▷ 壬生藩校学習館祭り開催事業
- ▷ 夏休み時期のこども対象（親子向け）体験や講座の実施
- ▷ 夏休み時期のこどもへの歴史・文化の調査研究の支援

指標

指標名	現状値	目標値（令和 12 年）
無形民俗文化財保存会会員数	178 人 (令和 5 年)	▶▶▶ 200 人
資料館企画展入館者数	2,341 人 (令和 6 年)	▶▶▶ 3,000 人

関連計画

計画名	計画期間
国指定史跡車塚・牛塚・愛宕塚古墳保存活用計画	令和 3 年度～令和 10 年度

基本方針

- ◆ 町民のスポーツ活動の拠点となる施設の整備、充実を図ります。
- ◆ 町民の誰もがスポーツに参加しやすい環境をつくるため、総合型地域スポーツクラブ*の支援等を継続し、地域のスポーツ振興を図ります。

現状と課題

- ◇ 町民の健康志向やスポーツへの関心の高まりにより多様化するニーズに応えられるよう、既存施設の運営、維持、管理を適切に行う必要があります。
- ◇ 古くなったスポーツ施設について、現在の利用状況、将来の人口動態などを踏まえた改修、整備を進める必要性が高まっており、スポーツゾーン等も含めあり方を検討していく必要があります。
- ◇ 総合型地域スポーツクラブは、町からの支援を中心に運営されているため、今後は登録者数・教室参加者数の増加や自主財源比率を上げるなどにより、自立と運営の安定化を図る必要があります。

施策の展開

施策 3-E-1

生涯スポーツの充実

方向性

- ▶ 住民の健康志向の高まりなどから利用者の増加が見込まれる中で、施設設備の劣化・老朽化が進んでいるため、住民のニーズに応えられるような施設の整備を検討します。
- ▶ 総合型地域スポーツクラブへの支援等により、町民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりを進め、地域スポーツの振興を図ります。
- ▶ スポーツ推進委員によるスポーツ活動の支援として、障がい者を含めた町民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実を図ります。

主な事業

- ▷ 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- ▷ 運動場管理事業

*総合型地域スポーツクラブ：「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しめる地域のコミュニティのこと。

方向性

- ▶ 町民がスポーツに取り組むきっかけとなるよう、ゆうがおマラソン大会等を開催します。
- ▶ 壬生町駅伝チームや全国大会出場者、町スポーツ協会の支援を継続します。
- ▶ スポーツクライミングについては、本町が2022年開催のいちご一会とちぎ国体における競技会場となったことを受け、競技人口の増加を目的として体験教室の開催をする等、さらなる普及推進を図ります。

主な事業

- ▷ ゆうがおマラソン開催事業
- ▷ 壬生町駅伝チーム育成支援事業
- ▷ スポーツ振興助成事業（全国大会等出場支援、町スポーツ協会支援）

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
運動場施設利用者数 （総合・北部・南部運動場）	99,885人 （令和6年）	▶▶▶ 125,000人
ゆうがおスポーツクラブ教室参加者数	9,273人 （令和6年）	▶▶▶ 9,500人



壬生町総合運動場トレーニングルーム

基本姿勢 4

地域の特性を活かした住みやすいまち



- 4—A 地域の特性を活かした壬力あるまちづくり
- 4—B 円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり
- 4—C おいしい壬生の水を安定供給するまちづくり
- 4—D 生活排水と雨水の適正処理で住みやすいまちづくり
- 4—E 快適で多様な住環境のまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs(持続可能な開発目標)



4-A

地域の特性を活かした壬力あるまちづくり

基本方針

- ◆ 地区計画*等の活用により、地域特性を活かした土地利用を促進し、住みやすく魅力ある都市形成を図ります。
- ◆ 豊かな自然と調和した土地利用を促進します。
- ◆ 都市環境の創造と市街地の形成を目指し、市街地整備の推進や民間活力の導入を進めます。
- ◆ うるおいと安らぎのある風景は貴重な自然景観として計画的に保全・活用を図ります。
- ◆ 歴史・文化などの地域資源を活かした美しく風格のあるまちづくりを進めます。

現状と課題

- ◇ 市街化区域内の遊休地や土地利用調整地区を中心に、町のさらなる活力向上に効果的な土地利用を促進していく必要があります。
- ◇ 駅前広場や駅前通りの計画的な整備を推進する必要があります。
- ◇ 豊かな自然や美しい河川、田園、歴史のある建造物など、個性豊かな景観資源を将来へ残していくための取組みが必要となっています。
- ◇ 市街地郊外ではスプロール化*が見られる地域もあるため、今後は都市の集約化を進め、魅力や活力を効果的に向上させる取組みを推進するとともに、防災性の向上も図る必要があります。



六美町北部土地区画整理

*地区計画：良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを定める地区単位の都市計画。
*スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

施策の展開

施策4-A-1 地域特性を活かした市街地の整備

方向性

- ▶ 既成市街地の再生・再構築を推進し、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。
- ▶ 六美町北部土地区画整理事業を支援し、当地区における利便性と拠点性を高め、魅力ある都市形成へとつなげます。
- ▶ 国谷駅周辺に都市施設を整備し利便性を高めます。

主な事業

- ▷ 六美町北部土地区画整理事業
- ▷ 国谷駅前広場整備事業

施策4-A-2 地域特性に応じた土地利用の推進

方向性

- ▶ 地域特性や社会情勢を反映した都市計画の策定や見直しを検討します。
- ▶ 持続可能なまちづくりのため、都市機能の立地適正化を検討します。

主な事業

- ▷ 地区計画などによる地域特性を反映した都市計画制度の運用

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
六美町北部土地区画整理事業進捗率 （組合事業費ベース）	60.3% （令和6年）	▶▶▶ 100.0%

関連計画

計画名	計画期間
壬生町都市計画マスタープラン	平成29年度～令和18年度

4-B

円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり

基本方針

- ◆ 高齢化の進展に伴い、公共交通による移動手段の確保が求められています。現在、デマンドタクシー「みぶまる」及びコミュニティバス「みぶーぶ」を運行していますが、今後も本町に合ったより便利で持続可能な公共交通のあり方を模索し、利便性の向上及び運行経費の最適化を図ります。
- ◆ 円滑で利便性の高い交通ネットワークの確立を図るため、計画的に道路の整備を推進します。

現状と課題

- ◇ デマンドタクシー「みぶまる」及びコミュニティバス「みぶーぶ」について、持続可能な公共交通とするため、利便性向上を図ることで利用者数を増加させ収支率の向上に取り組む必要があります。
- ◇ 幹線道路の整備は、利便性の高い交通ネットワークを確立するうえで非常に重要であるため、国の交付金を活用しながら計画的に整備を進めています。しかしながら、要望額に対する交付率が低水準であり、また近年、資材単価、人件費が高騰していることから、整備スケジュールの見直し課題となっています。

施策の展開

施策 4-B-1

安全・安心な利便性の高い道路施設の充実

方向性

- ▶ 安全・安心な利便性の高い交通ネットワークの確立のため道路整備を推進します。
- ▶ 地域のニーズや社会環境の変化に応じて道路の整備計画を見直しながら、老朽化する道路施設の整備を実施します。
- ▶ ひとに優しい交通環境となるよう段差解消などのバリアフリー化を推進します。

主な事業

- ▶ 幹線町道整備事業
- ▶ 町道保全事業
- ▶ (仮称) 壬生PAスマートIC整備事業

方向性

- ▶ デマンドタクシー「みぶまる」及びコミュニティバス「みぶーぶ」について、持続可能な公共交通とするため、利便性向上を図ることで利用者数を増加させ収支率の向上に取り組みます。
- ▶ 今後も本町にあったより便利で持続可能な公共交通のあり方を模索していきます。

主な事業

- ▷ デマンドタクシー「みぶまる」運行事業
- ▷ 広域連携ゆうがおバス運行事業
- ▷ コミュニティバス「みぶーぶ」運行事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
幹線町道の整備延長	31.1km	▶▶▶ 36.0km
デマンドタクシー「みぶまる」の年間利用者数	7,048人 (令和5年)	▶▶▶ 10,000人

関連計画

計画名	計画期間
壬生町都市計画マスタープラン	平成29年度～令和18年度
バリアフリー基本構想	令和3年度～令和12年度
壬生町地域公共交通計画	令和4年度～令和8年度



コミュニティバス「みぶーぶ」

4-C

おいしい壬生の水を安定供給するまちづくり

基本方針

- ◆ 安全で安心なおいしい壬生の水の安定した供給を図ります。
- ◆ 安定した水道経営を行うため、水道普及率の向上による収益の確保やコスト縮減に努めます。

現状と課題

- ◇ 安定した水の供給のため、水道施設の長寿命化を考慮した計画的な改修と更新が必要となっています。
- ◇ 激甚化する災害の対策として、重要な水道施設の耐震化をする必要があります。
- ◇ 水道施設の整備において、より一層のコスト縮減を図る必要があります。
- ◇ 未給水区域の整備において、水需要の把握に努め、整備効果を十分に検討する必要があります。
- ◇ 安定した水道経営のために、給水区域内の水道事業未加入者に加入を促すことが必要となっています。
- ◇ 水道料金の徴収率は、今後も高く維持できるよう努める必要があります。

施策の展開

施策4-C-1 安全で安心な水の安定供給

方向性

- ▶ 老朽化した施設や配水管について、計画的に改修及び更新を実施します。
- ▶ 新設や更新の際に耐震管を使用し、管路の耐震化を進めます。
- ▶ 北部配水場第2配水池の耐震化を図ります。

主な事業

- ▷ 老朽管更新事業
- ▷ 南部配水場改修事業
- ▷ 北部配水場耐震補強事業

施策4-C-2 水道の普及促進

方向性

- ▶ 給水区域内の未加入者に対して、水道事業への加入を促し普及率の向上を図ります。
- ▶ 未給水区域における配水管新設の要望箇所では、加入見込者に対して意思確認を行い、収益の見込める配水管新設となるよう努めます。

主な事業

- ▷ 給水区域拡張事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
水道普及率	98.74% (令和6年)	▶▶▶ 99.0%
重要給水施設配水管更新延長 (全体延長 8,404 m)	7,969 m (令和6年)	▶▶▶ 8,404 m

関連計画

計画名	計画期間
壬生町水道ビジョン	令和元年度～令和10年度

4 — D

生活排水と雨水の適正処理で住みやすいまちづくり

基本方針

- ◆ 汚水処理施設について、効率的かつ計画的に整備を進めていきます。
- ◆ 雨水処理対策として、幹線等の整備を効率的かつ計画的に進めていきます。

現状と課題

- ◇ 汚水処理施設については、生活排水処理構想や公共下水道全体計画及び巴波川流域関連公共下水道事業計画に基づき、整備を行っています。
- ◇ 雨水処理施設の整備については、近年の気候変動により降雨が局地化、集中化、激甚化する傾向にあることから、早急な対策が必要ですが、大規模な整備工事になるため、交通障害の軽減を図りながら、緊急性の高い箇所を計画的に実施していく必要があります。
- ◇ 下水道事業は、近年の人口減少等の影響により使用料収入が減少している状況であり、汚水処理経費を使用料収入で賄うことができないため、料金改定を行いました。また、国からの交付金が要件化され、要求額が満額交付されず、財政的に厳しい運営が求められているため、企業債を活用しながら計画的に整備していく必要があります。

施策の展開

施策 4 - D - 1 汚水処理の充実

方向性

- ▶ 生活排水処理構想に基づき、計画的に汚水処理施設を整備します。
- ▶ 汚水処理施設の整備効果を上げるため、より一層の水洗化率の向上に努めます。
- ▶ 農業集落排水は最後の地区が供用を開始したことから、早期接続に向けて推進を図ります。
- ▶ 環境負荷の大きい単独浄化槽・汲み取り便槽が現在も相当数町内に残存しているため、合併浄化槽への転換促進を図ります。

主な事業

- ▷ 公共下水道の整備
- ▷ 浄化槽設置補助事業

汚水処理施設の適切な維持管理

方向性

- ▶ 汚水処理施設は、快適な生活環境の保持や水質保全効果からも重要なものであるため、定期的な調査診断に努めるとともに、処理施設のストックマネジメント計画に基づいて設備の更新を図ります。
- ▶ 管路施設は、維持管理データを整理するとともに、管路のストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理と施設の更新を実施します。

主な事業

- ▷ 汚水処理施設の改築更新事業
- ▷ 主要な管渠維持管理事業
- ▷ ウォーターPPP*（公民連携）導入事業

雨水処理対策の推進

方向性

- ▶ 内水浸水想定区域図を基に、緊急性の高い箇所から雨水排水設備の整備を行います。
- ▶ 雨水貯留浸透施設設置費補助制度の運用を通して、住民と行政がそれぞれの立場でできる範囲の治水への貢献を行う「流域治水」の周知・啓発に努めます。

主な事業

- ▷ 雨水幹線等整備推進事業
- ▷ 雨水貯留浸透施設設置補助事業
- ▷ 内水ハザードマップ作成事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
汚水処理人口普及率	92.86% (令和6年)	▶▶▶ 96.00%
雨水管整備延長	23,002 m (令和6年)	▶▶▶ 25,400 m

関連計画

計画名	計画期間
生活排水処理構想	令和4年度～令和32年度
壬生町公共下水道事業計画	平成30年度～令和9年度
壬生町公共下水道事業経営戦略	令和3年度～令和12年度
壬生町農業集落排水事業経営戦略	令和3年度～令和12年度

*ウォーターPPP：水道、下水道、工業用水道といった水分野の公共施設を対象とした、官民連携による新しい管理・運営方式。

基本方針

- ◆ 増加する空家に対し、適正な管理の推進と活用の促進を図ります。
- ◆ 優良な宅地を供給するため、住宅団地の整備を推進します。
- ◆ 町営住宅については長寿命化を推進します。

現状と課題

- ◇ 空家の利活用のため「空家バンク*」や「空家バンクリフォーム補助」の事業を実施していますが、移住・定住施策の拡大には関係各課との連携が必要となっています。
- ◇ 下稲葉地区に整備予定の住宅団地について、整備手法やスケジュール、事業費などについての調整が必要となっています。
- ◇ 町営住宅の管理については、長寿命化計画に沿った整備・改修の実施が必要ですが、すべての棟が耐用年限の3分の2を経過し老朽化が進んでいることから、建替えや廃止等の方向性の検討が必要となっています。
- ◇ 公営住宅の確保については、セーフティネット住宅*等の民間住宅の活用や家賃補助型の手法を取り入れるなど、新たな方法の検討が必要となっています。

施策の展開

施策 4-E-1

町営住宅の供給

方向性

- ▶ 長寿命化計画に基づく修繕工事を実施し、施設の耐用年数の延伸を図ります。
- ▶ 施設の老朽化が進んでいることから、セーフティネット住宅等の民間住宅の活用など新たな手法による住宅確保の検討を進めます。

主な事業

- ▶ 町営住宅管理運営事業

*空家バンク：空き家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組み。

*セーフティネット住宅：住宅セーフティネット制度に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者など「住宅確保要配慮者」が安心して入居できるよう登録された賃貸住宅。

健全な住宅環境の推進

方向性

- ▶ 生活環境の悪化を招かないよう、管理不全な空家に対する継続的な対策を実施します。
- ▶ 空家を活用した施策を推進し、移住・定住者の増加を図ります。
- ▶ 良好な住環境を確保するため、住宅団地の整備を推進します。

主な事業

- ▷ 空家対策事業
- ▷ 空家を活用した移住・定住促進事業
- ▷ 下稲葉住宅団地整備事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
公営住宅等長寿命化計画に基づく整備か所	65 か所 (令和5年)	▶▶▶ 89 か所
空家バンク利用登録件数	41 件 (令和5年)	▶▶▶ 100 件

関連計画

計画名	計画期間
壬生町住宅マスタープラン	令和9年度～令和18年度
公営住宅等長寿命化計画	令和8年度～令和17年度

基本姿勢

5

安全で安心して暮らせるまち



- 5-A 災害に強いまちづくり
- 5-B 犯罪のないまちづくり
- 5-C 交通事故のないまちづくり
- 5-D 安心して消費生活が送れるまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs (持続可能な開発目標)



基本方針

- ◆ 自助・共助・公助のバランスが取れた災害対策を推進します。
- ◆ 自主防災組織の設立や防災士の育成を促進し、地域での防災力強化を図ります。
- ◆ 常備消防との連携を図り、救急医療、救急救助活動の充実を図ります。
- ◆ 非常時における迅速な支援体制を構築するため、他自治体及び民間企業との連携を強化します。

現状と課題

- ◇ 異常気象による大規模な風水害や、能登半島地震のような大型地震の発生が危惧されており、町民の生命、身体及び財産への被害を最小限に食い止めるため、地域防災力や消防防災体制の強化が必要になります。
- ◇ 町民、自主防災組織、防災士会、女性防火クラブ、防災関係団体などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携・協力して防災体制の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 大規模災害発生時には、常備消防と消防団が連携して、迅速、適切に防災活動、被災者の救出・救助活動等を行う体制を整備する必要があります。
- ◇ 今後の人口形態及び消防救急需要の増加を見据え、消防力の適正配置と人材確保、消防施設の整備を進め、災害や救急要請に迅速に対応できる消防力の強化が必要になります。
- ◇ 労働形態の変化や地域コミュニティの希薄化により、消防団員は年々減少傾向にあり、地域防災力の中心となる消防団員の確保が課題となっています。
- ◇ 大きな地震が発生した際に倒壊の恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要があります。
- ◇ 災害時に支援が必要と思われる高齢者や障がい者に対して、避難行動要支援者名簿の作成、その更新により、避難時の支援を進めることが必要となっています。
- ◇ 道の駅みぶは、大規模災害時に自衛隊等が救援活動等を行う広域的な防災拠点である「防災道の駅」として位置づけられており、機能、施設、体制の充実を図っていく必要があります。

施策の展開

施策 5 - A - 1 防災体制の強化

方向性

- ▶ 自主防災組織の設立を促進し、非常時における行動体制を確保できるよう地区防災計画作成の支援を行います。
- ▶ 地域の実情に即した自主防災組織の設立や、地域の防災リーダーとして中核を担う防災士の育成を推進します。
- ▶ 自主防災組織や防災士と連携して、児童生徒等への防災に対する意識啓発を図ります。
- ▶ 災害に関する情報を迅速かつ確実に住民に伝えられるように、適切な情報伝達手段の整備を進めます。
- ▶ 建築物の耐震化を促進します。

主な事業

- ▷ 災害対策事業
- ▷ 防災行政無線維持管理事業
- ▷ 建築物耐震改修促進事業
- ▷ 防災道の駅整備促進事業

施策 5 - A - 2 消防・救急体制の強化

方向性

- ▶ 消防機能を強化するため、常備消防と消防団の連携を推進します。
- ▶ 消防団員の就労環境の変化により、日中に活動可能な消防団員が不足しているため、日中の火災や災害等への対応に出動範囲を限定した機能別消防団の充実を図ります。
- ▶ 効果的な応急手当の普及啓発や各種講習会を実施し、救命率の向上を図ります。

主な事業

- ▷ 消防団員募集事業
- ▷ 消防団魅力アップ事業
- ▷ 消防団員自動車運転免許取得支援事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
自主防災組織数	39 団体 (令和6年)	49 団体

関連計画

計画名	計画期間
壬生町地域防災計画	令和4年度～
壬生町建築物耐震改修促進計画（四期計画）	令和8年度～令和12年度
壬生町国土強靱化地域計画	令和8年度～令和12年度

5-B

犯罪のないまちづくり

基本方針

- ◆ 夜間の明るさや地域の人目の確保、防犯カメラ等の設置により、犯罪の未然防止を図ります。
- ◆ 関係機関と協力し防犯力のあるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◇ 町内の刑法犯認知件数は、金属盗の被害増加もあり、総数としては微増傾向にあります。
- ◇ 近年は特殊詐欺による被害が数多く発生しています。特殊詐欺を未然に防ぐには、地域や家庭でのコミュニケーションが重要となります。

施策の展開

施策 5-B-1 防犯体制の強化

方向性

- ▶ 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、関係機関との連携を深めます。
- ▶ 自治会等で開催している行事において、安全安心指導員による講話を行い、特殊詐欺被害防止や防犯意識向上を図ります。

主な事業

- ▷ 防犯運動事業

施策 5-B-2 防犯力の向上

方向性

- ▶ 防犯灯の維持管理を適切に実施するとともに、新設の要望に対しては必要性等を精査し、設置を進めます。
- ▶ 防犯カメラの維持管理を適切に実施します。
- ▶ 特殊詐欺の電話に有効な特殊詐欺対策電話機等の購入費補助を実施し、被害の減少に努めます。

主な事業

- ▷ 防犯灯維持管理事業
- ▷ 防犯灯新設事業
- ▷ 防犯カメラ維持管理事業
- ▷ 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
防犯教室の実施回数	9回 (令和5年)	15回

基本方針

- ◆ 交通事故発生件数ゼロを目指し、車両、歩行者それぞれに対する交通安全意識の啓発や危険箇所の改善等を引き続き実施します。
- ◆ 交通事故がないまちを目指し、町民一人ひとりに交通安全意識の啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーを周知徹底していきます。

現状と課題

- ◇ 交通事故を無くすことは大変難しいところですが、交通事故ゼロを目指して粘り強い交通安全活動が必要となります。
- ◇ 自転車利用者に対する交通マナーの啓発が必要です。

施策の展開

施策 5-C-1 交通安全マナー・意識の向上

方向性

- ▶ 関係団体と連携し交通安全の啓発活動を実施します。
- ▶ 駐輪場の適正な管理及び放置自転車対策を実施します。

主な事業

- ▷ 交通安全対策事業
- ▷ 放置自転車対策事業

施策 5-C-2 交通安全の向上

方向性

- ▶ 交通事故防止のため交通安全施設の整備を引き続き実施します。

主な事業

- ▷ 交通安全施設整備事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
交通安全教室の実施回数	42回（令和5年） ▶▶▶	45回
交通事故の発生件数	64件（令和5年） ▶▶▶	60件

関連計画

計画名	計画期間
壬生町交通安全計画	令和8年度～令和12年度

5-D

安心して消費生活が送れるまちづくり

基本方針

- ◆ 壬生町消費生活センターを中心とした相談業務の充実、安全な消費活動の支援・普及啓発活動を行います。

現状と課題

- ◇ 消費者を取り巻く環境は日々変化しているため、引き続き壬生町消費者友の会を支援し安定した消費生活の実現を目指します。
- ◇ 安定した消費生活の実現を目指すためには、消費生活条例の制定や消費者の自立を支援する情報提供が必要です。
- ◇ 壬生町消費生活センターへの消費者からの相談件数は増加傾向にあり、また相談内容も多岐にわたっているため、相談員の対応力強化が必要になります。
- ◇ 安定した消費生活の実現を目指すため、消費生活リーダー育成が必要となります。
- ◇ こどもの頃からの消費生活に関する正しい知識の習得が求められています。
- ◇ 高齢者に対する犯罪が巧妙化しており、消費生活センターについてのさらなる周知と消費者情報の提供が必要になります。

施策の展開

施策 5-D-1 消費者組織の育成

方向性

- ▶ 消費者友の会を支援し、安全で豊かな消費生活を推進します。

主な事業

- ▷ 消費者友の会補助事業

施策 5-D-2 消費者被害の防止・救済の充実

方向性

- ▶ 壬生町消費生活センターが中心となって、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り消費生活の安定を図ります。
- ▶ 見守りネットワークや民生委員などの、高齢者や障がい者の見守り活動を実施している団体に情報提供を行い、高齢者や障がい者の悪徳商法等被害防止を図ります。

主な事業

- ▷ 消費生活センター運営事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
消費者問題啓発回数 （公民館等での講演）	4回 （令和5年）	10回

基本姿勢

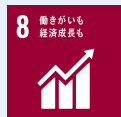
6

壬力のある産業で活気に満ちたまち



- 6-A 特色ある商業のまちづくり
- 6-B 活力ある工業のまちづくり
- 6-C 持続可能で競争力のある農業のまちづくり
- 6-D みんなが集まり賑わう観光のまちづくり
- 6-E みんなが働きやすいまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs (持続可能な開発目標)



基本方針

- ◆ 特色ある地域商品、みぶブランド等の発掘及び推進に努めるとともに、壬生お殿様料理、お姫様料理等の歴史的資産を活用した城下町壬生のPRと、地域定着を推進します。
- ◆ 地域商業の活性化のため、商工会と連携し、地域住民にとって利便性のある商業環境を目指すとともに、新たな商業活動の展開を図ります。
- ◆ 次代を担うまちの担い手育成を推進し、持続可能なまちなか活性化に努めるとともに、町内外の交流活動を促進し、中心市街地における空き店舗を活用した新店舗立地等の実現に努めます。

現状と課題

- ◇ みぶブランド等のさらなるPR、販路拡大等に向けて、SNS等を活用した宣伝技術力の向上が課題となっています。
- ◇ 起業を目指している方に対して、創業資金の活用や空き店舗を利用した創業などの支援をすることにより、まちなか・商店の活性化、ひいては町の活性化につなげることが課題です。
- ◇ 経営者の高齢化や、後継者不足が課題となっており、円滑な事業承継の推進に取り組む必要があります。
- ◇ まちなか活性化ワーキンググループの中心として活動するメンバーの平均年齢が40・50代になってきており、若い世代の担い手確保が急務となっています。

施策の展開

施策6-A-1 地域商業の活性化

方向性

- ▶ みぶブランド等の推進については、現事業の継続と、東京サテライトオフィスと連携したPR・販路拡大活動の推進を図ります。
- ▶ 商工会に対して各種支援を行うことで、地域商業の活性化を推進します。
- ▶ 旧庁舎跡地の「ふらっと壬生テラス」にチャレンジショップを設置します。空き店舗等の活用により本格的な出店へつなげ、まちなかの賑わい活性化を図ります。
- ▶ まちなか活性化の推進については、現在実施している事業を継続するとともに、商工会等関係団体、各事業者との連携強化に努め、持続可能な活動方法を構築します。

主な事業

- ▷ ブランド推進事業
- ▷ 壬生お殿様料理・お姫様料理の推進
- ▷ 商工会への支援事業
- ▷ 壬生まちなか創生事業
- ▷ おもちゃのまち活性化事業
- ▷ チャレンジショップ事業

方向性

- ▶ 事業後継者の育成を推進します。
- ▶ 商工会を通じた補助金や融資等により、経営基盤の強化につなげます。
- ▶ 空き店舗を活用した創業、起業に対して商工会と連携した支援を継続します。

主な事業

- ▷ 商工業振興補助事業
- ▷ 空き店舗活用事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
みぶブランド認定品目数	32件 (令和5年)	50件
創業資金利用件数（累計）	10件 (令和5年)	14件



みぶブランド

基本方針

- ◆ 町内事業者、異業種の連携を進め、産業の振興を図ります。
- ◆ 商工会や金融機関と連携し、各種支援の充実を図ることにより、立地企業等の経営安定による町内経済の活性化を目指します。
- ◆ 町内に工場等を新設、増改築する企業に対して産業振興奨励金を交付し、産業の活性化を図ります。
- ◆ 優良企業の誘致及び既立地企業の町外移転を防ぐための産業基盤整備として、県と連携してみぶ中泉産業団地の整備を推進します。
- ◆ 町内経済の活性化のため、おもちゃ団地北地区をはじめ、産業基盤となる新たな産業団地開発を推進していきます。

現状と課題

- ◇ 地域経済を取り巻く社会的な環境が大きく変化している中で、町が将来にわたり発展をしていくため、新たな優良企業を誘致し、雇用の創出を図っていく必要があります。
- ◇ 産業団地の開発には多額のコストと時間を要しますが、経済情勢や企業の立地ニーズを適切に捉え、新たな産業団地の開発・整備を行っていく必要があります。
- ◇ 町内企業に勤める従業員、その家族に、本町の住民として定住し続けてもらい、町の人口を維持するためには、新たな企業に立地してもらおうと同様、町内に立地する企業に定着し続けてもらうことが重要です。



みぶ中泉産業団地

施策の展開

施策 6 - B - 1 産業基盤の充実

方向性

- ▶ 町内に新たに工場等を新設、または増改築する企業に対して、産業振興奨励金を交付します。
- ▶ 県と連携してみぶ中泉産業団地の整備を進め、優良企業の誘致に取り組みます。
- ▶ 新たな企業の誘致及び町内立地企業の定着により、町の持続的な発展を維持していくため、おもちゃ団地北地区をはじめ、新たな産業団地の開発を推進します。

主な事業

- ▷ 産業振興奨励事業
- ▷ みぶ中泉産業団地整備事業
- ▷ 新産業団地整備事業

施策 6 - B - 2 地域産業の強化

方向性

- ▶ 事業者の経営基盤の強化を図るため、商工会や金融機関等と連携し、制度融資の活用による経営の改善、安定化を支援します。
- ▶ 経済情勢の変化に応じた柔軟な資金の融資を行い、中小企業の経営の安定、振興を図ります。

主な事業

- ▷ 中小企業融資制度事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
産業振興奨励金交付企業数（累計）	4社 （令和5年）	22社 （令和8～12年）

基本方針

- ◆ 生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成を図ります。
- ◆ 土地利用型農業や施設園芸など特色ある農業を促進します。
- ◆ 農地の有効利用を推進するとともに、遊休農地の解消に取り組むことで、地域農業の持続的な発展を目指します。
- ◆ 特産物のブランド力を高め、農業、農村の活性化を図ります。
- ◆ ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を目指しスマート農業を推進します。

現状と課題

- ◇ 未整備の農業生産基盤では、生産性が低く地域農業の継続に支障が出ているため、圃場整備などにより生産基盤の向上を図る必要があります。
- ◇ 農業従事者の高齢化や耕作放棄地が増加しており、新規就農者の確保が必要です。
- ◇ 新規就農者等の育成活動を支援し、遊休農地の効率的活用を進める必要があります。
- ◇ 無秩序な農地転用が行われないように規制していく必要があります。
- ◇ 産地間の競争が激化しており、特産物のブランド力の強化が必要です。
- ◇ 畜産の飼育管理の適正化、環境整備等が求められています。
- ◇ 6次産業化、農商工連携の強化が求められています。
- ◇ 農業従事者一人当たりの生産量を増やし、なおかつ負担を軽減できる農業を推進することが必要です。

施策の展開

施策 6-C-1 生産基盤の整備

方向性

- ▶ 効率的な営農を実現するため、圃場整備等による圃場の大区画化やICTを活用したスマート農業の導入を推進します。

主な事業

- ▷ 下稲葉地区圃場整備事業
- ▷ 上稲葉地区圃場整備事業
- ▷ 新規地区圃場整備推進事業

担い手の育成・確保

方向性

- ▶ ICTを活用した経営規模の拡大や経営管理、生産方式の合理化を図ります。
- ▶ 新規就農者の育成・確保のため、県、町農業委員会、JAしもつけと連携をとりながら支援を行います。
- ▶ 農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を推進します。
- ▶ 地域計画の実行や地域での話し合いを続けることで、遊休農地の減少を図ります。

主な事業

- ▷ 新規就農者支援事業
- ▷ 農地中間管理事業

競争力のある農業の推進

方向性

- ▶ 補助事業や制度資金の活用により、農業経営体の大規模化・集団化を促進するとともに、安定的で効率的な農業経営を図ります。
- ▶ 園芸作物以外にも環境保全型農産物の直売場や地元商店・商業施設など、流通・販売体制の充実を図ります。
- ▶ 家畜排せつ物の適正な管理及び合理的な利用促進を進め、周辺環境に配慮した経営環境の確立に努めます。
- ▶ 6次産業化、農商工連携の推進を図ります。

主な事業

- ▷ 地域特産物推進事業

農村地域の保全と交流の推進

方向性

- ▶ 多面的機能支払交付金の活動組織の増加、地域の拡大、活動内容の充実により地域交流の推進を図ります。
- ▶ 学校給食で本町の特産物であるかんぴょうなどの町産食材の提供を行い、地産地消・食育の推進を図ります。

主な事業

- ▷ 多面的機能支払事業
- ▷ 地産地消推進事業
- ▷ 壬生町学校給食かんぴょう活用推進事業

方向性

▶ 壬生町鳥獣被害防止計画に基づき、計画的に駆除や被害防止対策等を推進します。

主な事業

▷ 有害鳥獣対策事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
水田整備率	48.3% (令和6年)	▶▶▶ 60.7%
認定農業者数	205人 (令和5年)	▶▶▶ 220人
認定新規農業者数	3人 (令和5年)	▶▶▶ 20人 (令和8～12年)
遊休農地面積	22ha (令和5年)	▶▶▶ 18ha



安塚・上長田地区農地整備事業

基本方針

- ◆ 道の駅みぶは、「みぶハイウェーパーク」や「おもちゃ博物館」を含む「壬生町総合公園」及び「とちぎわんぱく公園」で構成され、1日中遊べる日本一広い道の駅です。このポテンシャルのもと、各施設の連携強化による魅力的な施設運営を図り、来訪者の増加と高い経済効果を発揮できる道の駅を目指します。
- ◆ 「いちご」と「おもちゃ」を中心とした地域資源の活用を各種事業に展開し「壬生らしさ」を発信していきます。

現状と課題

- ◇ みぶハイウェーパークは、平成21年の建設から16年が経過していることから、施設の老朽化による計画的な修繕が必要となっています。
- ◇ みぶハイウェーパークのリニューアル整備を進め、さらなる来訪者数の増加を図ります。
- ◇ 現状、日本一広い道の駅としてのポテンシャルを十分活かしきれていないと見られ、道の駅内の施設連携強化と、「いちご」や「おもちゃ」及び、みぶブランド等、本町ならではの地域資源を活用し、さらなる集客と効果的な対外PRの展開が必要です。また、地域経済の好循環を生む拠点施設となるよう、魅力向上が必要です。

施策の展開

施策6-D-1 観光資源の活用

方向性

- ▶ 道の駅全体（町施設）としてさらなる集客とPRが図れるよう、第三セクターへの指定管理委託を行い、日本一広い道の駅としてのポテンシャルを十分に活かした経営を支援し、地域経済の好循環等にも寄与する観光・経済の拠点施設へと発展させます。

主な事業

- ▷ おもちゃ博物館維持管理事業
- ▷ おもちゃ博物館改修等工事
- ▷ 道の駅みぶ活性化推進事業
- ▷ 指定管理委託事業

施策 6-D-2 観光交流の促進

方向性

- ▶ 「おもちゃ」と「いちご」をキーワードに施設と指定管理者制度の導入による運営面での大幅なリニューアルを進める道の駅みぶや、かんぴょうを壬生にもたらした壬生藩鳥居家三万石の歴史が息づく城下町地区を拠点として、本町ならではの観光資源のPRと交流促進を図ります。
- ▶ 東京サテライトオフィスを活用した各種プロモーションにより観光資源とそのPR方法の磨き上げ等を図り、人・事業者の交流促進や、新たな観光客の誘致につなげます。

主な事業

- ▷ 各種イベント開催事業
- ▷ 観光プロモーション推進事業
- ▷ 観光ボランティア活用事業
- ▷ 国際観光推進事業
- ▷ 観光協会支援事業
(各種イベント、プロモーション等支援)
- ▷ 道の駅みぶ活性化推進事業

施策 6-D-3 みぶハイウェーパークみらい館の機能充実

方向性

- ▶ 施設及び運営面でのリニューアルを実施します。
- ▶ スマートICの整備による指定管理者制度の導入やさらなる周辺施設との連携強化に取り組み、北関東道・一般道両道からのさらなる来訪者増加を図ります。

主な事業

- ▷ 道の駅みぶ活性化推進事業
- ▷ 道の駅みぶりニューアル整備事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
おもちゃ博物館年間入館者数	246,379人 (令和5年)	▶▶▶ 284,000人
「みぶハイウェーパークみらい館」来訪者数	1,951,271人 (令和5年)	▶▶▶ 2,300,000人

基本方針

- ◆ ハローワーク栃木、とちぎジョブモール等と連携し、求人情報や就職相談等について、町公式ウェブサイト等での周知を継続します。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及啓発活動を行い、より良い働き方と生活の質の向上を目指します。

現状と課題

- ◇ 少子高齢化などの影響により、企業は人手・人材不足が深刻化しています。一方、働き手側は、自分に合った就職先を探し、企業が働き手から選ばれる時代になっています。
- ◇ 求人と求職者のマッチングについて、ハローワーク等の関係機関と連携を強化していく必要があります。

施策の展開

施策 6-E-1 雇用の安定

方向性

- ▶ 町公式ウェブサイト等において各種情報を周知するほか、商工観光課がメール配信している「壬生町ニュースレター」を活用した情報発信を積極的に行っていきます。
- ▶ 県事業の女性や高齢者を対象としたセミナーや、とちぎジョブモールのセミナー・相談会の開催により、求職者のニーズに応じた支援を行っていきます。
- ▶ 特定技能制度・育成就労制度による外国人雇用等について、事業主へ周知し、制度理解の働きかけに努めます。
- ▶ 若年者、女性、中高年者等様々な世代の求職者に対して、就職のための支援を行います。事業者に対しても、魅力ある職場環境の推進のため、働き方改革等についての周知啓発に努めます。

主な事業

- ▷ 就職支援事業

働きやすい環境の整備

方向性

- ▶ 労働環境、職場環境の改善、多様な働き方や新しい働き方等従業員が働きやすい職場環境づくりについて、事業主に対する意識の啓発を図っていきます。

主な事業

- ▶ ワーク・ライフ・バランス推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」 宣言企業・事業者数	17社 (令和6年)	25社

基本姿勢 7

互いに支え合い自分らしく暮らせるまち



- 7-A 住民と進める協働のまちづくり
- 7-B すべての人の人権が尊重されるまちづくり
- 7-C 知りたい情報と便利な行政サービスがあるまちづくり
- 7-D 健全な行政経営のまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs (持続可能な開発目標)



7-A

住民と進める協働のまちづくり

基本方針

- ◆ 協働のまちづくり指針に基づき、町民活動支援センター“みぶりん”を中心として、利用者協議会とも連携を図りながら、協働のまちづくりを推進していきます。
- ◆ 多くの町民がまちづくりに参加・参画しやすい環境づくりを進めます。
- ◆ 地域づくり推進団体（自治会連合会や地区コミュニティ推進協議会など）と連携して、住民主体のまちづくりを進めます。

現状と課題

- ◇ 町民活動支援センター“みぶりん”のPRを積極的に行い登録団体数の増加を図り、登録団体間の連携強化や町民活動の積極的な支援を行う必要があります。
- ◇ 地域住民の声を行政が直接聞くことのできる機会となる自治会連合会主催の「地区別町政懇談会」と連携することにより住民ニーズや地域の課題等を把握する必要があります。
- ◇ 少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、自治会を取り巻く環境は年々厳しいものとなっていますが、地域の活性化を図るためにも、自治会活動の支援や地域間の連携強化が必要とされています。

施策の展開

施策7-A-1

町民参画と協働の推進

方向性

- ▶ 町民活動支援センター“みぶりん”が中心となって、町民活動の普及啓発を行い、各団体等への支援と団体間の連携の強化を図り、協働のまちづくりを推進します。
- ▶ 地区別町政懇談会などを効果的に活用し、住民主体のまちづくりを推進します。
- ▶ デジタル・アナログ（紙）を併用して幅広く町民の声・意見を聴取し、施策に反映させます。

主な事業

- ▷ 町民活動支援センター“みぶりん”管理運営事業
- ▷ 町長へのすまいるメール事業

方向性

- ▶ 町民活動支援センターの旧庁舎跡地への移転を契機に、支援、連携体制のさらなる強化を図り、地域コミュニティ活動を効果的に支援します。
- ▶ NPO法人やボランティア団体の支援を進め、新たなコミュニティの形成に努めます。
- ▶ いきいきふれあい応援事業により、自治会活動を支援します。
- ▶ 自治会公民館建設補助事業により、自治会活動や地域交流の拠点である自治会公民館の充実を図ります。

主な事業

- ▷ いきいきふれあい応援事業
- ▷ 自治会公民館建設補助事業

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
町民活動支援センター“みぶりん”登録団体数	344 団体 (令和5年)	400 団体



町民活動支援センター“みぶりん”の活動

基本方針

- ◆ 一人ひとり人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、人権教育や啓発を行い、人権尊重、思想の普及・高揚を図ります。
- ◆ 性別を問わず生きやすい社会をつくり、持続可能な社会の構築を目指します。
- ◆ 一人ひとりの個性を尊重する社会を実現するために、人権教育や啓発を行い人権尊重思想の普及高揚を図ります。
- ◆ 国際平和都市である広島市が事務局を務める「平和首長会議」への加盟を継続し、核廃絶、国際平和の実現に努めます。
- ◆ 中学生広島平和派遣事業を実施し、平和記念式典への参加などを通して、若い世代が平和の尊さ、戦争の悲惨さを学ぶ取組みを行います。
- ◆ 終戦の日を含む8月の期間を中心に、平和パネル展を実施します。

現状と課題

- ◇ 人権擁護委員と連携しながら意識啓発や相談業務を行っていますが、児童虐待や配偶者からの暴力、偏見からくる不当な差別などの人権侵害に対しさらなる取組みが求められます。
- ◇ 国際化、少子高齢化、情報化などに伴い新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきています。
- ◇ 根気よく啓発を続け、社会の慣習や価値観の変革を目指す必要があります。
- ◇ 審議会等委員に積極的に女性を登用し、政策決定の場に参画できるリーダーの育成が必要です。
- ◇ 男女の性差を理解し単純な「平等」ではなく個性に応じた役割分担を考慮した計画策定、運用が必要です。
- ◇ 性的マイノリティに配慮し、男女平等とともに多様性を認め、個人の尊厳を尊重し、自分らしく暮らすことができる地域社会を目指す必要があります。
- ◇ 戦後80年以上が経過し、戦争を直接体験された世代の方が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させることなく継承していく必要があります。
- ◇ 平和パネルによる町民への周知について、現在は終戦の日を含む8月上旬～中旬に本庁舎等において実施していますが、より効果的な方法を検討するとともに、教育委員会とも連携し、町内の各学校に対してパネルの積極的な活用を呼びかけていく必要があります。

施策の展開

施策 7 - B - 1 人権の尊重と平和意識の醸成

方向性

- ▶ 人権擁護委員と連携を図り、意識啓発や相談業務を実施し、すべての人の人権が尊重される社会を目指します。
- ▶ 人権意識を高めるために、公民館講座等を開催して広く住民に周知します。
- ▶ 偏見や差別等による様々な人権問題に対して、正しく理解できるような人権教育と啓発を行います。
- ▶ 国際平和都市である広島市が事務局を務める「平和首長会議」への加盟を継続し、核廃絶、国際平和の実現に努めます。
- ▶ 中学生広島平和派遣事業を実施し、平和記念式典への参加などを通して、若い世代が平和の尊さ、戦争の悲惨さを学ぶ取組みを行います。
- ▶ 終戦の日を含む8月の期間を中心に、平和パネル展を実施します。

主な事業

- ▷ 人権擁護啓発事業
- ▷ 人権教育推進事業
- ▷ 中学生広島平和派遣事業

施策 7 - B - 2 男女共同参画社会の確立

方向性

- ▶ ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識の高揚及び啓発を図ります。
- ▶ あらゆる分野での共同参画を促進します。特に、近年法整備された「DV」や「困難な問題を抱える女性支援」については重点的に促進を図ります。
- ▶ 現在活躍している団体等への支援を行うことで、男女共同参画社会への推進体制の整備に努めます。

主な事業

- ▷ 女性活動推進事業
- ▷ 男女共同参画推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
地方自治法に基づく審議会等委員の女性登用比率	33.20% (令和5年)	40%

関連計画

計画名	計画期間
壬生町男女共同参画プラン	平成29年度～令和8年度

IV

前期基本計画

基本姿勢 7

▶ 基本方針

- ◆ マイナンバーカードのさらなる活用により、行政の効率化や町民の利便性向上に努めるとともに、各種公共施設の利用者カードとの統合や自治体ポイントの活用などの取組みを検討します。
- ◆ 本町の魅力を全国に発信し、イメージアップや観光振興を図るため、引き続き、「壬生・ふるさと夢大使」の委嘱を進めていきます。
- ◆ 町民をはじめ誰にとっても分かりやすい広報紙、町公式ウェブサイト作りに努めます。各種メディア・デジタルの活用にも力を入れます。
- ◆ 申請手続きデジタル化推進のための窓口として町公式ウェブサイト内でのオンライン手続きを充実させ、利便性の向上を目指します。

▷ 現状と課題

- ◇ マイナンバーカードの普及率は伸びているものの、カードの独自利用が可能な分野の検討や、関係課と連携した取組みが進んでいない状況にあります。
- ◇ 発信内容の充実とともに、デジタル技術の発展により多様化する情報伝達手段に対応していく必要があります。
- ◇ 令和5年度より広報連絡員を課単位から係単位に増強し、情報発信力を強化しています。
- ◇ テレビ出演等については、イベント情報などに限定せず、各所属毎の情報を幅広く発信できるよう努めています。
- ◇ 毎週金曜日にLINEにより新鮮な情報を発信していますが、登録者数をいかに増やすかが課題となっています。

施策の展開

施策 7-C-1 広報の充実

方向性

- ▶ 文章の表現の統一やイラスト・写真等も効果的に取り入れるなど、読者が読みやすい紙面作りを心掛けます。
- ▶ 外国人や障がい者など、誰もが情報を取得しやすい広報を行います。

主な事業

- ▷ 広報紙発行事業
- ▷ 公式ウェブサイト管理運営事業

施策 7-C-2 住民サービスの向上

方向性

- ▶ マイナンバーカードの利用推進に向けては、空き領域を有効に活用し、各種公共施設の利用者カードとの統合や自治体ポイントの運用などの取組みを引き続き検討します。

主な事業

- ▷ マイナンバーカード利用推進事業
- ▷ 証明書等コンビニ交付導入事業

施策 7-C-3 壬力発信の強化（移住・定住の推進）

方向性

- ▶ 本町の住みやすさに関係する地域資源に磨きをかけるとともに、情報発信の強化に取り組んでいきます。
- ▶ 移住促進やタウンプロモーションなど、庁内横断的な事業に対し、他課と連携を図りながら事業を推進していきます。

主な事業

- ▷ タウンプロモーション事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和12年）
町公式ウェブサイトへのアクセス数	49,800件/月 （令和5年）	▶▶▶ 55,000件/月

基本方針

- ◆ 事務事業の改善や見直しを進め、効率的な施策の推進を図り、満足度の高い行政サービスの実現に努めます。
- ◆ ふるさと応援寄附金については、本町の地域資源を活かした魅力ある返礼品を発掘し、ポータルサイトで返礼品を効果的にPRすることで、地域の魅力を周知するとともに寄附の増加に向けて取り組んでいきます。あわせて、企業版ふるさと納税の寄附増加にも努めます。
- ◆ 近隣市町や県央地区の市町とのさらなる連携を進めることで、新たな事業を検討していきます。
- ◆ 職員が心身ともに健康で最大限の力を発揮できる職場づくりを推進します。
- ◆ 定年延長により、ベテラン職員の豊かな経験を活かし、若手職員のサポートや人材育成を推進します。
- ◆ 健全な行政運営を実現するため、財政基盤の根幹となる町税の適正な賦課及び徴収体制を強化します。

現状と課題

- ◇ 社会情勢の変化や行政ニーズの多様化により、年々増加する職員の業務負担を軽減するため、適正な定員管理を実施し、DX等の推進により業務効率化を図る必要があります。
- ◇ ふるさと応援寄附金については、返礼品に関する国の規制が強化されて以降、寄附件数及び金額が落ち込んでいることから、新たな返礼品を発掘していく必要があります。
- ◇ 企業版ふるさと納税については、魅力的な施策を立案し、企業に興味を持ってもらえるよう積極的にPRする必要があります。
- ◇ 広域連携については、近隣市町や宇都宮市を中心とした県央レベルでの連携を強化し、地域の強みを活かした新たな取り組みを進める必要があります。
- ◇ 町の財政が厳しい中、財源である税金を確実に徴収するために、滞納整理の年間計画及び行動計画の精度を高め、それを着実に実行するとともに、目標達成率の進行管理を徹底する必要があります。
- ◇ 滞納繰越の未然防止が重要であることから、現年分滞納案件の早期着手及び積極的な滞納処分の執行が必要です。

施策の展開

施策 7 - D - 1 効率的な行政運営

方向性

- ▶ 指定管理者制度の活用等により、民間活力の導入を図り、各施設のサービスの向上を推進します。
- ▶ 市民の多様な意見を評価に反映させるため、効率的かつ効果的な行政サービスの実現に努めていきます。

主な事業

- ▷ 公共施設指定管理運営事業

施策 7 - D - 2 新しい時代を拓く人材の育成

方向性

- ▶ 職員の努力や実績を適正に評価する人事制度により、職員の意欲・能力を十分に引き出すことで、組織力の向上を図ります。
- ▶ 研修の3本柱となる「職場研修(OJT)」「職場外研修(OFF-JT)」「自己啓発」により、職員の能力開発を推進します。
- ▶ 適正な定員管理を実施するため、継続して人材確保に取り組みます。

主な事業

- ▷ 人材育成推進事業
- ▷ 人事評価制度事業

施策 7 - D - 3 行財政改革の推進

方向性

- ▶ 必要に応じ、長寿命化計画等の個別施設計画の見直しを行うなど、より具体的で現況に即した計画を推進します。
- ▶ 魅力ある返礼品の掘り起こしや寄附につながる返礼品ページ作りに取り組み、寄附増加を図ります。
- ▶ 収納委託手数料が上昇しており、手数料が比較的安価な、口座振替による納付を推進します。
- ▶ 限りある人員で徴収業務の効率を最大限に高めるため、オンラインによる預金調査を効果的に活用していくとともに、地方税統一QRコードによる納付方法や納期限等の周知等について、デジタル技術の活用を検討します。

主な事業

- ▷ 公共施設等総合管理計画推進事業
- ▷ ふるさと応援寄附金推進事業
- ▷ 納税推進事業

施策 7-D-4 広域行政の構築

方向性

- ▶ 下野市・上三川町との1市2町の連携事業をさらに推進するとともに、既存の県央地域の市町との連携強化を推進していきます。

主な事業

- ▶ 広域行政連携推進事業

施策 7-D-5 自治体DXの推進

方向性

- ▶ フロントヤード改革及び最新のデジタルツールの導入を進め、町民の利便性向上に向けた取り組みを進めます。
- ▶ ただ単に行政のデジタル化を目的とせず、BPRによる旧態依然の働き方の見直しを行い職員の意識改善に努めます。あわせて町民のデジタルへの理解向上のため、デジタルデバインド対策を進めます。

主な事業

- ▶ オンライン申請手続きの推進
- ▶ 各種証明書等のコンビニ交付の推進
- ▶ AI等の最新技術の活用促進
- ▶ 町民向けのスマートフォン講座の実施

指標

指標名	現状値	目標値(令和12年)
財政力指数	0.823 (令和5年)	▶▶▶ 0.9
町税収納率	97.5% (令和5年)	▶▶▶ 99.1%

関連計画

計画名	計画期間
第7期壬生町行政改革大綱	令和8年度～令和12年度
壬生町人材育成実施計画	令和4年度～令和8年度
公共施設等総合管理計画	令和4年度～令和33年度

V

行政改革大綱

第7期 壬生町行政改革大綱

～安心便利で 持続可能なまちづくり～

- V-1 策定の趣旨
- V-2 行政改革大綱の位置づけ
- V-3 基本目標と方向性
- V-4 基本方針
- V-5 行政改革の進め方

1-1 策定の目的

本町では、平成7年度から「行政改革大綱」を策定し、改革の推進に取り組んでまいりました。基本理念である「住民視点の行政経営」を軸に、「住民主体のまちづくり」や「経営資源の選択と集中」を継続的に実施し、限られた経営資源で質の高い行政サービスの実現を目指しております。

人口減少社会が進行する今後において、“少ない経営資源で質の高い行政サービスの提供”がさらに求められることとなります。その実現にはデジタルツールを活用した課題解決の推進が必要不可欠です。また、少子化の改善、超高齢社会への対応、公共施設の維持管理など、喫緊の行政課題への対策も急務であり、それらを解決するには、住民、企業、行政、学校など、地域のあらゆる主体が協力し、まちづくりに取り組むことが重要です。

これらを踏まえ、これまでの取り組みをさらに発展させ、将来の世代に住みよい壬生町を引き継ぐための指針として、「第7期壬生町行政改革大綱」を策定いたします。

1 - 2 これまでの取組み

第1期行政改革 平成7～10年度

- 「住民サービスの向上」や「行財政運営の効率化、合理化」に重点

第2期行政改革 平成12～17年度

- 地方分権に対応した行財政システムの確立
- 情報通信技術を活用した町行政情報の共有化
- 事務事業評価の導入
- 資源ごみ回収報償金制度の創設

第3期行政改革 平成18～22年度

- 住民の視点に立った成果重視の町政運営の推進
- 人事評価制度の導入
- 民間委託の推進
- 指定管理者制度の推進

第4期行政改革 平成23～27年度

- 行政外部評価の導入
- 消費生活センターの開設
- 公共施設へ自動販売機の設置
- 町民活動支援センター“みぶりん”の開設
- 地域会議(タウンミーティング)の開催
- ふるさと応援寄附金の推進

第5期行政改革 平成28～令和2年度

- 公共施設等総合管理計画の策定
- 証明書等コンビニ交付事業開始
- 壬力UPボランティア活動支援事業創設
- 町民活動支援センターみぶりん利用者協議会の設立
- 協働のまちづくり指針の策定
- 壬生・ふるさと夢大使の委嘱

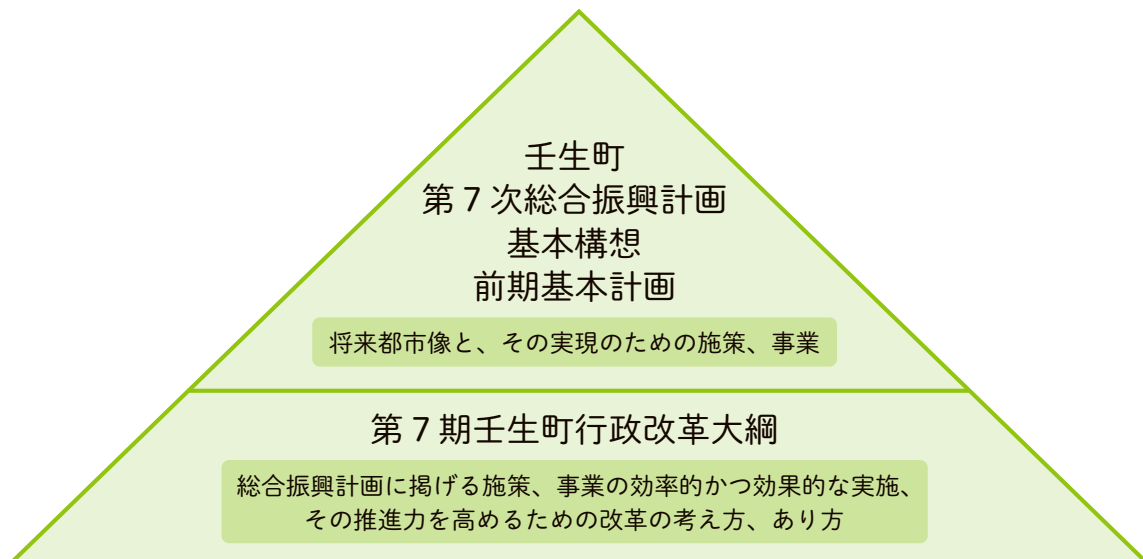
第6期行政改革 令和3～7年度

- 総合案内の設置
- かんたん窓口システムの導入
- オンライン申請の推進
- 企業版ふるさと納税の推進
- 民間企業との包括連携協定の実施

前期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像やまちづくりの基本姿勢を実現するため、「壬生町デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「分野別計画」において、各施策の方向性や事業などを示しています。

前期基本計画（令和8～12年度）において、各種施策・事業を展開するために必要な効率的かつ効果的な行政経営の土台となる考え方、あり方を示す「第7期壬生町行政改革大綱」を定め、前期基本計画とともに推進し、まちづくりに取り組むこととします。

▶ 「総合振興計画」と「行政改革大綱」との関係



基本目標

安心便利で 持続可能なまちづくり

1 住民と行政の協働によるまちづくり

限られた経営資源の中で、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、住民サービスの維持・向上に取り組みます。また、住民や地域活動団体、NPO法人、事業者等と町が、まちづくりの目指すべき姿を共有し、それぞれの特性や能力を発揮することで、適切な役割分担に基づく「住民主体のまちづくり」を推進します。

2 時代の変化に対応したデジタル技術を活用するまちづくり

「効率的で信頼性の高い行政経営」に引き続き取り組むとともに、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応した「住民満足度の高い行政サービス」を継続的に提供していく取組みを推進します。そのためには、デジタル技術を活用した業務改善が必要不可欠であり、その恩恵をしっかりと町民が享受できるよう取り組む必要があります。加えて、効果的、効率的な組織の確立や職員の資質向上、活用により組織力の向上を図ります。

3 持続可能な行政経営によるまちづくり

様々な課題や変化に適切に対応し、持続可能で自立したまちづくりを見据えた施策・事業を着実に展開することができる行政経営の確立に努め、既存資源の有効活用や歳入、歳出の適正化による財政基盤強化を図ります。

推進期間

令和8年度～令和12年度(5か年)

V-4

基本方針

基本目標の達成に向けて、改革を実践していくための基本方針を次のとおり設定します。

基本方針 1 住民や地域との協働の推進

地域課題の解決には、住民と行政がお互いの情報を共有し合い、お互いの立場を尊重しながら、取り組むことが重要です。誇れる壬生町を次世代に引き継ぐため、協働によるまちづくりを推進します。

【主な取組み】

- 町民活動支援センター“みぶりん”を中心に協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくり指針に基づく住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域会議（タウンミーティング）では、地域の課題を把握し解決を図ります。
- 「壬生・ふるさと夢大使」については、魅力ある人材の発掘に努めます。
- 住民が町に対する愛着や誇りが持てるよう、住民とともに魅力を発信します。

基本方針 2 効率的で質の高い行政サービスの推進

住民ニーズや時代の変化を的確に捉え、限られた経営資源を効率的に行政サービスにつなげるには、時代に合った組織体制や人材の確保、そしてデジタル技術の活用が欠かせません。多様化する住民の声や目まぐるしく変化する時代に応え、町民が「住んで幸せ」と実感するまちづくりを推進します。

【主な取組み】

- 行政手続き等にデジタルを活用し、行政の効率化と町民の利便性の向上に努めます。
- 住民ニーズや時代に合った組織体制を構築します。
- 人事評価制度や職場内育成等を充実し、人材の育成及び確保を図ります。

基本方針 3 持続可能な行政経営の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少など、これまでに経験したことのない社会環境の変化が予想されます。今後予想される社会環境の変化へ柔軟に対応するために、健全財政維持に向けた「歳入の確保」「歳出の抑制」を推進します。

【主な取組み】

- 公共施設等総合管理計画に基づく管理とともに、民間活力の導入を図ります。
- ふるさと応援寄附金を充実し、歳入確保に努めます。
- 町税等の徴収率向上に努め、広告収入等の税外収入による財源確保に努めます。
- 近隣自治体との連携により、行政サービスの向上に努めます。

1 推進方策

■ 方策① 総合振興計画の推進に合わせた行政改革

毎年度策定する「壬生町第7次総合振興計画実施計画」の中で、行政改革大綱に掲げる取組みを連動させながら、行政改革を推進します。

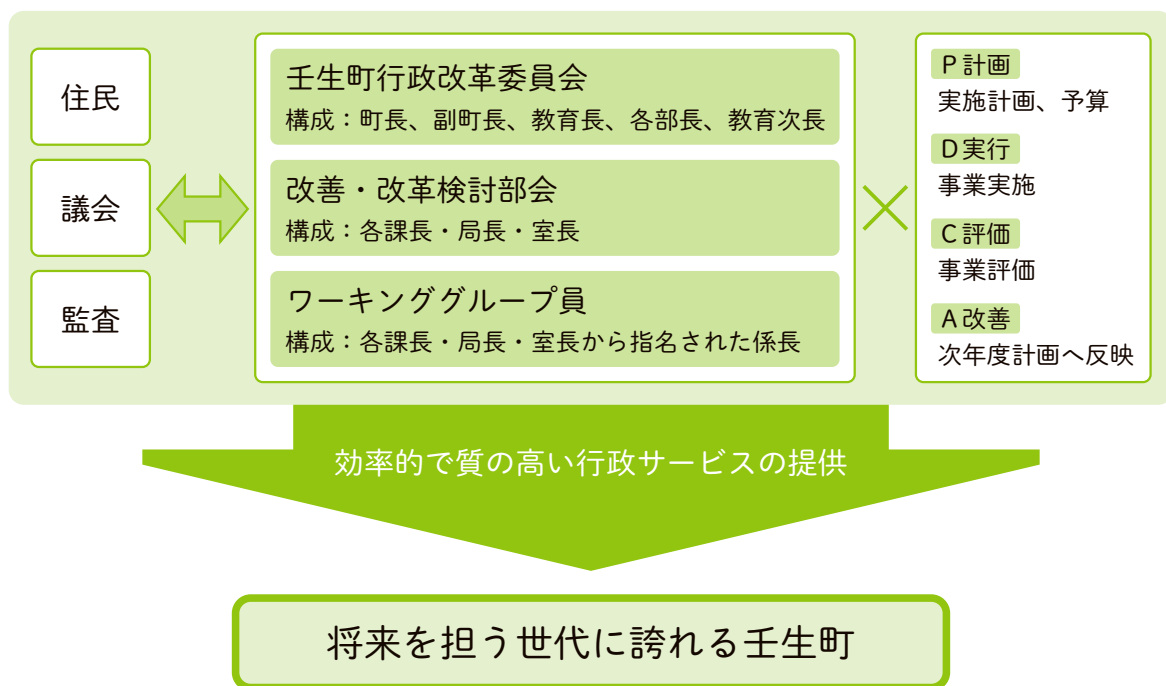
■ 方策② 創造力のある人材の育成と組織を活性化させる行政改革

職員提案制度や各種研修により、職員の意識改革を高め、行政内部からの行政改革を推進します。

■ 方策③ 住民ニーズや時代に応じた行政改革

住民ニーズや時代の変化に対応した組織体制の最適化を図り、また、円滑な庁内の情報共有化に努め、行政改革を横断的に推進します。

2 推進体制



VI

資料編

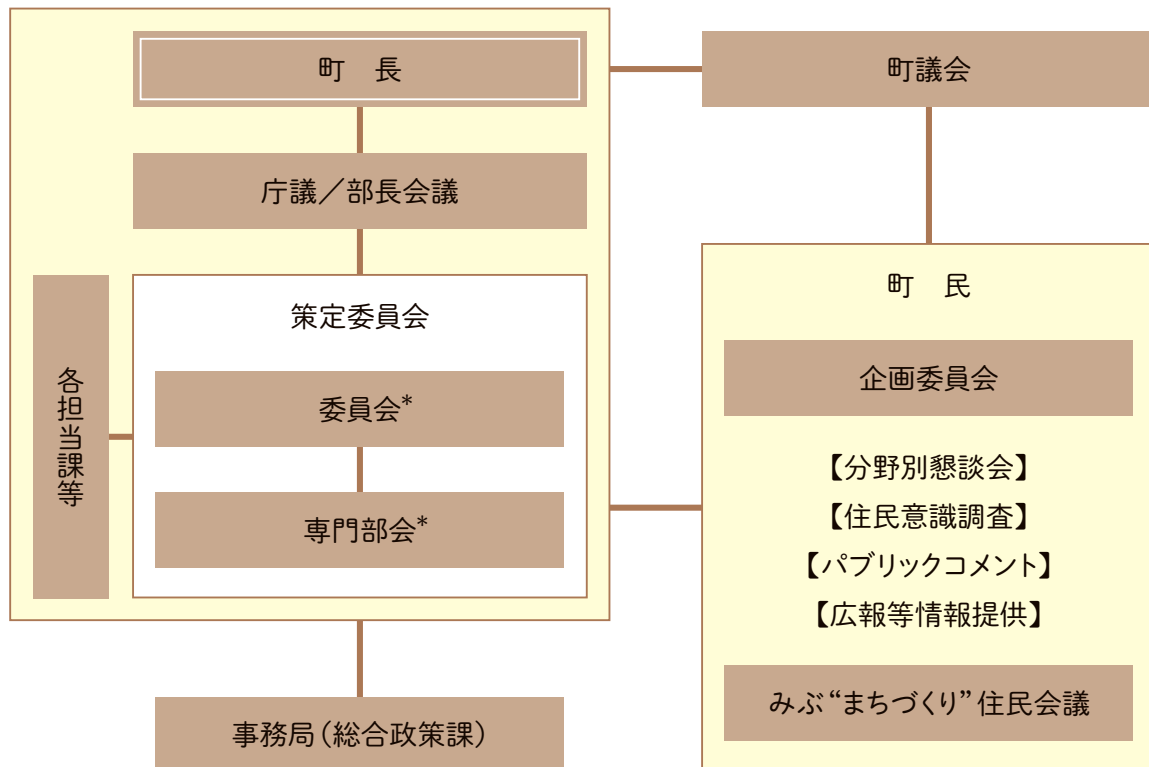
- VI-1 策定の体制
- VI-2 壬生町議会の議決すべき事件を定める条例
- VI-3 壬生町総合振興計画の策定(改定)に関する要綱
- VI-4 壬生町企画委員会条例
- VI-5 壬生町企画委員会規程
- VI-6 壬生町分野別懇談会 参加者名簿
- VI-7 壬生町みぶ“まちづくり”住民会議設置要綱
- VI-8 計画策定の経緯

VI-1

策定の体制

総合計画策定のための全庁的取り組み組織として、「策定委員会」を設置するとともに、住民参画と行政との協働の場として「企画委員会*」及び「みぶ“まちづくり”住民会議*」を設置しました。

また、住民の意見を幅広く反映するため、「分野別懇談会」を開催しました。



*企画委員会：公共団体等の役員及び学識経験を有する者、または公募による住民により構成され、総合計画全般について調査審議を行う。

*みぶ“まちづくり”住民会議：まちづくりに関する幅広い住民意向の町政への反映を図るため、公募等により構成される。総合振興計画を含めた町政全般について意見を述べ、提言を行う。

*策定委員会：計画案の審議、総合調整等を行う。[課長級以上]

*策定専門部会：計画案の検討、各担当課との連絡調整など実質的作業を行う。[係長級]

平成26年9月25日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

壬生町総合振興計画の策定(改定)に関する要綱

平成6年5月10日

告示第26号

改正 平成19年3月15日

平成20年3月13日

平成24年2月8日

平成27年4月17日

令和7年6月9日告示第77号

(目的)

第1条 この要綱は、壬生町総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)を策定するための組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって職員の総意を結集した総合振興計画策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(総合振興計画の性格、構成)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる計画の性格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画は、本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画より構成する。
- (2) 基本構想は、本町の将来目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画は、基本構想に基づき、行政各部門の施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施を示すものをいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、壬生町総合振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第4条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合振興計画策定についての方針、基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(構成)

第5条 策定委員会は、副町長及び教育長並びに部長、教育次長、会計管理者、参事、課長、局長をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長には副町長、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会の総務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 策定委員会の補助機関として、次の専門部会を置く。

- (1) 子育て教育部会
- (2) 環境衛生部会
- (3) 健康福祉文化部会
- (4) 基盤整備部会
- (5) 生活安全部会
- (6) 産業振興部会
- (7) 協働経営部会

2 専門部会は、主査級以上のものをもって構成する。

3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、当該専門部会の運営にあたり、副部会長は部会長を補佐する。

5 専門部会は、計画策定に係る資料の収集及び基礎調査、現状分析等を行い、計画立案作業にあたるものとする。
(策定委員会及び専門部会の運営)

第7条 会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては当該部会長が、必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第8条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めるときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(結果報告)

第9条 部会長は、専門部会における計画立案に係る調査研究の結果及び成果を委員長に報告しなければならない。
(総合振興計画の決定)

第10条 総合振興計画は、策定委員会の原案に基づき、町長が決定する。

この場合において、基本構想及び基本計画については、あらかじめ壬生町企画委員会に諮問する。

2 基本構想については、町議会の議決を経て決定する。

(庶務)

第11条 策定委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日(平成6年5月10日)から適用する。

改正文(平成19年3月15日告示第38号)抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文(平成20年3月13日告示第11号)抄

平成20年4月1日から適用する。

改正文(平成24年2月8日告示第14号)抄

平成24年4月1日から適用する。

改正文(平成27年4月17日告示第43号)抄

平成27年5月1日から適用する。

改正文(令和7年告示第77号)抄

令和7年6月9日から適用する。

▶ 壬生町第7次総合振興計画策定委員会 名簿

役職名	職名	氏名	役職名	職名	氏名
委員長	副町長	櫻井康雄	委員	こども未来課長	大塚朋子
副委員長	総務部長	大垣 勲	委員	農政課長	葭葉丈清
委員	教育長	田村幸一	委員	商工観光課長	植木克彦
委員	住民福祉部長	伊澤 隆	委員	生活環境課長	糸川孝士
委員	産業生活部長	佐々木正裕	委員	建設課長	山田和美
委員	建設部長	吉澤秀樹	委員	都市計画課長	増田弓人
委員	教育次長	太田弘人	委員	水道課長	増田 茂
委員	会計管理者 兼会計課長	梁島紀夫	委員	下水道課長	手塚和弘
委員	議会議務局長 兼監査委員事務局長	杉山隆宏	委員	学校教育課長	加藤 了
委員	総務課長	菊地政一	委員	生涯学習課長	大橋由孝
委員	税務課長	岩崎賢治	委員	スポーツ振興課長	森 江美
委員	住民課長	國井貴子	委員	農業委員会事務局長	岡 洋子
委員	健康福祉課長	高倉慎治	委員 兼事務局	総合政策課長	増田利幸

(令和8年3月時点)

▶ 壬生町第7次総合振興計画策定専門部会 名簿

部会名	氏名				
子育て 教育部会	◎手塚真由美	○金田正規	大栗 優	伊沢有佳里	武田梨江
	外丸 博	町田直美			
環境衛生部会	◎神長明生	○中村正伸	大栗 優	石部 諒	加藤 桜
	矢川己三男				
健康福祉 文化部会	◎小谷野猛	○柏渕仁志	大栗 優	谷口悠希	大貫弓子
	落合有美	亀田雅之	榎田 康	須永昌志	深津栄美
	秋山恭志	渡辺竜一			
基盤整備部会	◎荒川宏一	○鮎田正貴	大栗 優	見上政弘	栗原 徹
	矢川己三男	須長剛生	吉田信太郎	細井紀久夫	鵜飼佑典
	三上英俊				
生活安全部会	◎栗原 徹	○外丸 博	大栗 優	赤羽根直樹	大貫弓子
	篠原智行	矢川己三男	榎田 康		
産業振興部会	◎中川崇行	○中村正伸	大栗 優	阿部智之	福田健治
協働経営部会	◎宇賀神尚	○石田雅英	大栗 優	栗原 巧	武田潤一
	加藤 潔	須藤由美	伊東大輔	篠原智行	鈴木郷平

◎：部会長 ○：副部会長

昭和43年5月13日

条例第20号

改正 昭和44年7月8日条例第19号

平成9年12月10日条例第19号

平成18年3月6日条例第7号

平成21年12月10日条例第28号

平成27年6月8日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、壬生町企画委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町の総合的かつ計画的な重要計画に関し必要な調査及び審議するため、壬生町企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる計画の事務を所掌する。

- (1) 総合振興計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び検証に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める重要な計画の策定等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者
- (2) 公募による住民

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第19号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成10年4月16日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月16日から施行する。

附 則(平成21年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に企画委員会の委員に任命されている委員のうち、町議会の議員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

昭和43年10月18日

訓令第7号

改正 平成18年3月20日訓令第6号

平成21年12月18日訓令第9号

平成27年6月8日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、壬生町企画委員会条例(昭和43年壬生町条例第20号。以下「条例」という。)に基づき、壬生町企画委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第4条第2項各号の委員数は、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者 13人以内
- (2) 公募による住民 4人以内

2 条例第4条に規定する委員のほか、委員会の目的達成に必要な助言を求めため、委員会に参与及び顧問を置くことができる。

3 参与及び顧問は、若干人とし、町長が委嘱する。

(専門委員)

第3条 専門的事項を調査、審議させるため、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから委員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員改選後に初めて委員会を開催する場合は、町長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及びその他の職員をもって構成する。

3 事務局長及びその他の職員は、町長が任命する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年6月5日から適用する。

附 則(平成18年訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月16日から施行する。

附 則(平成21年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

▶ 壬生町企画委員会 名簿

役職名	氏名	選出区分
会長	島田繁雄	社会教育委員
副会長	山杉睦子	スポーツ推進委員
委員	齋藤敦子	国際交流協会理事・都市計画審議会委員
委員	樺沢 修	株式会社下野新聞社下野支局長
委員	小西美樹	壬生町子ども・子育て会議会長
委員	山縣博司	壬生町自治会連合会長
委員	大橋信行	元壬生町民生委員児童委員協議会会長
委員	鯉沼玲子	栃木県女性農業士
委員	渡邊 健	壬生町金融団幹事
委員	栃木卓夫	おもちゃ団地協同組合専務理事
委員	大森裕介	商工会青年部部长
委員	粕尾健吉	防犯組合連絡協議会会長
委員	大橋好一	農業委員会会長
委員	佐藤直久	公募
委員	岡田 啓	公募
委員	川俣修一	公募
委員	田邊令子	公募

(令和8年3月時点)

▶ 諮問書

壬政企第100号
令和7年3月27日

壬生町企画委員会
会長 島田 繁雄 様

壬生町長 小菅一弥

諮 問 書

「壬生町第7次総合振興計画基本構想」及び「壬生町第7次総合振興計画前期基本計画」の策定について、
壬生町企画委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和7年11月5日

壬生町長 小菅 一弥 様

壬生町企画委員会
会長 島田 繁雄

答 申 書

令和7年3月27日付け壬政企第100号で諮問のあった「壬生町第7次総合振興計画基本構想」及び「壬生町第7次総合振興計画前期基本計画」について、本委員会において慎重に審議した結果、妥当であると認められましたので、答申します。計画推進にあつては、下記内容を踏まえ取り組まれますようお願いいたします。

記

1. 住民のニーズや社会の変化に柔軟に対応し、本計画を推進すること。
2. 地域コミュニティの強化をするとともに、住民と行政の協働により本計画を推進すること。
3. 壬生町の壬力を町内外へ発信し、本計画を推進すること。
4. 少子化対策として広く町民の意見を取り入れながら、本計画を推進すること。

VI-6

壬生町分野別懇談会 参加者名簿

部会	氏名	選出団体
協働経営部会	関根房三	壬生町個人情報保護審議会
	中野金次郎	睦地区コミュニティ推進協議会
	益子秀洋	安塚地区コミュニティ推進協議会
	山縣博司	壬生町自治会連合会
	賀長勝彦	人権擁護委員
	鯉沼玲子	町民活動支援センター「みぶりん」利用者
生活安全部会	蓬田幸雄	石橋地区消防組合 壬生消防署
	河野邊喜信	壬生町消防団本部
	山田キクエ	壬生町女性防火クラブ
	落合章男	壬生町防犯組合連絡協議会
	宮崎久美子	壬生町消費者友の会
	鈴木岩夫	栃木地区交通安全協会壬生支部
	亀田ヨシ	壬生町交通安全母の会
	山井一男	壬生町交通指導員
	須賀謙一郎	壬生兼おもちゃのまち交番
	細谷和孝	スクールガードリーダー
健康福祉文化部会	稲毛田美紀夫	壬生町民生委員児童委員協議会
	中嶋久男	いきいき壬雷クラブ
	荒川 清	下野保護区保護司会壬生町分区
	神永 榮	壬生町身体障害者福祉会
	本島博久	歯科医師会
	中川和典	地域包括支援センター運営協議会
	田村健一	壬生町社会福祉協議会
	糸川延夫	壬生町シルバー人材センター
	青木一男	壬生町スポーツ推進委員・ゆうがおスポーツクラブ
	山杉睦子	壬生町スポーツ協会・ゆうがおスポーツクラブ
	寺内 進	壬生論語検定実施委員会
	倉松秀文	文化財保護審議会
	山縣博司	壬生町文化協会

〔壬生町分野別懇談会名簿 続き〕

部会	氏名	選出団体
基盤整備部会	加川清治	東武鉄道・壬生町地域公共交通会議
	柏崎征康	いきいき壬雷クラブ
	山縣博司	壬生町自治会連合会
	赤羽根信行	壬生町商工会
	大橋好一	壬生町農業委員会
	佐藤栄治	壬生町都市計画審議会
	佐藤豊忠	(一社) 栃木県建築士会栃木支部
環境衛生部会	山縣博司	壬生町自治会連合会
	大山 博	壬生町環境審議会
	神永一三	壬生町環境審議会
子育て教育部会	藍田 收	壬生町教育委員
	山口美保	P T A 連合会
	島田繁雄	壬生町社会教育委員
	岡本 恵	壬生町家庭教育支援チーム
	大垣 明	子ども会育成会連絡協議会
	糸川智恵	壬生町母子保健推進員連絡協議会
	小西美樹	子ども・子育て会議
	小野塚聡	幼稚園連合会
五月女奈津子	保育園代表者	
産業振興部会	大垣恭宏	認定農業者協議会
	小野口哲朗	壬生町青少年クラブ
	大垣恭宏	農業士会
	赤羽根信行	壬生町商工会
	近藤悦夫	壬生町商店連合会
	栃木卓夫	おもちゃ団地協同組合
	福田倫子	壬生町観光協会
	永尾吉哉	壬生町金融団・みぶブランド推進協議会
	大橋好一	壬生町農業委員会
	戸崎裕司	みぶブランド認定事業者協議会

(令和7年6月時点)

壬生町みぶ“まちづくり” 住民会議設置要綱

〔平成16年12月8日〕

告示第94号

改正 平成18年12月15日

改正 平成24年2月8日

（目的）

第1条 住民の意見を町政に積極的に取り入れることにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する為、みぶ“まちづくり”住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

（取組事項）

第2条 住民会議は、まちづくり等において参考となる意見や情報等を広く出し合いながら、町政への関心や参加意欲の向上を図るとともに、町の政策形成において参考となる意見・情報等を町長に提言することができるものとする。

（町長の責務）

第3条 町長は、提言された住民会議の意見や情報等について、町政の運営を図るうえで参考とするものとする。

（組織）

第4条 会員は、公募に応募したものの中から町長が委嘱する。

（公募対象者）

第5条 前条に規定する公募の対象者は、18歳以上であって、町内に住所を有する者又は町内に通勤、通学している者とする。

（報酬）

第6条 会員の報酬は、無報酬とする。

（任期）

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第8条 住民会議に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、住民会議の会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条 住民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

制定文 抄

平成16年12月24日から適用する。

改正文(平成18年12月15日告示第92号)抄

平成18年12月8日から適用する。

改正文(平成24年2月8日告示第13号)抄

平成24年4月1日から適用する。

▶ 第7期みぶ“まちづくり”住民会議名簿

	メンバー	
Aグループ	山根賢二	板橋徳治
	小高記美子	伊藤陽子
Bグループ	伊達幸雄	堀田有輝
	新井里香	内藤光司
	川島千代美	

(令和6年12月時点)

VI-8

計画策定の経緯

年	月日	項目内容
令和 6年	7月5日	町長ヒアリング ・第7次総合振興計画について
	8月19日	第1回第7次総合振興計画策定専門部会 ・第7次総合振興計画の策定方針について ・第7次総合振興計画の策定スケジュールについて
	8月29日	第1回第7次総合振興計画策定委員会 ・第7次総合振興計画の策定方針について ・第7次総合振興計画の策定スケジュールについて
	9月13日 ～9月24日	壬生町第7次総合振興計画前期基本計画策定のための住民意識調査
	10月30日	第1回みぶ“まちづくり”住民会議 ・まちづくり住民会議について ・自己紹介など ・ワークショップ テーマ「壬生の壬力(みりよく)を探そう!」 「壬生のみらいビジョン案を考えよう!」
	11月19日	第2回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ワークショップ テーマ「壬生の課題を考えよう!」
令和 7年	12月6日	第3回みぶ“まちづくり”住民会議 ・まちづくり住民会議について ・ワークショップ テーマ「取り組みを考えよう」「将来都市像の検討」
	1月22日	子育て世代ヒアリング ・テーマ「壬生町に期待・希望する取組みは何か」
	2月20日 2月21日 2月26日	第2回第7次総合振興計画策定専門部会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について
	3月10日	第2回第7次総合振興計画策定委員会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について
	3月27日	令和6年度第3回企画委員会 ・諮問 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について

[前期基本計画策定の経緯 続き]

年	月日	項目内容
令和7年	5月12日 ～5月14日	第3回第7次総合振興計画策定専門部会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について ・第7次総合振興計画前期基本計画(案)について
	6月16日	第3回第7次総合振興計画策定委員会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について ・第7次総合振興計画前期基本計画(案)について
	6月17日 ～6月19日	分野別懇談会(7分野) ・第7次総合振興計画基本構想(案)について
	6月23日 ～6月25日	地区別懇談会(壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区) ・第7次総合振興計画基本構想(案)について
	7月7日	令和7年度第1回壬生町企画委員会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について ・第7次総合振興計画前期基本計画(案)について
	8月5日	第4回第7次総合振興計画策定委員会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)について ・第7次総合振興計画前期基本計画(案)について
	8月29日	議会全員協議会での報告
	9月8日 ～10月8日	パブリックコメント
	11月5日	令和7年度第3回壬生町企画委員会 ・第7次総合振興計画基本構想(案)及び第7次総合振興計画前期基本計画(案)の答申について
	11月28日	壬生町第7次総合振興計画基本構想について議決

壬生町ホームページ



発 行 栃木県下都賀郡壬生町
T E L 0282-81-1813
U R L <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
編 集 壬生町総務部総合政策課
発行日 令和8年3月



壬生町
第7次総合振興計画
前期基本計画